

令和元年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和元年 9月11日 開会

令和元年 9月24日 閉会

青木村議会

令和元年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月11日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号及び報告第2号の上程、説明	10
○議案第1号の上程、説明	12
○議案第2号の上程、説明	35
○議案第3号の上程、説明	38
○議案第4号の上程、説明	41
○議案第5号の上程、説明	42
○議案第6号の上程、説明	45
○議案第7号の上程、説明	48
○社会福祉協議会会計決算の報告	50
○監査報告	52
○議案第8号の上程、説明	55
○議案第9号の上程、説明	56
○議案第10号の上程、説明	57
○議案第11号の上程、説明	59
○議案第12号の上程、説明	60
○議案第13号の上程、説明	61
○議案第14号の上程、説明	62
○議案第15号の上程、説明	68

○議案第 16 号の上程、説明	69
○議案第 17 号の上程、説明	70
○議案第 2 号の上程、委員長報告	71
○日程の追加	72
○議案第 18 号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
○日程の追加	76
○議案第 19 号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○散会の宣告	77

第 2 号 (9月13日)

○議事日程	79
○出席議員	79
○欠席議員	79
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	79
○事務局職員出席者	80
○開議の宣告	81
○議案第 2 号 「青木村火入れに関する条例」 についての追加報告	81
○議事日程の報告	83
○一般質問	83
堀内富治君	83
小林和雄君	100
坂井弘君	110
山本悟君	141
居鶴貞美君	154
宮入隆通君	169
○総括質疑	185
○委員会付託	185
○散会の宣告	187

第 3 号 (9月24日)

○議事日程	1 8 9
○出席議員	1 9 0
○欠席議員	1 9 0
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 9 0
○事務局職員出席者	1 9 1
○開議の宣告	1 9 2
○議事日程の報告	1 9 2
○委員長審査報告	1 9 2
○報告第 1 号の質疑	1 9 5
○報告第 2 号の質疑	1 9 5
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 5
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 9 7
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 9 7
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 9 8
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 9 9
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 9 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	2 0 0
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	2 0 1
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	2 0 5
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	2 0 6
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	2 0 8
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	2 1 1
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	2 1 3
○議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	2 1 5
○議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	2 3 0
○議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	2 3 2
○議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	2 3 2
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	2 3 3
○閉会の宣告	2 3 5

○署名議員.....	2 3 7
------------	-------

令和元年 9 月 1 1 日（水曜日）

（第 1 号）

令和元年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和元年9月11日（水曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2 号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成30年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2 号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3 号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4 号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5 号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の
認定について
- 日程第10 議案第 6 号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7 号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8 号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につい
て
- 日程第13 議案第 9 号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
について
- 日程第21 議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第 2 号 青木村火入れに関する条例について（委員長報告）

日程第 2 3 一般質問

追加日程第 1 議案第 1 8 号 五島慶太未来創造館建設工事の請負契約について

追加日程第 2 議案第 1 9 号 村長の専決処分事項の指定について

出席議員（10名）

1 番	宮 入 隆 通 君	2 番	坂 井 弘 君
3 番	松 澤 正 登 君	4 番	金 井 とも子 君
5 番	宮 下 壽 章 君	6 番	沓 掛 計 三 君
7 番	居 鶴 貞 美 君	8 番	小 林 和 雄 君
9 番	堀 内 富 治 君	1 0 番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室 長	片 田 幸 男 君	参事兼 建設農林課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小宮山 俊 樹 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	多 田 治 由 君
商工観光移住 課長兼移住 商工観光移 係 長	中 沢 道 彦 君	教育次長兼 公民館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 センター 長	宮 澤 章 子 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	稲 垣 和 美 君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係 長	小 林 義 昌 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長	横 沢 幸 哉 君	税務会計課 課長補佐兼 資産税係 長	奈良本 安 秀 君
総務企画課 課長補佐兼 企画財政係 長	小 林 利 行 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進 室 長	塩 澤 和 宏 君

住民福祉課
住民福祉係長

上原博信君

住民福祉課
保健衛生係長

早乙女 敦君

総務企画課
庶務係長

宮澤俊博君

税務会計課
住民税係長

増田憲寛君

建設農林課
建設係長

小山明之君

教育委員会
教育係長

金井大介君

総務企画課
総務係長

小林宏記君

代表監査委員

内藤賢二君

事務局職員出席者

事務局 長

片田幸男

事務局 員

小林宏記

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、ただいまから令和元年第3回青木村議会定例会を開催いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（宮下壽章君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、4番、金井とも子議員、9番、堀内富治議員を指名します。

◎会期決定

○議長（宮下壽章君） 日程第2、会期決定についてを議題にいたします。

お諮りします。

去る9月4日、議会運営委員会において、本定例会の会期は本日11日から25日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月25日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りいたします。

日程について申し上げます。

本日11日開会、議案説明のみで散会といたします。12日木曜日は議案審査のため休会、13日金曜日は一般質問と平成30年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑と委員会付託を行います。14日土曜日と15日日曜日、16日月曜日は休日のため休会、17日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、18日水曜日は議案審査のため休会、19日木曜日は社会文教委員会の委員会審議、20日金曜日は議案審査のため休会、21日土曜日と22日日曜

日、23日月曜日は休日のため休会、24日火曜日は委員長報告、審議・採決、25日水曜日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（宮下壽章君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　おはようございます。

本日、令和元年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆様方に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初夏の長雨に日照不足が心配されましたが、7月末の梅雨明けからは夏本来の気候となり、水稻も既に黄色みが増してきております。村の特産品でありますマツタケの生育も大変気になるところでございます。

さて、安倍政権が地方創生を掲げて間もなく5年がたち、2019年度で第1期が終わりますが、政府は東京一極集中の是正を目指したものの東京圏への人口の流入はむしろ加速している状況でございます。

20年度以降の第2期に向けまして、政府は特定の地域とかかわりを続ける関係人口の創出など新たな対策を打ち出しました。第1期の地方創生では、地方に仕事をつくる、地方への新しい人の流れをつくるなどを基本目標に設定いたしまして各種事業が展開され、村でも加速化交付金、推進交付金などの補助を受けまして、村の活性化に向けた事業推進を行うことができました。

今回、まち・ひと・しごと創生会議で決定された当面の基本方針では、地方への人、資金の流れを重層的に太いものにしたいという安倍首相の強い思い入れで、定住はしないが定期的に訪れてくれる、都市部に住みながら地方と交流する関係人口の創出拡大を強く打ち出されました。これを受けまして村では、従来からの関係人口に加え、五島慶太翁の御縁で東急株式会社、東京都市大学、亜細亜大学など関係者約8万人や、東急各沿線の居住者をターゲットに関係人口をふやす方策等を実施していきたいと考えております。まず、手始めといたしまして、東急株式会社とふるさと納税の業務委託契約を結ぶことといたしました。

終戦から74年を迎えた8月15日、政府主催の全国戦没者追悼式が開催され、参列者は約

310万人の戦没者を悼みました。式典で天皇陛下は、深い反省の上に立って再び戦争の惨禍を繰り返さぬことを切に願いますとお言葉を述べられました。私は当時年少で、戦争についてはわずかな記憶しかありませんが、令和も不戦の時代であってほしいと願いを込め黙禱をいたしました。

8月14日から22日まで、青木村国際交流事業といたしまして、義民太鼓保存会こまゆみ会18名、村職員2名をアイルランド文化交流に派遣いたしました。アイルランドの歴史ある建造物や町並みでの演奏、伝統音楽の祭典への出演、中でも世界遺産ニューグレンジでの演奏は極めて特例なことで、かけがえのない体験でした。行く先々で高い評価とたくさんの歓声をいただき、感動と自信、誇りを胸に帰国いたしました。

11月の産業祭の中で報告会を計画しておりますが、渡航費用等、多大な御寄附をいただきましたさいたま市大宮区に本社のある株式会社ピーアンドディコンサルティングと株式会社ユニクス、そしてツアーの企画をいただきましたケイライントラベル株式会社と上田市出身でアイルランドの政府公認の現地ガイド、山下直子さんには深く感謝を申し上げます。

五島慶太未来創造館の建設につきましては、6月に基本計画を作成、公表し、8月8日付で東急株式会社を初めとする東急グループ様から8,300万円という多額の御寄附をいただきました。9月9日に建設工事の入札を行い、落札業者と仮契約をいたしました。年度内の竣工が国の補助の要件でありますので、本日、追加日程といたしまして契約案件の上程をする予定でありますので、よろしくお願い申し上げます。

議決をいただきました後は、10月上旬の起工式、来年3月の完成、4月18日のオープンを目指して事業を進めてまいります。

さて、8月30日の公表の内閣府月例経済白書によりますと、8月は、景気は輸出を中心に弱さが続いているものの緩やかに回復している。先行きについては、当面弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題をめぐる緊張の増大が世界経済に与える影響に注意するとともに、中国経済の先行き、海外経済の動向等、政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとのことであります。

次に、さきの6月定例議会閉会后、本日までの主な行事の報告をさせていただきます。

6月15日、北村貞治翁顕彰記念式典が当郷公民館で開催されました。貞治翁の間もなく迎える生誕120周年を地元当郷区の皆さんが中心となってお祝いをいたしました。

貞治翁には、青木村や当郷区をさまざまな形で応援をいただきました。特に奨学金として

の多額の御寄附や小学校にプールを建設していただくなど、教育面での充実に多大な御貢献をいただきました。

6月16日、青木村消防ポンプ操法大会並びにラッパ吹奏大会が開催されました。おのおの優秀な成績をおさめられたチームや個人の皆さんは、7月7日の長野県上小消防ポンプ操法大会並びに上小ラッパ吹奏大会に出場をいたしました。

県内には、これを中止する団もある中、青木村では選手の皆さんが日ごろの訓練の成果を十分に発揮した大会となりました。ことしはラッパ吹奏の成績がよく、上小大会では団体の部4位、個人の部では菅原将仁さんが5位、堀内勉さんが8位と御健闘をいただきました。団員の皆さん、大変お疲れさまでした。

7月3日、国道143号整備促進期成同盟会中央要望を行ってまいりました。ことしは青木峠バイパスに対する国の補助の内示がされ、国において事業着手になりましたことから、各陳情先で和やかな対応をいただき、同盟会としてお礼を申し上げますとともに、一日も早い着工をお願いしてまいりました。

7月25日、持続可能な水道経営の確立に向けたシンポジウムが長野市で開催され、私も簡易水道を運営する立場からパネリストとして出席をいたしました。水道法の改正があり、持続可能な水道経営の確立が求められている中、事業環境や職員配置の厳しさなど発言してまいりました。今回のシンポジウムは全国初のテーマにより行われ、連携の機運を高められたのではないかと思います。

8月1日、障害児通所施設たんとキッズあおきが開所いたしました。児童発達支援事業の取り組みにおいて、このような形で開所までこぎつけたのは県内でも先駆的なことではないかと思います。子供が小さいうちに、しっかりと社会性を育てることが将来的にも重要であるという考えから、保育指針や幼稚園教育要領も改定されました。青木村でも特に力を入れているインクルーシブ教育を進めており、改めてその重要性を深く認識したところでございます。

今後は、国で進めている障害がある、なしにもかかわらず、一人一人が安全・安心に地域で暮らせる地域共生社会の実現の推進にも寄与されることを期待しております。

8月3日、夏の恒例イベント、青木村夏まつりが盛大に開催されました。踊り連5連、子どもみこし15連、大人みこし7連が元気いっぱいに練り歩きました。フィナーレの花火大会では、村内商工会の会員の皆さんを中心に300社からの御寄附をいただき、800発の花火が夏の夜空を美しく彩りました。開催に当たり、消防団、交通安全協会、青木区を初め多くの

皆さんの御協力をいただき、感謝いたします。

8月24日、東京ドームで行われました巨人戦を青木村提供の青木村タチアカネデイとして開催いたしました。約4万5,000人という大勢の観客の皆さんを迎え、ゲートでのうちの配布やグラウンドでのアオキノコちゃんによるPR、また会場内外での電光掲示板でのCM放送など広く青木村やタチアカネそばを知っていただくよい機会となりました。

8月31日、軽井沢プリンスショッピングプラザで、長和町との共催により「信州・小県ご当地蕎麦イベント」を行いました。ショッピングモールを訪れる県内外のお客さんに青木村のタチアカネそばと長和町のダッタンそばの両方を味わっていただき、相乗効果で認知度を高めていこうというこのイベントは、整理券もすぐに配布終了し、大盛況のうちに終了いたしました。

さて、本9月議会は決算議会でありますので、まず平成30年度の青木村決算状況について申し上げます。

まず、一般会計についてであります。歳入総額は29億2,772万2,000円、歳出総額は26億9,311万6,000円、歳入歳出差引額は2億3,460万6,000円の黒字となりました。

歳入の主なものは、村税が4億1,204万5,000円、歳入合計に対する構成比は14.1%、前年度より584万2,000円の増となりました。

地方交付税は14億8,307万2,000円で、構成比50.7%、前年度より1,705万6,000円の減となりました。

国庫支出金は1億5,392万6,000円で、構成比5.3%、地方創生拠点整備交付金、臨時福祉給付金支給事業の検証等によりまして、前年度より7,303万3,000円の減となりました。

主な内訳といたしましては、介護給付・訓練等給付費負担金5,005万5,000円、児童手当負担金4,346万8,000円、地方創生推進交付金3,616万5,000円、公衆無線LAN環境整備支援事業補助金415万4,000円。

村債は8,350万円で、構成比2.9%、前年度比1億1,310万円の減となりました。

主なものは、緊急防災・減災事業費290万、地域活性化事業債210万、辺地対策事業債150万、臨時財政対策債7,700万でございます。

歳出について主なものを申し上げます。

まず、総務企画課関係でございますが、地方創生推進交付金事業では、タチアカネ蕎麦推進プロジェクト1,627万6,000円、元気な企業づくり推進事業5,624万円、公衆無線LAN環境整備支援事業1,634万7,000円。

次に、税務会計課関係では、固定資産課税客体調査業務委託料1,203万1,000円。

住民福祉課関係では、くつろぎの湯の改修工事で3,940万5,000円、青木診療所整備事業補助金2,625万9,000円、し尿前処理施設運営経費負担金711万5,000円。

建設農林課関係では、保全松林健全化推進事業委託料2,871万7,000円。

商工観光移住課関係では、定住促進応援補助金1,985万円。

教育委員会関係では、中学校 I C T 教育設備整備等学校施設工事に1,678万6,000円で行いました。

積立金につきましては、青木診療所整備基金を2,625万9,000円、乳用育成牛導入基金65万7,000円を取り崩しましたが、他の基金の取り崩しは行わずに、財政調整基金426万8,000円、情報通信関連事業基金1,000万円、新たに五島慶太翁顕彰事業基金209万円の積み立てができました。

特別会計につきましては、国民健康保険、簡易水道特別会計等、特別会計について、いずれも黒字決算となり健全な財政運営を堅持できたところでございます。

財政状況につきましては、国が定めた健全化判断比率並びに資金不足比率につきまして算定いたしましたところ、一般会計、特別会計、全て国の定めた早期健全化基準、経営健全化基準の基準内であり、償還金の程度を示す単年度の実質公債費比率は昨年に比べ0.3%減少し6.5%となり、3カ年平均も昨年度と比べて0.3%減少し6.7%と国の定めた基準内であり、資金不足も生じないことから資金不足比率も問題ありませんでした。

財政状況及び公営企業の経営状況、ともに健全な財政運営がされており、議員の皆様の御協力いただきましたことから、平成30年度全体といたしまして健全財政を堅持できた決算とすることができました。ありがとうございました。

9月6日には、村監査委員の内藤賢二代表監査委員、小林和雄監査委員から、平成30年度青木村会計歳入歳出決算について意見書をいただきました。この審査に当たりまして、監査委員には長い時間をかけ慎重な審査をいただきましたこと、また適切な意見書をいただきましたこと、まことにありがとうございました。今後は、いただきました意見を職員ともども真摯に受けとめさせていただき、日々の業務の中で生かしてまいります。

次に、令和元年度一般会計補正予算について、その概要を申し上げます。

一般会計補正予算（第2号）、歳入歳出それぞれ6,964万1,000円を追加いたしまして、総額を28億7,647万1,000円とするものでございます。

今回の補正、歳入の主なものについて、まず国庫補助金についてでございますが、総務費

社会保障・税番号制度システム整備費補助金161万6,000円、教育費私立幼稚園施設利用給付金79万9,000円、子ども・子育て支援臨時交付金39万9,000円、民生費児童教育無償化事業費補助金99万円。県の補助金といたしまして、林業費の松林健全化推進事業440万円、教育費私立幼稚園施設利用給付金39万9,000円。寄附金といたしまして、五島慶太翁顕彰事業寄附金447万1,000円、義民太鼓保存会こまゆみ会国際交流事業寄附金300万円。普通交付税4,852万6,000円でございます。基金の繰入金といたしまして、五島慶太翁顕彰事業基金としまして209万円でございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。

総務企画課関係でございますが、庁舎修繕工事255万5,000円、特定個人情報関連事務のシステム更新359万1,000円、義民太鼓保存会こまゆみ会国際交流事業費補助金300万円、村営バス運行ダイヤ改正アンケート調査等委託料の200万円、五島慶太未来創造館整備事業委託料319万円、備品購入費132万円。

住民福祉課関係、障害者福祉費国庫補助事業確定に伴う返還金357万8,000円、健康管理システム健康かるての母子保健対応システムの導入141万2,000円。

次に、建設農林課関係では、水田営農推進機械施設等導入事業補助金123万円、松林健全化推進事業等国庫補助事業1,293万8,000円、村単独の松くい虫防除対策に638万円、捕獲鳥獣の残渣処理施設建設工事に500万円、田沢温泉バイパス道路の用地測量委託料176万円。

商工観光移住課関係につきましては、商工業振興奨励金97万9,000円、五島慶太翁顕彰事業V R制作委託料165万円、定住促進応援補助金1,000万円、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金200万円。

次に、教育委員会関係では、私立の幼稚園等無償化に伴う給付金の新設に159万9,000円、中学校給食費調理用ガス回転釜の交換工事に121万円でございます。

以上、提案申し上げました議案のうち主な内容を説明させていただきました。詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 村長の挨拶が終わりました。

○議長（宮下壽章君） 日程第3、報告第1号 健全化判断比率について、日程第4、報告第2号 資金不足比率についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 報告第1号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成30年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

平成30年度健全化判断比率報告書。

実質赤字比率につきましては、普通会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字額はなく比率は算定されませんでした。

次に、連結赤字比率につきましては、全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、こちらも資金の不足が生じていないため比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率につきましては、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金等の比率となります。元利償還金の減額により、単年度では6.5%で前年度から0.3%減少しました。指標となる3カ年の平均では、前年度から0.3%減の6.7%となりました。

続きまして、将来負担比率につきましては、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して地方交付税で措置される見込み額や財政調整基金積立金を初めとする充当可能財源が将来負担額を上回ったため将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の数値は早期健全化基準を記載してございます。いずれの数値も早期健全化基準を下回り、良好な状態といつてよろしいかと思います。

以上、報告第1号について御説明申し上げます。

続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成30年度の各公営企業における資金不足比率について別紙のとおり報告する。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

平成30年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率でございまして、青木村で対象となる会計は、簡易水道特別会計、簡易水道建設特別会計、特定環境保全公共下水道事業会計の3会計でございます。いずれの会計におきましても資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おのおのの会計における事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額となっております。

以上、報告第2号について御説明申し上げます。

御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第5、議案第1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、平成30年度各会計決算の説明をさせていただきます。

一般会計、特別会計ともに数値の朗読をもつての説明は記載のとおりでございますので、できるだけ簡略化させていただきますので御了解ください。

また、決算書は見開きの2ページとなっておりますので、説明では左ページでお示しますので、よろしくお願いいたします。

決算書開いていただきまして、一般会計、特別会計歳入歳出決算総額の表をごらんいただきたいと思います。

平成30年度青木村全会計の総括表でございます。

各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明を申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合につきましては、一般会計63.6%になります。国民健康保険特別会計11.8%、簡易水道特別会計4.2%、別荘事業特別会計0.5%、特定環境保全公共下水道事業特別会計6.2%、介護保険特別会計12.4%、後期高齢者医療特別会計1.3%、収入済額合計46億11万8,255円は、前年度対比でマイナス14.9%、8億821万6,573円の減になり

ます。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合につきましては、一般会計が62.2%になります。国民健康保険特別会計12.2%、簡易水道特別会計4.2%、別荘事業特別会計0.4%、特定環境保全公共下水道事業特別会計6.5%、介護保険特別会計13.1%、後期高齢者医療特別会計1.4%、支出済額合計43億3,129万3,533円は、前年度対比でマイナス14.1%、7億930万9,013円の減になります。

一般会計の総括の関係になりますが、議案第1号 30年度青木村一般会計決算についての御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割を申し上げます。

村税14.1%、不納欠損額は39万141円、収入未済額は1,169万410円でございます。地方譲与税1.0%、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、構成割合は出てまいりません。地方消費税交付金2.6%、自動車取得税交付金0.2%、地方特例交付金0.1%、地方交付税50.7%、交通安全対策特別交付金、構成割合は出てまいりません。分担金及び負担金0.7%、132万80円の収入未済額が出てまいりますが保育料でございます。使用料及び手数料2.8%、1,089万8,500円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービス利用料、住宅使用料の関係でございます。国庫支出金5.3%。

4ページにまいりまして、県支出金5.2%、財産収入0.2%、寄附金0.8%、繰入金0.9%、繰越金10.8%、諸収入1.7%、129万6,751円の不納欠損額が出てまいりますが、老朽危険家屋の取り壊しに係る解体費用の立てかえ分でございます。村債2.9%でございます。

収入合計29億2,772万2,369円、前年度対比でマイナス17.1%、6億207万8,959円の減でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.5%、総務費20.6%、民生費26.0%、衛生費8.3%、農林水産業費6.5%、商工費4.5%、土木費11.4%、消防費4.5%、教育費8.8%、災害復旧費、支出はございませんでした。

8ページへまいります。

公債費7.9%、予備費、支出はございませんでした。

歳出合計26億9,311万6,252円、前年度対比でマイナス16.2%、5億2,011万6,600円の減

でございます。

歳入歳出差引残高は 2 億3,460万6,117円、執行率は91.9%、収入額に対します残高割合は8%になります。

12ページをお願いいたします。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入額を中心に申し上げてまいります。

款 1 村税、前年度対比でプラスの1.4%、584万2,801円の増でございます。現年・滞納繰越合計で徴収率になりますけれども、項 1 村民税98.4%、収入未済額は11万3,085円の減でございます。

項 2 固定資産税95.9%、収入未済額は 4 万5,400円の減。

項 3 軽自動車税94.6%、収入未済額は13万4,100円の増です。

項 4 村たばこ税、前年度より39万7,605円の減でございます。

項 5 入湯税、前年度より 3 万7,200円の増となっております。

村税全体での徴収率は97.1%でございます。

款 2 地方譲与税、前年度対比プラス0.7%、21万8,000円の増となっております。

項 1 地方揮発油譲与税は、前年度より 3 万2,000円の増。

項 2 自動車重量譲与税は、前年度より18万6,000円の増でございます。

款 3 利子割交付金、前年度対比でプラス15.8%、11万7,000円の増でございます。

14ページ。

款 4 配当割交付金、マイナスの17.7%、31万2,000円の減。

款 5 株式等譲渡所得割交付金、マイナス36.2%、69万4,000円の減。

款 6 地方消費税交付金、プラスの4.3%、313万8,000円の増。

款 7 自動車取得税交付金、マイナスの6.8%、50万9,000円の減。

款 8 地方特例交付金、プラスの10%、17万2,000円の増でございます。

款 9 地方交付税、マイナスの1.1%、1,705万6,000円の減でございます。内訳は、普通交付税で1,467万6,000円の減、特別交付税で238万円の減でございます。

款10交通安全対策特別交付金、マイナス6.4%、3万1,000円の減でございます。

16ページへまいります。

款11分担金及び負担金、前年度対比マイナス5.8%、130万3,390円の減でございます。

項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金は、当郷区中村水路の改修に伴うものでございます。

項 1 負担金、目 1 総務費負担金、節 1 高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入

負担金でございまして、8件、放送サービスの加入負担金15件分でございます。節2 地方創生事業実施負担金は、そばイベント等開催費に充てたものでございまして、長和町からの収入でございます。

目2 民生費負担金、節1 社会福祉士負担金は、備考のとおりでございます。節2 児童福祉費負担金及び節3 滞納繰越金は保育料でございまして、合計では前年度より144万1,120円の減となっております。

収入未済額は現年・滞繰合わせまして132万80円で、前年比55万4,210円の減でございます。

款12 使用料及び手数料、前年度対比マイナス3.5%、295万8,999円の減でございます。

項1 使用料、目1 節1 総務使用料、村営駐車場使用料の内訳につきましては、個人分6台、青木区商工会、それぞれで3万2,115円となっております。村営バスの運行収入は、前年度より10万3,590円の増でございます。

節2 現年度分高速情報通信サービス使用料、こちらにつきましては、前年度より通信サービスで43万1,800円の減、放送サービスで9,000円の減でございます。

18ページ、節3 滞納繰越分の高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで23万240円、放送サービスで2万4,000円、それぞれ減となっております。

なお、収入未済額の内訳は、節2 現年度分で3万8,800円、節3 滞納繰越分は33万1,100円、それぞれ増でございます。節4 光ケーブル使用料は25万549円の増となっております。

目2 商工使用料、節1 観光施設使用料、キャンプ場の使用料は前年度より5万3,200円の減、昆虫資料館使用料も5万4,030円の減でございます。

目3 土木使用料、教員住宅、校長住宅、村営住宅、若者定住住宅に係るもので、前年度対比でマイナスの6.6%、242万4,500円の減でございます。

なお、前年度より収入未済額は160万7,600円の増でございます。

目4 教育使用料、節1 保健体育使用料、前年度より19万7,112円の増。節2 会館使用料、前年度より2万5,179円の増。節3 美術館使用料、前年度より9万3,200円の増でございます。

項2 手数料、目1 総務手数料、節1 総務管理手数料、広告宣伝通信手数料につきましては、情報通信電話に係るもので1万8,400円の減でございます。節3 戸籍住民基本台帳手数料は、前年度より18万5,130円の減でございます。

目2 衛生手数料、犬の新規登録手数料18頭分、注射済証票交付手数料が324頭分、一般廃

棄物処理業等許可申請手数料は10件分でございます。

款13国庫支出金、前年度対比でマイナス32.2%、7,303万3,370円の減でございます。

20ページへお願いします。

項1 国庫負担金、目1 民生費国庫負担金、節1 社会福祉費負担金は昨年度とほぼ同額、節2 児童福祉費負担金、児童手当負担金は34万666円の増でございます。節3 保健基盤安定負担金につきましては、国保税の軽減分のうち2分の1を国で見いただくもので、18万5,248円の増でございます。

目2 衛生国庫負担金、未熟児療育医療事業負担金は、14万5,816円の減となっております。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節1 総務管理費補助金、備考欄の社会保障・税番号制度システム整備補助金は前年度より61万8,000円の減、地方創生交付金につきましては、タチアカネ推進プロジェクトに804万5,288円、自然エネルギー発電開発プロジェクトに2,812万円を充てたものでございます。公衆無線LAN環境整備支援事業補助金415万4,000円。こちらは役場や道の駅を初め、公共施設の拠点となる施設に公共無線LANの環境を整備したものでございます。節3 村営バス運行管理費補助金は、86万4,000円の減でございます。

目2 民生費国庫補助金、節1 社会福祉費補助金は、臨時福祉給付金給付事務費補助金がなくなりましたことにより1,673万3,000円の減、介護保険事業補助金14万2,000円の減、障害者地域生活支援事業補助金は9万7,000円の減でございます。

22ページです。

目3 衛生費国庫補助金、合併浄化槽の設置補助金は、循環型社会形成推進交付金として交付されたものでございます。また、母子保健衛生費補助金14万6,000円は、皆増になってございます。

目4 土木費国庫補助金、節1 土木費補助金、防災安全交付金は、前年度より115万3,000円の増、橋梁修繕工事に係るものでございます。

目7 農林水産業費国庫補助金、団体営農村地域防災・減災事業補助金120万円は、新規に青木村のため池ハザードマップを作成した事業に係る補助金でございます。

項3 委託費は、553万4,147円の減でございますが、衆議院選挙に係る委託金の減によるものでございます。

款14県支出金、前年度対比マイナス23.5%、4,705万4,789円の減でございます。

項1 県負担金、目1 民生費県負担金、節1 社会福祉費負担金、介護給付・訓練等給付費負

担金は、前年度より120万4,962円の増でございます。

節4保健基盤安定負担金、税の軽減分のうち4分の1を県で見させていただくもので、国保分は19万1,334円、後期高齢分は771円、それぞれ前年度より増となっております。

項2県補助金、目1民生費県補助金、目3衛生費県補助金は、特に申し上げることはございません。

24ページです。

目3農林水産業費県補助金、節1農業費補助金、野生鳥獣被害総合対策事業補助金は、97万8,000円の増、農産漁村振興交付金は、道の駅あおき高機能拠点化施設の整備に充てたもので5,800万円の皆減、需要に応える園芸産地育成事業補助金70万円の皆減でございます。

26ページ、元気づくり支援事業の信州青木村魅力発見事業63万7,000円の増、竹チップ活用プロジェクト事業224万8,000円の増、信州農業生産力強化対策事業補助金、こちらにつきましては236万4,000円の増でございます。

節2林業費補助金、松林健全化推進事業補助金の薬剤防除につきましては60万7,500円の皆減、伐倒駆除につきましては370万円の減、保全松林健全化整備事業補助金は220万5,000円の増でございます。

目6商工費県補助金、節2観光費補助金は、元気づくり支援金事業の五島慶太翁顕彰事業で315万1,000円の増。

目10教育費県補助金、節1社会教育費補助金、同じく元気づくり支援金事業でニュースポーツ推進事業として110万4,000円の増でございます。

目11総務費県補助金、節1総務管理費補助金は、やはり元気づくり支援金事業で、ふるさと公園を会場に実施いたしました飾花イベントの費用でございます。

項3委託金、目1総務費委託金、節1総務管理費委託金、市町村特例処理事務委託金は、県の委任事務による委託金でございます。節2徴収費委託金、県民税の賦課徴収事務に対する委託金でございます。節4統計調査費委託金は前年度より13万6,230円の増、節5選挙費委託金は長野県知事選挙及び県議会議員選挙に係る費用でございます。

目2民生費委託金、28ページですが、目3農林水産業費委託金は特に申し上げることはございません。

款15財産収入、前年度対比プラスの2.6%、15万9,656円の増でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、N I S S I N A P S等への土地の貸し付けに係るものでございます。

目 2 節 1 利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

項 2 財産売り払い収入、目 2 土地売り払い収入は、行政財産の用途廃止に伴う土地の売却分、住宅用地で64.17平方メートル分でございます。

款16寄附金2,226万5,111円は、前年度対比でマイナスの14.7%、382万9,889円の減でございます。

目 1 節 1 一般寄附金は52万円の減、ふるさと応援寄附金は前年度より166万円の減でございます。

目 3 総務費寄附金は、義民太鼓こまゆみ会国際交流事業の寄附金で、事業は次年度に繰り越しとなっております。

目 4 教育費寄附金、節 2 奨学資金寄附金、こちらは 3 件の128万111円。節 7 図書館費寄附金は 2 件で12万円でございます。

款17繰入金は前年度対比マイナス90.2%、2億4,653万3,581円の減でございます。内訳は備考欄のとおりでございますが、道の駅関連の公共施設整備基金の繰り入れ約2億円、それから財政調整基金の7,000万円、授産所基金310万9,669円の減となっております。

款18繰越金、前年度対比でマイナスの23.0%、9,482万475円の減でございます。

30ページへまいります。

款19諸収入、前年度対比でマイナス17.6%、1,048万9,923円の減でございます。

項 1 延滞金加算金及び過料、目 1 節 1 延滞金、前年度より14万5,224円の増。

項 2 村預金利子、歳計現金の短期運用に係る利子分でございます。

項 3 貸付金元利収入、備考欄の勤労者生活資金融資預託金元金は、長野県労働金庫上田支店への預託金です。商工預託金元金は、八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託したものでございます。また、農産加工施設運営組合が解散したことにより、その償還金200万円が減額となっており、授産所の閉所により受託収入が皆減となっております。

項 5 雑入、目 1 雑入、節 1 市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売り上げから市町村へ配分されるもので、35万5,341円の増でございます。節 2 消防団員退職報償金、前年度より110万7,000円の減。節 3 雑入、備考欄の雑入は898万4,463円でございますが、内訳につきましては、お手元に配付しました資料のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

また、不納欠損額の757万6,751円は、危険家屋解体費の立てかえ分を権利放棄したもの

でございます。

節7 就学援助費返納金、過年度分につきましては皆増でございまして、入学準備金を就学前に支給することとしたため、資格確定後、返納となったものでございます。節8 市町村振興協会補助金、地域防災組織育成事業に係る補助金でございます。

32ページへまいります。

款20 村債、前年度対比マイナス57.5%、1億1,310万円の減でございます。

項1 村債、目1 地域活性化事業対策債、節1 循環型社会形成事業債10万円の増、当郷区の中村農業用水路の改修工事分でございます。

目1 緊急防災・減災事業債290万円は、Jアラートの更新事業に係る費用でございます。

目3 辺地事業債、節4 消防施設整備債150万円は、下奈良本区の可搬ポンプの購入に係るものでございます。

目4 節1 臨時財政対策債、普通交付税の不足分を補填するもので、300万円の減でございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額26億5,000万円、補正予算額が2億2,395万円、繰越事業費、繰越財源充当額が2,443万1,000円、予算現額計が28億9,838万1,000円、調定額が29億5,459万8,251円、収入済額は29億2,772万2,369円、不納欠損額は296万6,892円、収入未済額が2,390万8,990円でございます。

34ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 議会費、前年度比プラスの2.1%、82万6,027円の増となります。議員共済の負担金が算定の基礎となる議員数の増により47万4,240円の増となったほか、交際費が増額となっておりますのが主な要因となっています。

項1 議会費、節1 報酬、10名分。節3 職員手当等、節4 共済費は、報酬に伴うものです。節7 旅費は、特別旅費の支出はなく、20万6,600円の減。節10 交際費、議長交際費、こちらは名誉村民の小川原辰雄氏の葬儀に係る支出等あり、20万4,100円の増となっています。なお、議長交際費、それから村長交際費については、お手元に資料を配付してございますので、後ほどごらんいただければと思います。節11 需用費、印刷製本費は議会だよりの印刷代。節13 委託料、こちらは議事録の作成に係るものでございます。

款2 総務費、前年度対比マイナス13.6%、8,683万6,202円の減でございます。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節1 報酬258万8,760円の皆増でございまして、産業

医 1 名、嘱託職員 1 名の報酬でございます。節 2 給料、特別職 1 名、一般職 12 名の給料になります。一般職の 2 名増員によりまして総額となっております。節 3 職員手当等、節 4 共済費につきましては、給料、賃金に伴うものでございます。

36 ページへまいります。

節 7 賃金、臨時職員 1 名分が主なものでございます。節 8 報償費 5 万円の皆増でございます。節 10 交際費、村長交際費は、前年度より 21 万 8,710 円の増。節 11 需用費、食糧費、前年度より 38 万 450 円の減でございます。節 13 委託料、電算処理委託料が 645 万 472 円、役場庁舎の宿直業務委託料 221 万 4,300 円、名誉村民の葬儀の委託料 189 万 8,910 円が主なものでございます。節 14 使用料及び賃借料、使用料は電算システムの使用料 910 万 3,752 円、コピー機の使用料が 202 万 1,781 円、こちらが主なものでございます。節 19 負担金補助及び交付金、負担金は県市町村職員互助会の負担金 54 万 6,394 円、自治体情報セキュリティクラウドの利用負担金が 104 万 8,656 円、県職員派遣に伴います負担金が 1,064 万 9,117 円、こちらが主なものでございます。補助金は地区運営補助金 283 万 8,720 円、区長手当を含んでございますが、こちらが主なものでございます。

目 2 文書広報費、節 11 需用費、消耗品費は、例規集等の加除 118 万 9,896 円が主なものでございます。印刷製本費は、広報あおきの印刷代でございます。節 13 委託料、地区文書連絡員の委託料が 141 万 8,640 円、例規システムの利用委託料が 259 万 2,000 円、個人情報保護条例及び情報開示条例の全体精査、その支援の委託が 513 万円、こちらを支出してございます。

目 3 財政管理費、平成 29 年度の決算附属資料、それから平成 31 年の予算資料の印刷代でございます。

38 ページでございますが、目 4 会計管理費、節 2 給料、職員 2 名分でございます。節 11 需用費、印刷製本費は、決算書の印刷代が主なものでございます。

目 5 財産管理費、節 11 需用費、役場庁舎の管理に係る光熱水費が主なもので、修繕料は庁舎の空調機の修繕 150 万 1,200 円、リフレッシュパークの施設修繕 452 万 4,443 円ほか、公用車の修理等でございます。節 12 役務費、保険料は村有物件の災害共済負担金、分担金 436 万 9,793 円が主なものでございます。節 13 委託料、庁舎の清掃管理業務委託料 264 万 600 円、公共施設の警備業務の委託料 169 万 4,868 円、リフレッシュパークの管理委託料 80 万円、電算の基幹業務システム委託料 219 万 7,800 円、それと空調施設の改修工事の基本設計委託料 600 万円が主なものでございます。節 14 使用料及び賃借料、賃借料は、運動公園、村営住宅の公共施設の地代に加え公用車のリース代に係るものでございます。節 15 工事請負費、役場庁舎

の電話機の更新事業594万円が主なものでございます。節18備品購入費、業務用のパソコン6台が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、財産組合への負担金227万6,000円、マイナンバー制度中間サーバープラットフォーム利用負担金137万2,000円を支出してございます。節25積立金、財政調整基金へ運用利子426万8,000円、五島慶太翁顕彰事業基金209万円を積み立てました。

目6企画費、前年度比554万8,249円の増となっておりますが、公衆無線LANの環境整備支援事業の実施によるものでございます。節4共済費、地域おこし協力隊分でございます。節8報償費、ふるさと応援寄附金の寄附者の謝礼276万5,246円、地域おこし協力隊の活動報償費、そのほか美しい村づくり条例の検討委員の謝礼等でございます。節11需用費、協力隊の活動に係る支出と美しい村づくり条例の概要版1,900部の印刷代6万1,560円等でございます。

40ページをお願いします。

節12役務費、地域おこし協力隊に係る公用車や住宅の維持管理費に係る部分と、ふるさと寄附金に係る手数料等が主なものでございます。節13委託料、備考欄の委託料は、美しい村づくり条例制定等支援事業294万8,400円、公衆無線LAN環境整備支援事業保守委託料65万8,800円が主なもので、備考欄のふるさと寄附金は、ウェブサイト運用業務、返礼品の配送業務の委託料でございます。節14使用料及び賃借料、備考欄の賃借料は、地域おこし協力隊の住宅の借上料、車のリース料が主なものでございます。節15工事請負費、公衆無線LANの環境整備事業の工事費でございます。節16原材料費、みんなの花壇プロジェクトで花の苗等の代金でございます。節18備品購入費、キッチンカーの自動充電器を購入したものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合負担金660万5,000円が主なもの、補助金は青木村村民活動支援事業の補助2件、40万円、地域おこし協力隊員の起業補助金100万円でございます。

目7諸費、節1報酬、青少年補導委員6名分でございます。節15工事請負費、防犯灯の新設等で、工事4件、カーブミラーの新設2件でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は有料道路の通行料負担軽減事業の負担金110万6,400円が主なものでございます。補助金は夏祭りの補助金250万円、住宅用太陽光発電導入補助金が129万4,000円、高齢者運転免許証自主返納者の支援補助金21万円が主なものでございます。なお、繰越明許費の1,000万円につきましては、義民太鼓保存会のアイルランド国際交流事業に係る補助金でございます。

目 8 情報通信サービス事業費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名、節 7 賃金は臨時職員 1 名分でございます。

42ページ、節13委託料はサーバー保守委託料980万1,540円が主なものです。節14使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添架料294万7,437円が主なものです。節15工事請負費、Jアラートの連携サーバー更新工事196万6,680円、村松地区のクロージャ引き込み口増設工事61万9,650円が主なものでございます。節18備品購入は、デモ用の4K放送対応テレビ1台、そしてパソコン1台を購入したものでございます。節25積立金1,000万円は、情報通信施設等整備基金の積立金でございまして、年度末の残高は460万円となっております。

目10地方創生プロジェクト事業費、節 8 報償費は、ご当地そばイベントの会場使用謝礼 3 万円、まち・ひと・しごと総合戦略検証委員の謝礼 3 名分でございます。節13委託料、タチアカネそばの関係で、小県そばイベントの委託料216万円、タチアカネ蕎麦打ち倶楽部の運営委託料118万8,000円、タチアカネそばのテレビ、ラジオ番組の放送委託料237万6,000円、PR、CMの放送委託料が353万8,080円などとなっています。

自然エネルギー関係では、協議会の運営委託料5,300万円、協議会の取り組みの記録番組の取材放映委託料324万円が主なものでございます。

項 2 村営バス運行管理費、目 2 運行管理費、節 1 報酬、委員報酬は地域公共交通会議の委員 8 名分、嘱託職員報酬は運転手 3 名分でございます。節 7 賃金は、代替運転手に係るものでございます。

44ページ、節11需用費は、光熱水費はバスターミナルに係るもの、燃料費は前年度より23万4,185円の増となっています。修繕料は車両の車検、定期点検、修理等に係るものでございますが、修繕費につきましては、昨年より79万9,190円の増となっています。節13委託料は、乗車予約受付の業務委託料30万円、評価検証業務の委託料37万796円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、運賃低減バス運行事業負担金567万5,000円が主なものでございます。

項 3 徴税費、目 1 税務総務費、節 2 給料、一般職員 3 名分でございます。節 7 賃金は、臨時職員 2 名分。節14使用料及び賃借料は、賃借料は納税申告の際のコピー機のレンタル料でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は地方税電子化協議会負担金 8 万193円、地方税滞納整理機構負担金 4 万4,000円が主なものでございます。節23償還金利子及び割引料、住民税の還付金で前年度より68万7,510円の増でございます。

46ページをお願いします。

目2賦課徴収費、節11需用費の印刷製本費は、各種の納付書、それから窓あき封筒の印刷代が主なものでございます。節12役務費、手数料は指定金融機関の取扱手数料80万円が主なものでございます。節13委託料、電算処理委託料は総額で775万1,170円でございます。電算処理以外では、課税客体調査及び固定資産台帳等、基礎資料の整備事業分1,502万2,800円、地方税電子申告支援サービス委託料71万2,800円が主なものでございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料でございます。

項4戸籍住民基本台帳費、目1節2給料、一般職2名分。節13委託料は、印鑑、戸籍、住基の電算処理委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は総合戸籍システムハードリース料413万2,944円、住基ネットワークのハードリース料が97万1,220円でございます。

48ページをお願いします。

項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬、選挙管理委員4名分でございます。

目2選挙啓発費、支出はございません。

目3、平成30年8月5日執行されました県知事選挙に係る経費でございます。

目6県議会議員選挙費、平成31年4月7日執行の県議会議員選挙の期日前投票までの経費でございます。

項6統計調査費、前年度より13万2,848円の増となっています。本年度は、工業統計、住宅都市統計等を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬、監査委員2名分でございます。

50ページをお願いします。

款3民生費、前年度対比マイナス1.0%、1,194万7,146円の減でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は民生福祉委員の17名分、嘱託職員1名分でございます。節2給料、一般職3名分でございます。

54ページ、節8報償費、出産祝い金で、内訳は第1子が11人、第2子が4人、第3子が4人、第4子が1人、第5子以上はおりませんでした。節19負担金補助及び交付金、負担金で主なものは、社会福祉協議会負担金が731万8,000円でございます。節28繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より2,937万2,223円の減となっております。

52ページです。

目2障害者福祉費、節12役務費、手数料は、福祉医療費の事務取扱手数料163万5,578円が主なものでございます。節13委託料、電算の委託料で148万6,728円が主なもので、障害

者総合支援法に伴うシステムの改修費も含まれております。節19負担金補助及び交付金、負担金は相談支援事業負担金260万2,000円、障害者介護給付費審査会の負担金109万3,000円が主なものでございます。節20扶助費、障害者医療給付費1,535万7,567円、障害者介護給付・訓練等給付費9,331万932円、更生医療給付費100万8,300円が主なものでございます。節23償還金利子及び割引料、平成29年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の交付額確定に伴います返還金620万589円が主なものでございます。

目3老人福祉費、節1報酬、介護保険事業計画、老人福祉計画策定委員9名分でございます。節8報償費、高齢者祝い金が主なもので、99歳以上10名、88歳の方53名の分でございます。節11需用費、燃料費はくつろぎの湯の灯油代でございます。節13委託料、くつろぎの湯の管理委託料850万9,000円、老人福祉センター管理委託料794万2,000円、高齢者生活福祉センター委託料700万円、同センターの運営委託料198万2,000円、後期高齢者健診委託料157万9,256円、配食サービスの委託料が1,046万円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は長野県後期高齢者医療広域連合負担金で6,812万9,651円、シルバー人材センター負担金が85万1,147円が主なものでございます。補助金は、老人クラブの補助金が65万3,000円でございます。節20扶助費、老人保護措置費6名分でございます。節28繰出金、介護保険特別会計へ8,599万131円、後期高齢者医療特別会計へ1,593万4,146円を繰り出しております。

目4地域包括支援センター費、節1報酬、嘱託職員1名。節2給料、一般職3名分でございます。

54ページをお願いします。

節7賃金、主に保健師1名分。節13委託料、介護予防サービス計画作成委託料が144万3,000円、介護予防ケアマネジメント委託料94万8,900円でございます。

目5国民年金費、特に申し上げることはございません。

目6人権対策費、支出はございませんでした。

目7地域少子化対策強化事業費、節8報償費、子育てサポータークラブの委員20名分。節11需用費、乳幼児用の冊子、ベビースケール等の購入費でございます。

項3児童福祉費、目1児童福祉総務費、56ページになります。節13委託料、電算委託料でございます。

目2児童措置費、節20扶助費、児童手当6,307万円、819件分。乳幼児・児童医療給付費797万6,035円でございます。

目 3 母子父子福祉費、節20扶助費、母子・父子家庭の医療費の給付でございます。

目 4 保育所費、節 1 報酬、嘱託職員 4 名、嘱託医師 2 名分。節 2 給料は、一般職 9 名分でございます。節 7 賃金、主に保育士が月12名、延長・早朝保育が 3 名、給食調理員 3 名でございます。節11需用費、修繕料は F F の暖房機の入替え33万4,800円、保育室の名板の改修11万5,560円が主なものでございます。節13委託料は、電算委託料36万2,880円、福祉サービスの第三者評価の委託料26万5,500円が主なものでございます。

58ページにまいります。

節15工事請負費、給食室の回転釜の入替え工事100万円が主なものでございます。節18備品購入費は、乳児用の椅子、テーブルの購入12万円ほかでございます。節19負担金補助及び交付金、バスの定期代の村負担分29万7,400円が主なものでございます。

目 5 児童福祉施設費、児童センターにかかわるものでございます。節 1 報酬、嘱託職員 1 名分、節 7 賃金、臨時職員、主に 4 名分。節 8 報償費、水曜クラブの講師謝礼、12教室分でございます。節11需用費、修繕料は F F の暖房機の入替え21万600円、エアコンの修理16万4,268円が主なものでございます。

項 4 生活保護費、支出はございませんでした。

項 5 災害救助費、8 月14日の殿戸で発生しました火災時の炊き出し等でございます。

款 4 衛生費、前年度対比……

○議長（宮下壽章君） 説明中でございますが、暫時休憩といたします。

10時40分から再開ということをお願いします。

休憩 午前 10 時 23 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、先ほどの続きになりますが、58ページの款 4 衛生費でございます。前年度対比でマイナス13.3%、3,449万675円の減でございます。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 1 報酬、委員報酬は12地区の衛生委員の報酬、それから保健補導員42名分でございます。

60ページ、嘱託職員 1 名、嘱託の医師 2 名分でございます。節 2 給料、一般職 3 名分、節 7 賃金、各種検診や事業での保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、事務者の賃金でございます。節 8 報償費、さわやか体力づくりの講師謝礼、心配事相談弁護士報酬等でございます。節 13 委託料、胃検診、肺がん検診を初め各種検診等の委託料 902 万 6,278 円、保健センターの管理等 83 万 810 円、電算処理委託料 501 万 2,712 円、健康寿命延伸計画策定に係るデータ分析委託料 75 万 5,561 円が主なものでございます。節 19 負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制度運営負担金 112 万 6,000 円、初期救急センター負担金 106 万 2,553 円が主なものでございます。補助金では、青木診療所施設整備補助金 2,625 万 9,000 円、佐久医療センター・救急救命センター運営費補助金 44 万 4,000 円が主なものでございます。節 23 報償金利子及び割引料、国庫返納金は、平成 29 年度の未熟児養育医療費等国庫負担金の確定に伴うものでございます。節 25 積立金、診療所整備基金の積立金でございます。

目 2 予防費、62 ページをお願いします。節 11 需用費、医薬材料費はワクチン代等で前年度より 43 万 9,701 円の増、節 13 委託料、主には予防接種委託料 612 万 1,692 円が主なもので、前年度より 37 万 2,507 円の増となっています。節 19 負担金補助及び交付金、人間ドック等受診補助で 23 名分でございます。

目 3 環境衛生費、節 12 役務費、資源物の収集運搬費でございます。節 13 委託料、合併浄化槽の法定点検委託料 54 万 5,000 円、合併浄化槽の保守点検業務委託料 165 万円、不法投棄ごみの処理委託料 9 万 7,848 円が主なものでございます。節 19 負担金補助及び交付金、負担金は大星斎場の負担金 77 万 4,000 円が主なもの、補助金は各区のごみ分別指導補助金 79 万 9,992 円、合併浄化槽の設置補助 46 万 6,000 円、5 人槽 1 基分等でございます。

項 2 清掃費、目 1 じんかい処理費、節 11 需用費、消耗品費は、村指定ごみ袋の代金でございます。節 12 役務費、収集運搬費、燃やせるごみの収集運搬 566 万 7,680 円、燃やせないごみの収集運搬費 436 万 7,520 円でございます。節 13 委託料、燃やせないごみの処理業務委託料、節 18 備品購入費、ごみステーション 2 基の購入費でございます。節 19 負担金補助及び交付金、前年度より 5 万 3,021 円の減、上田クリーンセンター負担金が 916 万 2,000 円、ごみ処理広域化推進事業負担金 140 万 8,000 円、焼却灰の処理リサイクル事業負担金 147 万 8,014 円の内訳でございます。

目 2 し尿処理費、節 19 負担金補助及び交付金、汚泥再生処理施設経費の負担金 711 万 4,879 円を長和町に支払っております。また、運搬を行います業者に遠隔地運搬補助金として 37 万 8,459 円を補助しております。

項3 上水道費、内訳は簡易水道特別会計の繰出金5,993万円で、前年度より1,716万9,000円の増でございます。

款5 農林水産業費、道の駅に係る大きな事業が終了したことから、前年度対比でマイナス72.9%、4億7,076万2,220円の減でございます。

64ページです。

項1 農業費、目1 農業委員会費、節1 報酬、農業委員、推進委員12名分、節13委託料、農地情報システム管理委託料31万8,640円、農地台帳システム保守委託料45万3,600円でございます。

目2 農業総務費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節2 給料は一般職3名分、節19の負担金補助及び交付金は千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金が10万円、21上小農業活性化協議会負担金が2万3,800円でございます。

66ページです。

目3 農業振興費、節7 賃金、農業支援センター企画推進員1名分が主なもので、そのほか臨時職員1名、農業経営改善計画認定審査員の賃金等でございます。節11需用費、印刷製本費74万3,040円は、元気づくり支援金、青木村魅力発見事業の東京農大との調査研究にかかわります実績集、セミナーポスター、写真集の印刷費でございます。修繕料については、石臼製粉機の目立て加工及び昇降用のリフターの取り付けに係ります費用でございます。節13委託料、有害鳥獣駆除委託料414万円、農業支援センター委託料447万100円が主なものでございます。節18備品購入費、竹チップ活用プロジェクトの竹破砕機及び集じん機の購入費でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金では、農業生産者団体の補助金が16万8,500円、農技連の補助金67万5,000円、農業近代化資金利子補給11万728円、水田営農機械施設等導入補助73万9,000円、6次産業フロンティア支援金60万円、マーケットニーズ対応産地支援事業補助金236万4,000円等を支出してございます。交付金では、中山間地域等直接支払事業交付金1,392万8,711円、23集落が対象となっております。有害鳥獣駆除対策協議会交付金254万5,236円、多面的機能支払交付金は1,092万552円、農業次世代人材投資資金4名分で600万円でございます。

目4 畜産業費、節18備品購入費、乳用育成和牛の購入費でございます。

目5 農地費、村内のため池ハザードマップ作成のため、前年度比プラス110万5,942円でございます。節11の需用費、ハザードマップの2,000部の印刷費、節13委託料はハザードマップの策定業務の委託料108万円を支出してございます。節15工事請負費、循環型社会形成

事業で当郷中村水路225万7,200円でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金5件分で、前年度より207万7,680円の減でございます。

68ページです。

目6生産調整推進対策費、節19負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務負担金、補助金は集落転作等推進補助金でございます。

目7山村振興費、特に申し上げることはございません。

目8国土調査費、節1報酬、嘱託職員1名、節2給料は一般職員1名分、節7賃金は臨時職員1名分でございます。節13委託料、一筆地の測量委託料500万400円、地籍調査の支援システムの保守業務委託料19万4,400円が主なものでございます。

項2林業費、目1林業総務費、70ページでございますが、節19負担金補助及び交付金、負担金は、長野県みどりの基金20万円、林業振興会負担金7万8,000円が主なものでございます。補助金は、青木小学校のみどりの少年団の活動補助金でございます。

目2林業振興費、節13委託料、備考欄の委託料は、信州上小森林組合青木支所への林務委託料でございます。国補助事業委託料は全て松くい虫対策でございまして、衛生伐2,871万7,200円は260万2,800円の増、伐倒駆除1,305万1,800円は696万6,000円の減、樹幹注入112万3,200円は21万600円の減、地上薬剤散布については皆減となっております。村単事業の委託料、松くい虫対策の伐倒駆除457万9,200円は127万4,400円の増、森林造成事業は上小森林祭、森林の里親促進事業に係る植栽準備等で184万3,344円でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業の重機借上料1件でございます。節15工事請負費、村単の請負費は林道ユノイリ線のコンクリート舗装の工事でございます。節16原材料費、林道補修資材等でございます。節18備品購入費、鳥獣保護用のくくりわな24基、保護おり5基、森林づくり推進支援事業の物品で木製のベンチ8台、木製パネル2台、林地台帳用のパソコンの購入でございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は森林造成事業補助金654万3,850円、こちらは前年比で356万550円の増、樹種転換事業補助金145万6,500円は52万2,700円の増となっております。

款6商工費、前年度対比でプラスの72.2%、5,084万7,747円の増となりました。

項1商工費、目1商工総務費、節2給料、一般職員3名分でございます。

目2商工業振興費、節19負担金補助及び交付金、負担金は上田地域定住自立圏の負担金23万6,344円等でございます。補助金では、商工貯蓄共済融資保証料補助金107万7,082円、地域消費圏事業補助金421万7,504円、小規模事業振興補助金400万円、商工会補助金が170

万円、受注拡大事業補助金40万円等を支出しております。節21貸付金、商工振興資金預託金原資としまして、八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として、長野県労働金庫へ300万円を貸し付けております。

目3観光費、節7賃金、体験事業のそば打ち、おやきづくり、観光施設の草刈り、キャンプ場の管理人等が主なものでございます。節11需用費、印刷製本費は、観光用のパンフレットと五島慶太翁没後60年「誇らしき我が郷土再発見」のパンフレット1万部、チラシ2種類、各1万枚の印刷代でございます。修繕料は、横手キャンプ場の水道滅菌施設の工事118万8,000円等でございます。節12役務費、広告料は雑誌等への広告掲載でございます。節13委託料、駐車場トイレ等清掃委託料147万1,760円、ノベルティグッズの作成委託料が42万6,600円、ほかに元気づくり支援金事業で、アオキノコちゃんの着ぐるみの製作82万800円、五島慶太翁没後60年の再発見事業の映像コンテンツの製作費54万円等を支出してございます。節15工事請負費、五島慶太翁生家復元模型の製作費108万円、大型立て看板の改修費32万1,840円等でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は、県観光協会負担金10万9,500円、上田駅の観光案内所負担金17万7,000円が主なものでございます。補助金は、産業祭、タチアカネ花・実祭りの補助金が170万円、田沢・杓掛温泉旅館組合補助金50万円、観光事業推進協議会補助金50万円が主なものでございます。

目4昆虫資料館費、節1報酬、嘱託職員1名、74ページですが、節7賃金、臨時職員1名、節8報償費は、講演会、イベント等の謝礼6件です。節11需用費は、パンフレットの印刷代、官報、特別展のチラシの印刷等でございます。節13委託料は、消防施設の点検委託料でございます。

目5移住・定住促進費、30年度に新設になった目でありまして、移住・定住に係る事業の費用及び体験住宅等の管理に係る費用でございます。節7賃金、臨時職員1名分、節11需用費、光熱水費は、田舎暮らし体験住宅、コンパクト住宅の水道料及び電気料、燃料費はガス代でございます。節12役務費、節14使用料につきましても、体験住宅の管理に係る支出でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は、田舎暮らし「楽園信州」推進協議会負担金が1万円、東京で開催されました信州で暮らす、働くフェア参加負担金8万円、ふるさと回帰フェア2018出展費用4万8,870円でございます。補助金は、定住促進応援補助金、事業費の5%、上限100万円という補助でございますが、24件分でございます。

目6道の駅関連施設運営費、こちらも新設となったものでございまして、道の駅の施設管理に関する費用について支出してございます。節8報償費、道の駅あおきの竣工式典におけ

る記念品代、節11需用費は、修繕料は、活性化施設のボイラー入れかえ工事123万6,816円、ふるさと公園の水路のふたかけ工事64万8,000円等でございます。節13委託料、道の駅管理委託料が436万4,200円、情報休憩施設等、関連施設の管理委託料410万円、ふるさと公園管理委託料460万円等でございます。節15工事請負費、加工施設前の舗装工事230万400円、施設内の排水路の工事147万7,440円が主なものでございます。

款7土木費、前年対比でマイナス0.5%、158万3,316円の減でございます。

項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料、一般職員2名分、節7賃金、臨時職員1名分でございます。節13委託料、道路台帳補正業務委託料59万4,000円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は長野県治水砂防協会の負担金16万6,000円、補助金はブロック塀等除去費補助金3件分で30万円が主なものでございます。節28繰出金、下水道特別会計繰出金で、前年度より622万7,000円の減となっております。

項2道路橋梁費、78ページです。目1道路維持費、節11需用費、消耗品費は道路用の融雪剤、修繕料は村道の修繕等、49カ所に係るものでございます。節13委託料、備考欄の委託料は、除雪に係るもの516万9,570円と、道路の歩道整備に係る土地の所有権移転の業務の委託料44万3,467円が主なものでございます。村単事業委託料は、村単工事12カ所の測量実施設計等でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、建設資材の支給事業に係ります重機等の借上料、4地区でございます。節15工事請負費は、繰越事業を含めまして14カ所で前年度より6万6,320円の増でございます。節16原材料費、建設資材支給事業8件418万7,771円、あとは村の直営工事の資材等でございます。節17公有財産購入費、当郷室賀線の拡幅工事に伴います用地代1名分でございます。節18備品購入費、除雪用のトラクターの購入費でございます。節19負担金補助及び交付金、除雪機の購入補助3台分、辺地以外の地区が対象となっております、購入費の7割を補助したものでございます。節22補償及び補填及び賠償金、補償金は村道の改良工事に伴う物件の移転補償料でございます。

目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分、節13委託料、村単分は村松国道北2号線中村地区の道路新設工事に係るものでございます。

80ページです。

目3橋梁維持費、節13委託料、節15工事請負費は、防災安全交付金事業で中村、下奈良本の2カ所に係る支出でございます。

項3住宅費、目1住宅管理費、節11需用費、修繕料は48件、村営住宅、教員住宅等に係るもので、前年度より259万3,107円の減でございます。節13委託料、公営住宅管理システ

ムの電算委託料が主なものでございます。

目 2 住宅建設費、節19負担金補助及び交付金、住宅リフォーム補助13件分、こちらについては費用の 2 割、上限20万円を補助するもので、前年度より30万8,000円の増でございます。

款 8 消防費、前年度対比プラスの11.3%、1,221万5,233円の増でございます。

項 1 消防費、目 1 常備消防費、上田広域消防に係る村の負担金で実施してきました消防指令装置等の更新など施設整備に係る起債の償還が始まること等によりまして、前年度より834万4,348円の増でございます。

目 2 非常備消防費、節 1 報酬、団員報酬として、消防本部86万9,900円、ポンプ車班12万円、ポンプ班24万5,100円、女性班 5 万9,100円、各分団で223万4,100円となっています。自動車ポンプ班員の報酬58万5,000円、消防委員の報酬 2 名分で 2 万9,200円でございます。

3 職員手当等、機関班員手当は、可搬ポンプ 1 台当たり 2 万7,500円、出動手当は出動 1 回につき500円を支給するものでございます。節 8 報償費、退職報償金16名分で613万2,600円が主なものでございます。節11需用費、消耗品費は、ジェットシューター10基28万4,040円ほか、団員のはっぴ、作業服、ヘルメット等の補充、非常用飲料水、食料等の補充が主なものでございます。

82ページです。

節12役務費、保険料は消防福祉共済掛金236名分、節19負担金補助及び交付金、負担金は退職報償金掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万5,200円、県の消防防災ヘリコプター運行協議会の負担金17万4,300円等でございます。補助金は、分担運営補助金133万590円、消防本部運営補助金52万円が主なものでございます。

目 3 消防施設費、節11需用費、修繕料は、積載車の車検、それからポンプ、その他の修理等でございます。節13委託料、委託料は非常通報装置の保守委託料、節15工事請負費につきましては、全国瞬時警報システム、Jアラートですが、受信機の更新工事299万1,600円、消火栓の新設工事 1 カ所64万4,760円でございます。節18備品購入費、消防ホース68本195万480円、消防のホースの格納箱 4 基、小型動力ポンプ 1 台156万6,000円でございます。節 19負担金補助及び交付金、県防災行政無線施設保守管理経費の負担金が 4 万5,090円等でございます。

目 4 水防費、特に申し上げることはございません。

款 9 教育費、前年度対比でプラスの9.7%、2,094万579円の増でございます。

項 1 教育総務費、目 1 教育委員会費、節 1 報酬、教育長代理、教育委員 3 名分。

目 2 事務局費、節 1 報酬は、子ども・子育て会議の委員報酬10名分。節 2 給料、特別職 1 名、一般職 2 名でございます。

84ページです。

目 3 教育指導費、節 8 報償費、保・小・中一貫教育委員謝礼ほか、小・中学校の各行事のバスの運転謝礼ほかとなっています。節 9 旅費、普通旅費、小学校算数講師の旅費、武蔵野美術大学黒板ジャック学生旅費となっています。節13委託料、A E T派遣委託料でございます。節19負担金補助及び交付金、負担金は定住自立圏の事業の負担金、補助金は私立幼稚園就園奨励補助金 7 名分でございます。小学校負担金、児童災害共済負担金が11万7,910円、給食輸送費負担金17万2,775円、そのほか各種研究協議会等の負担金でございます。中学校負担金は、給食輸送費負担金18万1,284円ほか各種研究協議会等の負担金、それから吹奏楽連盟等の負担金でございます。

86ページです。

節20扶助費、準用保護で小学校23名、中学校11名、特別支援分で小学校 9 名、中学校 3 名でございます。節28繰出金、奨学基金への繰出金で、3 名の方からいただいた寄附分でございます。

目 4 学校施設環境改善事業費、小・中学校のエアコン施設工事に係る費用でございまして、設計の委託料164万1,600円の支出でございます。施工管理の委託料、それから工事請負費については、31年度への繰り越しとなっております。

項 1 小学校費、目 1 学校管理費、節 1 報酬、嘱託職員、こちらはメディアコーディネーター、講師、調理員ですが10名、校医は 5 名分でございます。節 7 賃金、図書館司書補、それから庁務員、各 1 名と給食調理員ほかでございます。節11需用費、修繕料は照明の L E D 化や給食室のボイラーの修繕工事が前年度終了したことから、336万452円の減となっております。節12役務費、手数料は、タブレットパソコンのソフト更新手数料25万3,800円、同じくハイフィルター更新手数料36万180円等でございます。節13委託料、防火施設点検委託料 68万508円、校内ネットワークシステム保守委託料54万円が主なものでございます。節15工事請負費、給食の炊飯器の更新 2 基分135万円、プロジェクターの電子黒板設置工事 5 台分で154万4,400円でございます。節18備品購入費、楽器、コルネット 4 台、ミニサッカーゴール 4 台、児童図書等でございます。

目 2 教育振興費、節14使用料及び借上料ですが、金管バンドの公開演奏会等のバスの借上

料、節19負担金補助及び交付金は、バスの定期代の村負担分17名分でございます。

項3 中学校費、目1 学校管理費、節1 報酬、嘱託職員11名、校医が5名でございます。節2 給料は一般職員1名分でございます。

88ページです。

節7 賃金、代替給食調理員でございます。節11需用費、修繕料は、音楽室の天井の修繕21万3,840円、体育館のスポットライトLED化工事が25万7,580円、トイレのセンサー交換工事が49万8,981円等でございます。節13委託料、校内ネットワークシステムの保守委託料54万円、消防施設保守点検委託料が63万7,632円、1年生の心電図検査を初めとします検査委託料17万3,556円が主なものでございます。節15工事請負費、パソコン教室の構築工事1,587万4,488円、給食用の炊飯器の更新工事1基分で70万2,000円が主なものでございます。節18備品購入費、剣道の防具5セット22万3,020円、図書館用の図書75万円が主なものでございます。

目2 教育振興費については、特に申し上げることはございません。

項4 社会教育費、目1 社会教育総務費、節1 報酬、社会教育委員3名分でございます。節11需用費、生涯学習カレンダーの印刷代47万5,200円が主なものでございます。

目2 公民館費、90ページです。節1 報酬、公民館運営審議委員11名、分館主事12名でございます。節7 賃金、スポーツ推進委員の活動、それから公民館行事等の開催にかかわります臨時雇い人料でございます。節8 報償費、子どもはつらつネットワークコーディネーターあおきっこ寺子屋の講師、あおきっこ合宿の協力学生及び調理ボランティア、総合文化祭の出演者、各種教室の講座の講師等に払ったものが主なものでございます。節19負担金補助及び交付金、補助金は分館活動補助金が65万円、そちらが主なものでございます。

目3 文化会館費、節1 報酬、嘱託職員1名分、節7 賃金、文化会館の当直2名117万5,422円が主なものでございます。節13委託料、文化会館の清掃委託料212万3,475円が主なものでございます。節15工事請負費、文化会館、N T Tの電話機更新工事でございます。節18備品購入費は、紙折り機31万1,040円、集音マイク18万3,600円でございます。

目4 文化財保護費、節7 賃金は、古文書整理等の賃金で、1名分でございます。

92ページです。

節11需用費です。修繕料は、子安地藏案内板の修繕3カ所で、11万7,720円ほかでございます。節19負担金補助及び交付金、民俗芸能補助金が8団体で56万円、義民顕彰会運営補助が10万円等でございます。

目 5 青少年健全育成費、節 1 報酬、節 3 職員手当等は、部活動の外部指導に係るもので、指導員手当が 5 名分、通勤手当 2 名分でございます。

節 8 報償費、スポーツ少年団の指導者謝礼133万1,000円、7 教室分、小・中学校のクラブ活動指導者の謝礼22万800円、19名分でございます。

98ページです。

節19負担金補助及び交付金、補助金は、育成会活動補助金40万6,001円、そのほか夏祭りの参加補助金、スポーツ少年団の活動補助金等でございます。

目 6 美術館費、節 1 報酬、嘱託職員 2 名分、節 7 賃金は、月により臨時職員が 3 名から 5 名の分でございます。節15工事請負費ですが、喫茶室のエアコン更新工事151万2,000円ほかでございます。節16原材料費、喫茶室で提供します商品のものもございます。

目 7 図書館費、節 2 給料、一般職員 1 名分、節 7 賃金は、臨時職員 3 名分から 6 名分でございます。節11需用費、消耗品費は、図書館で提供します月刊誌等、ここから支出してございます。節13委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料85万2,379円が主なものでございます。節18備品購入費、図書購入費が159万7,560円、パンフレットスタンド 6 万7,737円、児童用の書架 5 万4,000円等でございます。

96ページです。

節19負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営経費負担金89万9,000円が主なものでございます。

目 8 歴史文化資料館費、節 7 賃金は、草刈りの賃金でございまして、資料館の説明者賃金は皆減となっております。

目 9 民俗資料館費、特に申し上げることはございません。

項 5 保健体育費、目 1 保健体育総務費、節 1 報酬、スポーツ推進委員10名分、目 2 体育施設費の節 7 賃金、総合体育館の管理人賃金63万4,140円、プールの管理人が62万7,412円等でございます。節11需用費、光熱水費は、体育館、それからグラウンドの照明の電気代、プールの水道代等でございます。修繕料では、体育館の誘導灯修繕57万4,128円、流水プールのろ過タンクろ過材交換修繕が204万1,200円、次亜塩素酸貯留槽の交換工事133万3,800円等でございます。医療材料費は、プールで使います次亜塩素酸ソーダ、ハイクロン等でございます。節13委託料、備考の委託料につきましては、総合体育館、運動公園等の清掃委託料173万7,416円、体育施設器具等の保守45万144円が主なものでございます。節18備品購入費は、元気づくり支援金事業で、ニュースポーツの囲碁ボール 3 セット43万4,160円、スマイ

ルボウリング 4 セット 31 万 9,680 円、ストライクボード 2 台 9 万 8,280 円ほかとなっています。

98 ページをお願いします。

節 19 負担金補助及び交付金、入奈・夫神・村松のマレットゴルフ場の整備補助金でございます。

款 10 災害復旧費、支出はありませんでした。

104 ページでございますが、款 11 公債費、前年度対比プラス 0.3%、67 万 3,374 円の増でございます。

項 1 公債費、目 1 元金で 286 万 8,006 円の増、目 2 利子は 219 万 4,632 円の減となっています。

一般会計の歳出合計につきましては、当初予算額 26 億 5,000 万円、補正予算額が 2 億 2,395 万円、繰越事業費繰越額 2,443 万 1,000 円、予算現額計が 28 億 9,838 万 1,000 円、支出済額が 26 億 9,311 万 6,252 円、翌年度繰越額繰越明許費は 1 億 3,022 万 6,000 円、不用額は 7,503 万 8,748 円でございます。

以上、議案第 1 号の平成 30 年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定賜りますようお願いを申し上げます。

◎議案第 2 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第 6、議案第 2 号 平成 30 年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、議案第 2 号 平成 30 年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

ページ、104 ページになりますが、お願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税 16.9%、不納欠損額は 12 万 2,300 円、収入未済額は 1,203 万 1,309 円でございます。使用料及び手数料、国庫支出金、構成割合は出てまいりません。県支出金 71.8%、繰入金 7.4%、繰越金 3.8%、諸収入 0.1%でございます。

収入合計 5 億4,064万6,754円、前年度対比でマイナスの16.7%、1 億824万1,355円の減でございます。

110ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費1.0%、保険給付費73.2%、国民健康保険事業費納付金23.9%、保健事業費 1 %、諸支出金0.9%、予備費は支出ございません。

支出合計が 5 億2,913万9,345円、前年度対比でマイナスの15.8%、9,917万1,490円の減でございます。

歳入歳出差引残高は1,150万7,409円、執行率は97.9%、収入総額に対します残高割合は2.1%になります。

110ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 国民健康保険税、前年度対比でプラス1.2%、107万2,800円の増、徴収率は88.3%、収入未済額は前年度より77万9,217円の減でございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 国庫支出金、今年度、制度改正によりまして保険給付等に係る補助金は県支出金となったため、こちらでの収入は電算のシステム改修に係ります過年度の精算分のみとなっております。

款 4 県支出金、前年度対比で 3 億6,136万2,319円の増でございます。

112ページです。

項 1 県負担金及び補助金、新設の項でありまして、皆増であります。3 億3,807万688円でございます。

目 1 保険給付費交付金、普通交付金で 3 億8,495万7,688円、節 2 保険給付費交付金が特別交付金で311万3,000円の内訳で、特別交付金については保険者の事業に関します評価分でございます。

款10繰入金、前年度対比でマイナスの55.4%、4,932万7,223円の減でございます。

項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金、国保税の軽減分。節 2 保険基盤安定繰入金保険者支援分は、低所得者等を対象としました保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するものでございます。節 4 出産育児一時金繰入金、歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたものでございます。節 5 財政安定化支援事業繰入金、基盤安

定繰入金より算定しました法定内での単費の繰入金でございます。

項 2 目 1 基金繰入金、国民健康保険基金より1,000万円を取り崩し、この科目に繰り入れをしてございます。

款 9 繰越金、前年度対比プラスの52.8%、711万1,636円の増でございます。

款10諸収入、前年度対比マイナスの0.6%、3,738円の減でございます。

114ページです。

項 2 雑入、目 9 雑入、備考欄の健康診査料収入は、特定健診の自己負担分287名分でございます。

歳入合計、当初予算額が 5 億1,785万8,000円、補正予算額が2,022万1,000円、予算現額計が 5 億3,807万9,000円、調定額 5 億5,280万363円、収入済額は 5 億4,064万6,754円、不納欠損額が12万2,300円、収入未済額は1,203万1,309円でございます。

116ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になってございます。

款 1 総務費、前年度対比8.3%、46万1,521円の減でございます。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節13委託料、国保連合会の委託料で38万8,490円、国保資格システム等電算委託料が259万3,695円でございます。

項 2 徴税費、目 1 賦課徴収費、節13委託料は、国保税の電算委託料でございます。

項 3 運営協議会費、節 1 国保運営協議会報酬、5 名分でございます。節 2 保険給付費、前年対比プラスの2.6%、991万9,117円の増でございます。

項 1 療養給付費632万3,983円の増でございます。

118ページです。

項 2 高額療養費359万793円の増となっております。

項 3 出産育児諸費、出産育児一時金 2 名分で、昨年とほぼ同額でございます。

120ページです。

項 4 葬祭諸費、9 人分で昨年と同額でございます。

項 7 結核精神諸費729件分で、昨年とほぼ同額でございます。

項 3 国民健康保険事業費納付金、30年度の法改正に伴いまして、県に納付するものでございます。県が医療給付費等見込みを立てた上で、公費等の拠出で賄われる分を除き市町村ごとに納付額を決定するものでございます。総額で 1 億2,671万6,798円、医療給付分が8,880万2,059円、後期高齢者支援金分が2,937万3,898円、介護納付金分が933万5,232円ござい

ます。

款 5 保健事業費、前年対比プラスの8.3%、42万900円の増となっております。

項 1 保健事業費、目 1 保健衛生普及費、節19負担金補助及び交付金は、人間ドックの補助で、日帰りが136人、泊まりが3人の補助でございます。

項 2 目 1 特定健康診査等事業費、節13委託料、国保の特定健診の委託料でございます。

款 8 諸支出金、前年度対比プラス2.3%、10万3,424円の増でございます。

項 1 償還金及び還付金加算金、目 1 一般被保険者保険税還付金、所得構成等で国保税の額が可能となった方に対してお貸しするもので、11件分、目 3 償還金、節23償還金利子及び割引料、平成29年度の国民健康保険療養給付費等の負担金の確定によります返還金でございます。

款 9 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額が5億1,785万8,000円、補正予算額2,022万1,000円、予算現額計5億3,807万9,000円、支出済額が5億2,913万9,345円、不用額は893万9,655円でございます。

以上、議案第2号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第7、議案第3号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 議案第3号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算について御説明を申し上げます。

128ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び交付金0.9%でございます。使用料及び手数料45.5%、不納欠損額はなく、収入未済額が981万1,772円でございます。繰入金32.4%、繰越金3.2%、諸収入1.8%、村債16.2%でございます。

収入合計 1 億9,089万213円、前年度比でプラスの31.3%、4,564万3,143円の増でございます。

130ページをお開きください。

歳出の総括表になってございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

運営管理費57.5%、公債費42.5%、予備費は支出ございませんでした。

支出合計が 1 億8,229万5,353円、前年度対比プラスの31.0%、4,318万3,507円の増でございます。

歳入歳出差引残高は859万4,860円、執行率は95.5%、歳入総額に対します残高割合は4.5%になります。

134ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 分担金及び交付金、前年度対比プラスの25.0%、129万6,000円の増でございます。

項 1 目 1 分担金、節 1 新設分担金、一般分15件分でございます。

款 2 使用料及び手数料、前年度対比マイナスの0.6%、50万7,627円の減になります。

項 1 目 1 使用料、水道料金でございますが、徴収率が89.8%、収入未済額は35万9,041円の増でございます。

項 2 手数料は、特に申し上げることはございません。

款 3 繰入金、前年度対比でプラスの38.8%、1,728万3,944円の増でございます。

項 1 一般会計繰入金は一般会計からの繰り入れ、それから、項 2 基金繰入金は量水器基金からの繰り入れでございます。

款 4 繰越金、前年度対比プラスの15.6%、82万9,469円の増でございます。

款 5 諸収入、平成29年度の確定申告の確定によります還付金でございます。

136ページです。

款 7 村債、節 1 簡易水道事業債は、夫神、四谷間で実施しました本管の布設がえ270メートルに係るもので、節 3 公営企業会計適用債は、固定資産台帳の整備等に係るものでございます。

款10繰入金、前年度対比でマイナスの55.4%、4,932万7,223円の減でございます。

歳入合計、当初予算額が 1 億6,852万2,000円、補正予算額が1,945万5,000円、予算現額計 1 億8,797万7,000円、調定額は 2 億70万1,985円、収入済額が 1 億9,089万213円、収入未済額は981万1,772円でございます。

138ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 運営管理費、前年度対比プラスの66.1%、4,169万3,498円の増でございます。

項 1 総務費、目 1 一般管理費、節 2 給料、一般職 2 名分、10月以降は 1 名分でございます。節 7 賃金、臨時職員 1 名、6 カ月分が主なものです。節 13 委託料、検針委託料が109万5,392円、委託人 1 人のほかシルバー人材センターにお願いしてございます。あとは電算システムの委託料68万4,288円でございます。節 27 公課費、消費税の納付金はございませんでした。

項 2 施設管理費、目 1 維持管理費、140ページです。節 11 需用費、消耗品費、浄水場等で使用します薬品代が主なものでございます。修繕料は、前年度より429万8,764円の現授産所解体に伴います給水工事116万66円、当郷第 1 配水地の配水重量計修繕102万6,000円、滝川浄水場のバック注入配管更新工事57万2,400円が主なものでございます。備考欄、その他につきましては、メーター機の取りかえ107万182円、メーター機器のボックス取りかえ89万3,535円でございます。節 13 委託料、公営企業会計適用業務委託料が540万円、水道の管理図作成委託料が540万円、水質検査委託料469万4,760円、水道施設の草刈り委託料162万1,866円、配水池の清掃管理委託料91万8,000円が主なものでございます。

節 13 工事請負費、夫神区の老朽管布設がえ工事2,058万4,800円、当郷第 2 ポンプ室ほか監視装置の更新工事1,170万720円が主なものでございます。節 16 原材料費、交換用の量水器の購入代が主なものでございます。節 25 積立金、量水器基金への積立金でございます。

項 3 目 1 受託工事費は歳出ございませんでした。

款 2 公債費、前年度対比プラス2.0%、149万 9 円の増でございます。元金分が234万8,974円、利子分が85万8,965円の利子分は減となっております。

款 3 予備費の支出はございません。

歳出合計、当初予算額が 1 億6,852万2,000円、補正予算額1,945万5,000円、予算現額計 1 億8,797万7,000円、支出済額が 1 億8,229万5,353円、不用額は568万1,647円でございます。

以上、議案第 3 号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第８、議案第４号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 議案第４号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

144ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

財産収入、収入はございません。繰越金24.7%、別荘管理収入は74.9%、不納欠損額50万4,000円、収入未済額は367万2,200円でございます。受託事業収入はございませんでした。諸収入0.4%、収入合計が2,128万7,182円、前年度対比プラス0.3%、6万7,728円の増でございます。

146ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

予備費は支出がなく、事業費が100%でございます。

歳出合計1,885万369円、前年度対比プラス18.1%、289万5,097円の増でございます。

歳入歳出差引残高243万6,813円、執行率は88.6%、歳入総額に対します残高割合につきましては11.4%になります。

150ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款１財産収入は歳入ございませんでした。

款２繰越金、前年度対比プラス19.8%、87万928円の増でございます。

款３別荘管理収入、前年度対比マイナスの0.5%、83万3,200円の減でございます。収入未済額につきましては、前年度より89万400円の増となっております。

款４受託事業収入、収入はございません。

款５諸収入、テニスコート使用料は前年度より１万円の減、雑収入は倒木処理の負担金でございます。

収入合計、当初予算額が1,635万7,000円、補正予算額410万円、予算現額計2,045万7,000円、調定額が2,546万3,382円、収入済額が2,128万7,182円、不納欠損額が50万4,000円、収

入未済額は367万2,200円でございます。

152ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1事業費、前年度対比プラスの18.1%、289万5,097円の減となりました。

項1別荘事業費、節1報酬、嘱託職員1名分。節7賃金は臨時職員、事務は主に1名、現場作業に13名等でございますが、除雪用のトラクターを購入しまして、除雪作業を委託から賃金での支払いとしたことによりまして81万2,009円の増となっております。修繕料は、別荘地内の道路修繕3カ所、街灯修理が1カ所、その他公用車や刈り払い機等の修理費でございます。節13委託料、備考の委託料は、別荘敷地内夜間パトロールの委託料でございます。節14使用料及び賃借料、賃借料は、案内板の土地代4カ所、軽トラックのリース料が1台分でございます。節15工事請負費、青木の森1号線の道路舗装工事194万4,000円、道路ののり面改修工事が49万8,960円でございます。節16原材料費、こちらについては、セメント用の砂ですとかコンクリートブロックなど軽微な修繕に使用する材料の購入でございます。節18備品購入費、発電機が11万7,720円、刈り払い機が2台で8万6,400円が主なものでございます。節19負担金補助及び交付金は区費の協力金でございます。節25積立金は別荘事業基金の積立金、節27公課費は消費税の納付金68万4,800円が主なものでございます。

款2予備費は支出ございませんでした。

歳出合計、当初予算額1,635万7,000円、補正予算額410万円、予算現額計2,045万7,000円、支出済額が1,885万369円、不用額は160万6,631円でございます。

以上、議案第4号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第9、議案第5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 議案第5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算について御説明を申し上げます。

156ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

分担金及び負担金2.8%、使用料及び手数料23.1%、収入未済額は452万9,242円でございます。繰入金68.4%、繰越金3.3%、諸収入は構成割合は出てまいりません。村債2.4%、収入合計が2億8,576万500円、前年度対比がマイナス10.2%、3,244万4,301円の減でございます。

158ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

下水道費が20.9%、公債費79.1%、予備費は支出ございませんでした。

歳出合計2億7,917万232円、前年度対比でマイナスの9.6%、2,968万7,180円の減となります。

歳入歳出差引残高が659万268円、執行率は98.9%、歳入総額に対します残高割合は2.3%になります。

162ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 分担金及び負担金、前年度対比プラスの11.8%、86万円の増になります。

項1 分担金、節1 下水道費分担金、受益者分担金で、一般住宅17件、集合住宅が1件の収入でございます。

款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使用料は、前年度対比でプラスの0.5%、33万9,827円の増でございます。徴収率は93.6%、収入未済額は9万7,357円の減でございます。

項2 手数料、特に申し上げることはございません。

款4 繰入金、前年度対比マイナスの9.4%、2,018万7,000円の減でございます。一般会計からの繰り入れは622万7,000円の減、そのうち建設改良費とありますのは、歳出の款1 項1 公共下水道建設費の支出でございます。基金繰入金は新規でございます。

款5 繰越金、前年度対比マイナスの13.5%、127万2,250円の減でございます。

款6 諸収入、項2 雑入、項3 受託工事収入はございませんでした。

款7 村債、公営企業会計適用債で、固定資産台帳の整備に係るものでございます。

歳入合計、当初予算額2億7,687万9,000円、補正予算額534万7,000円、予算現額計2億8,222万6,000円、調定額2億9,028万9,742円、収入済額は2億8,576万500円、収入未済額

は452万9,242円でございます。

164ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 下水道事業費、前年度対比マイナスの33.7%、2,970万3,058円の減となっております。

項1 公共下水道建設費、節19負担金補助及び交付金、負担金は宅内工事村負担分で2件、利子補給が2件でございます。補助金は下水道区域外補助金が8件ございまして、前年度より101万6,822円の増でございます。

項2 公共下水道管理費、節2 給料、一般職員1名分。節7 賃金、臨時職員1名の6カ月分で、簡易水道特別会計と折半で雇用してございます。節11需用費、消耗品費、浄化センターで使用しました薬品代、その他でございます。修繕料は前年度より324万7,714円の減でございます。脱臭装置活性炭の交換工事は8件でございます。節12役務費、通信運搬費は脱水汚泥の収集運搬費181万4,400円が主なもの、節13委託料は浄化センターの管理委託料744万5,520円、脱水汚泥の処理業務委託料408万8,373円、水質等検査業務委託料232万4,160円となっています。そのほかに、公営企業会計適用業務662万6,880円、本管の清掃点検作業が65万8,800円を支出してございます。

166ページをお願いします。

節27公課費、消費税納付金で、前年度より316万1,800円の増でございます。

項3 公共下水道受託工事費、支出はございません。

款2 公債費、前年度とほぼ同額でございます。

目1 元金は前年度より496万5,264円の増、目2 利子は494万9,386円の減となっております。

款3 予備費は支出ございません。

歳出合計、当初予算額2億7,687万9,000円、補正予算額534万7,000円、予算現額計2億8,222万6,000円、支出済額が2億7,917万232円、不用額は305万5,768円でございます。

以上、議案第5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（宮下壽章君） ここで暫時休憩としまして、昼食時間といたしますが、1時より15分間、議会運営委員会を開催しますので、会議の再開は1時15分からということでよろしくお

願います。

休憩 午後 零時 00 分

再開 午後 1 時 15 分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第 6 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第10、議案第 6 号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） それでは、議案第 6 号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

170ページをお願いします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.6%、収入未済額は182万3,580円でございます。使用料及び手数料、率としては出てまいりません。国庫支出金23.7%、支払基金交付金25.3%、県支出金14.7%、繰入金15.0%、繰越金1.7%、諸収入、村債は収入がございません。

収入合計 5 億7,253万5,333円、前年度対比でプラス1.6%、900万2,244円の増でございます。

172ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.3%、保険給付費92.5%、財政安定化基金拠出金、基金積立金は支出がございません。地域支援事業3.6%、諸支出金1.5%、公債費、予備費は支出がございません。

歳出合計 5 億6,763万8,098円、前年度対比プラスの2.5%、1,378万6,426円の増でございます。

歳入歳出差引残高489万7,235円、執行率は99.1%、歳入総額に対します残高割合は0.9%

でございます。

176ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 保険料、前年度比プラス4.8%、514万6,800円の増、徴収率は98.4%、収入未済額は11万1,800円の増でございます。

項 1 介護保険料、目 1 第 1 号被保険者保険料、節 1 現年度分特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款 2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款 3 国庫支出金、前年度対比プラスの1.6%、212万5,645円の増、項 1 国庫負担金、前年度比408万3,911円の減、項 2 国庫補助金620万9,557円の増。

178ページです。

款 4 支払基金交付金、前年度対比でマイナス0.4%、64万5,035円の減です。

款 5 県支出金、前年度対比プラスの5.6%、445万6,746円の増でございます。

項 1 県負担金、目 1 介護給付費負担金、節 1 現年度分349万14円の増。節 2 過年度分は皆増でございます。

款 6 繰入金、前年度対比でプラス3.0%、249万7,874円の増でございます。

項 1 一般会計繰入金、目 1 介護給付費繰入金135万9,000円の増、目 4 その他一般会計繰入金118万720円の増です。

項 2 基金繰入金はございませんでした。

款 7 繰越金、前年度対比マイナスの32.1%、457万5,987円の減となっております。

款 8 諸収入、款 9 村債、収入はございませんでした。

歳入合計、当初予算額 5 億5,012万円、補正予算額2,226万4,000円、予算現額計 5 億7,238万4,000円、調定額 5 億7,435万8,913円、収入済額 5 億7,253万5,333円、収入未済額は182万3,580円でございます。

184ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 総務費、前年度対比マイナスの5.7%、80万2,525円の減となります。

項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節13委託料、電算処理の委託料でございます。

項 1 介護認定審査会費、広域連合への負担金でございます。

項 1 趣旨普及費、広報用のパンフレット、介護保険のお知らせ1,000部の印刷代でござい

ます。

款 2 保険給付費、前年度対比プラスの14.9%、6,807万8,516円の増でございます。

項 1 介護サービス等諸費、介護 1 から 5 の認定者に係るものでございます。

目 1 居宅介護サービス給付費104万7,971円の増、目 3 地域密着型介護サービス給付費116万6,337円の減。

186ページです。

目 5 施設介護サービス給付費2,115万6,837円の増、目 8 居宅介護住宅改修費54万8,555円の減でございます。

項 2 介護予防サービス費、サービス等諸費、要支援 1、2 に係るものでございます。目 1 介護予防サービス給付費947万96円の減でございます。

188ページです。

項 3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

項 4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合に、超えた分に対し支給されるものでございます。

目 1 高額介護サービス費92万7,337円の増でございます。

190ページ、項 5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入居者に係るものでございます。

項 6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担額の合算額が一定額以上の場合に支給されるものでございます。

192ページ、款 3 財政安定化基金拠出金、款 4 基金繰入金、支出はございません。

款 5 地域支援事業、対前年度プラスの30.5%、482万910円の増でございます。

項 1 介護予防・生活支援サービス事業費、要支援 1、2 の方、または介護予防ケアマネジメントにより各サービスが必要とされた方に係るもので、前年比525万2,478円の増でございます。

項 2 一般介護予防事業費、全ての高齢者を対象とする事業で、寄り合い出前講座ですとか能力アップ教室など開催等に係る支出で、前年とほぼ同額となっております。

194ページです。

項 3 包括的支援事業・任意事業費、目 2 権利擁護事業は、いずれも成年後見人に係るものでございます。

節13委託料、成年後見センター運営業務委託料でございます。

目 4 任意事業費、節 8 報償費、介護者の集い講師謝礼。節13委託料は、介護予防の地域支え合い事業の委託料、それから緊急通報システムの業務委託料ほか訪問利用サービスの助成金等でございます。節19負担金補助及び交付金、介護用品補助金で26名分です。節20扶助費、寝たきり認知症老人介護慰労金で前期、後期、15名分でございます。

款 6 諸支出金、対前年度マイナス11.3%、109万27円の減でございます。

項 1 償還金及び還付加算金、目 1 第 1 号被保険者保険料還付金、前年度において収入超過等になっていた分で、本年度に歳出還付したものでございます。

目 2 償還金、29年度精算に伴う介護給付費国庫負担金717万3,015円の返還が主なものでございます。

款 7 公債費、款 8 予備費、支出はございませんでした。

歳出合計、当初予算額 5 億5,012万円、補正予算額2,226万4,000円、予算現額計 5 億7,238万4,000円、支出済額 5 億6,763万8,098円、不用額は474万5,902円でございます。

以上、議案第 6 号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御認定いただきますようお願いを申し上げます。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第11、議案第 7 号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 議案第 7 号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

200ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料73.7%、収入未済額が252万2,722円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てきません。繰入金26.0%、諸収入、構成割合として出てきません。繰越金0.3%でございます。

歳入合計6,127万5,904円、前年度対比プラスの6.6%、381万6,766円の増でございます。

202ページをお願いします。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金100%でございます。諸支出金については構成割合として出てきません。予備費については支出がございません。

支出合計6,108万3,904円、前年度対比プラスの6.6%、379万2,566円の増でございます。

歳入歳出差引残高は19万2,000円、執行率は99.7%、歳入総額に対します残高割合は0.3%になります。

206ページをお願いします。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、前年度対比プラス9.2%、381万1,138円の増でございます。徴収率は94.7%、収入未済額は18万7,658円の減でございます。

項1 目1 特別徴収保険料は、年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料、特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、昨年とほぼ同額でございます。

項1 一般会計繰入金、目1 節1 保健基盤安定繰入金、保険料の軽減分に係るものでございます。

款4 諸収入、項1 目1 雑入、前年度の収入を当年度に歳出還付した分に対しまして、県の広域連合から同額を補填されるものでございます。

款5 繰越金、前年度の繰越金でございます。

歳入合計、当初予算額5,926万3,000円、補正予算額182万4,000円、予算現額計6,108万7,000円、調定額6,379万8,626円、収入済額は6,127万5,904円、収入未済額は252万2,722円でございます。

208ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、前年度対比プラスの6.6%、381万7,666円の増でございます。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療の広域連合への納付金でございます。

款2 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 保険料還付金、保険料の過誤納付の分を歳出還付したものでございます。同額を歳入において広域連合より補填されております。

款3 予備費、支出はございません。

支出合計、当初予算額5,926万3,000円、補正予算額182万4,000円、予算現額計6,108万

7,000円、支出済額6,108万3,904円、不用額は3,096円でございます。

以上、議案第7号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、お認めいただきますようお願いを申し上げます。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（宮下壽章君） 続きまして、日程、議案にはございませんが、平成30年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

多田会計管理者、お願いします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 平成30年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金21.0%、配分金2.6%、事業委託金47.3%、使用料及び手数料15.7%、繰越金13.0%、諸収入0.4%でございます。

歳入合計3,482万3,137円、前年度対比でプラス2.2%、75万6,426円の増でございます。

4ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。

款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費20.8%、事業費79.2%、予備費は支出がございません。

歳出合計2,973万8,563円、前年度対比プラス0.7%、21万5,886円の増でございます。

歳入歳出差引残高508万4,574円、執行率は85.4%、収入総額に対します残高割合は14.6%になります。

8ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 補助金、前年度対比マイナス0.3%、1万9,000円の減でございます。

項1 村補助金、村からの補助金でございます。

款2 配分金、前年度対比マイナス0.2%、5万9,812円の減、長野県共同募金会からのものでございます。

款 3 事業委託金、前年度対比でプラス1.1%、17万1,000円の増でございます。

項 1 村委託金、老人センター分で16万9,000円の増、くつろぎの湯で2,000円の増でございます。

款 4 使用料及び手数料546万4,811円は、前年度対比でマイナス9.7%、58万8,682円の減でございます。

項 1 使用料、老人福祉センター等使用料で1万2,900円の減、くつろぎの湯使用料で55万6,050円の減、移送車使用料で8,100円の減でございます。

項 2 手数料、特に申し上げることはございません。

款 5 繰越金、前年度よりプラス35.7%、119万6,109円の増でございます。

款 6 諸収入、前年度よりプラス68.7%、5万6,811円の増でございます。

歳入合計、当初予算額が3,060万6,000円、補正予算額108万円、予算現額計3,168万6,000円、調定額は3,482万3,137円、収入済額は調定額と同額でございます、収入未済額はございません。

10ページをお願いします。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 事務費、前年度対比マイナス0.6%、3万7,947円の減でございます。

項 1 事務費、節 1 報酬、会長 1 名、理事 4 名、評議員 8 名、嘱託職員 1 名分でございます。

款 2 事業費、前年対比プラス1.1%、25万3,833円の増でございます。

項 1 援護費、節20扶助費、両親・片親のいない家庭への慰問金、26世帯分でございます。

項 2 慰霊祭費、特に申し上げることはございません。

項 3 助成費、節19負担金補助及び交付金、老人クラブ連合会補助金29万円、身体障害者協会補助金40万円、ボランティアの会補助金25万円が主なものでございます。

項 4 心配事相談事業費、12ページでございます。節 1 報酬、心配事相談員 5 名、法律相談員として司法書士 4 回分でございます。

項 5 老人センター費、節 7 賃金、臨時職員、主に 2 名分でございます。

項 6 在宅介護者リフレッシュ事業、項 7 福祉ふれあい事業、特に申し上げることはございません。

項 8 くつろぎの湯運営費、節 1 報酬、嘱託職員 1 名分、14ページへいきまして、節 7 賃金、臨時職員 2 名程度、節11需用費、消耗品費は、石けん類等、風呂の清掃用具等でございます。修繕料につきましては、くつろぎの湯のポンプ、モーター等の修繕29万2,896円、ボイラー、

真空ヒーター等修理21万3,840円、コンプール三方弁4台26万7,667円が主なものでございます。節13委託料、貯湯槽等清掃委託料が27万1,200円、施設清掃業務委託料36万6,768円が主なものでございます。節14使用料及び賃借料、備考欄の賃借料につきましては、温泉の貸付料30万円が主なものでございます。

款27公課費は消費税でございます。

項9地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合い事業に係るものでございます。節19負担金補助及び交付金、単価2万円の9地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬、結婚相談員4名分でございます。

項11防災事業費、特に申し上げることはございません。

16ページへまいりまして、予備費でございますが支出はございません。

歳出合計、当初予算額3,060万6,000円、補正予算額108万円、予算現額計3,168万6,000円、支出済額が2,973万8,563円、不用額は194万7,437円でございます。

以上、30年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（宮下壽章君）　ここで、監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（内藤賢二君）　それでは、平成30年度青木村各会計歳入歳出決算審査結果について報告申し上げます。

なお、皆様には既に審査意見書が配付されておりますので、時間等の関係もありますので内容をかいつまんでの報告とさせていただきます。

審査の期間と場所は、令和元年8月19日から28日までの間、役場第2、第3会議室及び現場にて実施をいたしました。

審査に当たっては、全国町村監査委員協議会編著の統一的な監査基準にのっとり、次のことに重点を置いて監査いたしました。

村長から提出されました各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠して調製されているか、決算書の計数は適正か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、予算の執行が最少の経費で最大の効果を上げるよう効率的に執行されているかを主眼に置き、関係諸帳簿、

証拠書類等の照合を実施し、必要と認めるときは関係者の出席を求めて審査を実施いたしました。

平成30年度一般会計決算は、歳入29億2,772万2,000円、歳出26億9,311万6,000円、歳入歳出差引残高2億3,460万6,000円となりました。

歳入については収入済額が29億2,772万2,000円であり、予算現額に対する決算額の比率が101.0%となり適正と認めました。

歳出については、平成30年度支出済額が26億9,311万6,000円、予算現額に対する執行率は、繰越明許費を加算し97.4%となっており、適正と認めました。

歳入歳出全般を見て当初計画どおり事業が執行されており、例月の出納監査を通じても支出負担行為や支出命令伝票への記載、添付書類等整備されており問題は見受けられませんでした。

なお、特別会計についての細部に関する事項等は記載してあるとおりですので、ごらんいただくことで省略させていただきます。

以上のとおり、審査に付されました一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項、事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書は法令に準拠して作成しており、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠と符合し、誤りのないものと認めました。

限りある財産の有効利用を図り経費の節減に努めた点を評価し、前年の指摘事項についての措置は改善の方向に努力していることを確認いたしました。

なお、全体としての審査意見は次のとおりであります。

まず、歳入では、地方交付税の減額が続いています。算定基礎である人口の減少が大きな要因ですが、過度に依存することなく国の動向を注視してください。税・料金の未収については、新たな滞納者を出さないために初期段階での折衝を強化され、公平性の観点からも引き続き滞納額の縮減に努めてください。

歳出を見ますと、国土交通省重点道の駅あおきの高機能化拠点施設プロジェクトの完了により減額となりましたが、公共施設の経年に伴う大規模修繕費用の増加が見込まれます。

村営住宅では耐用年数を迎えています、住宅の整備に民間活力を活用した住宅の建設がありました。入居者への家賃補助を行い、若者定住促進住宅程度の負担で入居できるなど住

宅整備の新たな試みとして評価いたします。

小・中学校では、児童・生徒の健康や安全の確保から冷房機器設置工事を早期に進めたことを評価いたします。

一方で、各種基金の積み立てや有利な資金運用を行うなど堅実な財政運用に努められことも確認をいたしました。

財政の健全化指数の実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに黒字で、国が示す基準を下回り健全でした。実質公債費比率は、単年度では0.3%改善され、過去3年間の平均値で前年同数の6.7%と早期健全化基準25%を下回り、将来負担比率についても健全な数値であることを確認いたしました。

職員の給与水準及び定数管理については、給与水準を示すラスパイレス指数について、平成30年4月1日時点で93.5%と近隣市町村類似団体に比較して職員数が少ない中、幾多の事業を確実に実施されたことに敬意をあらわします。

平成30年度、同村では大きな災害もなく平穏な年でありました。しかしながら、いつ、どこで起きるかわからない自然災害に、日ごろからの防災意識や地域のつながりが重要とされます。防災対策のさらなる拡充に努めていただきたいと思います。

最後に、財政面において、基本目標である行財政改革を推進し、効率的な行政運営に努め歳出の抑制を図るとともに、長期的な視点で自主財源の確保につなげるよう取り組まれることを一層力強く取り組んでいただきたいと思います。企業の誘致活動、若者定住促進、生活環境の整備、福祉の向上、農業の振興等、長期的な視野に立って財政運用を行っていただきますよう特にお願いを申し上げます。

以上、平成30年度一般会計、各特別会計の歳入歳出決算審査の報告とさせていただきます。

○議長（宮下壽章君） 代表監査委員より監査報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

14時ちょうどから再開いたしますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第8号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第12、議案第8号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第8号について御説明を申し上げます。

青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（案）。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

初めに、今回新たに条例を設けることになりました会計年度任用職員制度について御説明をいたします。

会計年度任用職員制度は、政府の働き方改革実行計画で掲げられている同一労働、同一賃金の実現に向け、地方公務員の正規、非正規格差の是正に向けた取り組みと位置づけられています。

総務省の統計では、厳しい地方財政の状況が継続する中、行政需要は増大し多様化しており、地方における臨時非常勤職員の数は、平成17年に45万6,000人だったものが平成28年には64万5,000人と11年間で約19万人増加しております。臨時非常勤職員の雇用が進む一方で、その任用に当たっては制度趣旨に沿わない任用が行われてきました。

現行制度上の一般論として課題を申し上げますと、現在、臨時非常勤職員の任用につきましては、臨時的任用職員、特別職の非常勤職員、一般職の非常勤職員の3種類に分類されておるわけですが、本来、専門性が高い職として位置づけられる特別職に通常の事務職員が任用され、この場合は、地方公務員法が非適用のために守秘義務などが課せられないというような問題、あるいは制度が明確に定められていないため一般職、非常勤職員としての任用が進まないといった課題がございました。

また、職員と同様の勤務形態の非常勤職員に期末手当の支給ができないといった処遇上の課題もございました。

このような課題を改善するため、地方公務員法及び地方自治法が改正され、令和2年4月1日に施行されます。この法改正を受け、臨時的任用職員の対象は国と同様に常勤職員に欠

員を生じた場合に厳格化され、特別職の非常勤職員についても制度が本来想定する専門的な知識、経験等に基づき助言、調査等を行うものに厳格されることになります。

一方で、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であったため、一般職として会計年度任用職員制度を創設し、期末手当の支給を可能とするとともに、令和2年度までに全ての自治体で条例等を整備し、これに基づき運用することとなりました。

最後の2ページに、概要を表にまとめたものをおつけいたしました。

会計年度任用職員は、勤務時間が常勤職員と同一のものをフルタイム会計年度任用職員、非常勤より短い時間で勤務するものをパートタイム会計年度任用職員と分類いたします。いずれの任用も、競争試験、または選考により採用をしてまいります。

任期は1会計年度で、採用の日から同日の属する会計年度の末日までとされていますが、再度の任用はあり得るものとされております。服務、分限、懲戒処分については、いずれも地方公務員法が適用されます。

フルタイム、パートタイム、それぞれ任用形態により支出する科目は異なりますが、給料、通勤手当や期末手当のほか各種手当や支給方法について条例で整備し、正規職員と同じ給与表を用いまして、休暇については国と同様の内容となるよう今後規則等で整備をしてまいります。

その他、健康診断やストレスチェックなど常勤職員と同様に受けることになり、人事評価の対象にもなります。保険についても、勤務時間等により地方公務員共済制度や厚生年金、健康保険等が適用をされるものとなっております。

以上、議案第8号について御説明を申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第13、議案第9号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、議案第9号について御説明を申し上げます。
青木村印鑑条例の一部を改正する条例（案）。

令和元年 9 月 11 日提出、青木村長、北村政夫。

青木村印鑑条例の一部を改正する条例。

青木村印鑑条例（昭和50年青木村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を、「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第2項第1号を次のように改める。

（1）第2条第1項に定める住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号。（以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）もしくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）または氏名、旧氏もしくは通称の一部を組み合わせたものであらわしていないもの。

同項第2号中「その他氏名」の次に、「、旧氏」を加える。

第6条第1項第3号を次のように改める。

（3）氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び該当旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称）

第13条第1項第2号中「氏名、氏」の次に「（氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）」を加える。

附則。

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

住民基本台帳法施行令等の改正により、結婚等で氏に変更があった者が住民票に旧氏の記載を求めることができるようになりました。これに伴い旧氏での印鑑登録も可能とするために今回の所要の補正を行うものでございます。

御審議いただき御決定賜りますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第14、議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例

について御説明いたします。

すみません、最後のページの概要書をお願いしたいと思います。

本年10月から施行されます幼児教育・保育の無償化では、3歳から5歳の保育料は無償になりますが、ゼロ歳から2歳につきましては、現行の制度を継続しますので引き続き保育料を徴収することになります。本条例では、保育料の徴収根拠について明確化し、整備するものです。

第1項では、保育料の納付と保育料の納付減免について、第2項では、保育料認定の根拠について、第3項では、他市町村が支給決定した利用者の保育料の扱いについて規定するものです。

それでは、初めのページにお戻りください。

議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例（案）。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

青木村保育所条例の一部を改正する条例。

青木村保育所条例（平成10年青木村条例第17号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

（保育料）

第5条 保育所に入所している子供（児童福祉法第24条第5項または第6項の規定により村長が入所させた子供を除く。）の保護者は、規則で定めるところにより、保育料を納付しなければならない。ただし、村長は、特別の事情により納めることが困難と認める者に対しては、保育料の全部または一部を免除することができる。

2 前項の保育料の額は、保育所条例施行規則により定める利用者負担額（同規則第7条に規定する利用者負担額をいう。次項において同じ。）に相当する額とする。

3 第1項に規定する保護者が本村以外の市町村から子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定を受けている場合における第1項の保育料の額は、前項の規定にかかわらず、当該市町村が定める当該保護者の利用者負担額に相当する額とする。

4 私的契約児の保育料は、保育事業等の利用に要する費用の範囲内で村長が別に定める額とする。

5 保育料は、毎月末日までにその月分を納付しなければならない。

附則。

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

以上、議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。
御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

◎議案第11号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第15、議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、お願いいたします。

議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例（案）。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例。

青木村営簡易水道条例（平成10年青木村条例第22号）の一部を次のように改正する。

第9条第4項及び第5項並びに第40条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

別表2（第5条関係）中「108,000円」を「110,000円」に改める。

別表3（第28条関係）中「2,941円」を「2,995円」に、「200円」を「203円」に、「113円」を「115円」に、「3,867円」を「3,938円」に、「3,918円」を「3,990円」に、「216円」を「220円」に改める。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の青木村営簡易水道条例別表第3の規定は、令和元年12月期分料金から適用し、令和元年11月期分までの料金については、なお従前の例による。

この中でございますが、第9条中での第5条から第6条への改正では、国の水道法施行令の改正により、給水装置の構造及び材質の基準の条文がずれるために村の条文を整備したものです。

別表につきましては、消費税の税率が令和元年10月1日より8%から10%に引き上がる

ことから、水道新設分負担金及び使用料の増税分相当額を改正するものです。現在の料金価格より 8 % の税額分を抜いた額から新税率 10 % を加算した料金で内税としております。

また、分担金につきましては、新規メーター設置によるもので、10月 1 日以降に介入するものについて新税率の金額が発生します。

新使用料金の適用は、法律に基づき特例措置がございます。青木村では、2 カ月の徴収で検針時期が地区により奇数月、偶数月に分かれており、消費税 10 % の該当分の新料金は 10 月以降から料金収入が発生した徴収月からの料金となりますので、12 月の検針以降になります。

以上、御審議いただき、お認めいただくようお願いいたします。

◎議案第 12 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第 16、議案第 12 号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議案第 12 号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例（案）。

令和元年 9 月 11 日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いします。

青木村公共下水道条例の一部を改正する条例。

青木村公共下水道条例（平成 7 年青木村条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条中「3,188 円」を「3,247 円」に、「207 円」を「210 円」に、「4,021 円」、「4,095 円」、「4,034 円」、すみません、ちょっと待ってください。

申しわけございません。大変申しわけございません。

1 文字追加をさせていただきます。

ただいまお話をしました「4,021 円」と「4,095 円」の間に「を」を入れ、「4,095 円」をお願いしたいと思います。

失礼しました。もう一度申し上げます。

「4,021 円」を……

○議長（宮下壽章君） 訂正して、第15条中から、最初から読んでもらえれば。きちんと訂正しちやってもらったほうが。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） はい、申しわけございません。そうですね。

2文字訂正させていただきます。すみません。

第15条中「3,188円」を「3,247円」に、「207円」を「210円」に、「4,021円」を、「4,095円」に、「4,134円」を「4,210円」に、「226円」を「230円」に改める。

「を」を1字、これは落としてください。すみません。

附則。

（施行期日等）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

2 改正後の青木村公共下水道条例第15の規定は、令和元年12月期分料金から適用し、令和元年11月期分までの料金については、なお従前の例によるでございします。

内容でございしますが、青木村営簡易水道条例でもお話しさせていただきましたが、消費税の税率が令和元年10月1日より8%から10%に引き上がることから、下水道使用料の増税分相当額を改正するものでございします。

簡易水道料金と同じく、消費税10%の改定分の新料金は、10月以降から料金収入が発生した徴収月からの料金となりますので、12月の検針以降になります。

以上、御審議いただき、お認めいただけますようお願いいたします。

◎議案第13号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第17、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命についてでございしますが、現教育委員4名のうちの1名が任期を迎えますことから、規定によりまして議会の同意をお願いするものでございします。

なお、本議案は人事案件でありますことから、慣例に従いまして、最終日に改めて提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第14号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第18、議案第14号 令和元年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いします。

では、片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第14号について御説明申し上げます。

令和元年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

令和元年度青木村補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,964万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,647万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入については、一括して御説明申し上げます。

款9項1目1 地方交付税ですが4,852万6,000円を追加し、12億1,754万6,000円とするもので、節1 地方交付税の普通交付税が見込みより増でございます。

続いて、款13国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は161万6,000円を追加し、9,625万9,000円とするもので、節1 総務管理費補助金は社会保障・税番号制度システム補助金がシステム改修に伴う補助金として交付されるものでございます。

目2 民生費国庫補助金ですが、99万円を追加し、1,260万1,000円とするもので、節2 児童福祉費補助金の幼児教育無償化事務費補助金は、無償化に伴う例規整備に係る費用に対して10割補助ということで交付されるものでございます。

目5 教育費国庫補助金は107万7,000円を追加し、157万9,000円とするもので、節1 教育費補助金は、10月からの幼児教育無償化に伴い私立幼稚園就園奨励費補助金が12万1,000円

の減、私立幼稚園施設利用給付金79万9,000円は国の負担2分の1分を計上、子ども・子育て支援臨時交付金39万9,000円は給付金の村負担分4分の1、25%、これについて本年度のみ国から全額補助されるものでございます。

目8商工費国庫補助金は50万円を新たにお願いするもので、節1商工費補助金はU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金で、上限100万円の2件分の申請に対する国の補助金として新たに計上をいたしました。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金ですが、521万円を追加し、5,702万2,000円とするもので、節2林業費補助金の松林健全化推進事業で440万円、保全松林健全化整備事業補助金で81万円、それぞれ事業費の増に伴い補助金も増額計上をお願いするものでございます。

目6商工費県補助金は75万円を追加し、292万6,000円とするもので、節1商工費補助金はU I J ターン就業・創業支援事業補助金の県の補助分として計上してございます。

目10教育費県補助金は39万9,000円を新たに追加するもので、節3教育総務費補助金は私立幼稚園施設利用給付金の県負担分4分の1について計上をいたしました。

続きまして、款15財産収入、項2財産売り払い収入、目2不動産売り払い収入は100万円を追加し、100万1,000円とするもので、節2立木売り払い収入は、十観山の村有林、上小地区森林祭の植樹会場整備時に伐採した棄損樹木の売り払い代金として計上するものでございます。

続きまして、款16項1寄附金、目1一般寄附金は447万円を追加し、1億337万1,000円とするもので、節1一般寄附金は五島慶太翁顕彰事業基金として御寄附いただいたもので、地方創生プロジェクト事業費並びに観光費に充当させていただくものでございます。

目4総務費寄附金は300万円を追加し、500万円とするもので、節2総務管理費寄附金は義民太鼓こまゆみ会アイルランド交流の記録映像制作分として、埼玉県の株式会社ユニクス様より追加で御寄附をいただいたものでございます。

続きまして、款17繰入金、項1目1基金繰入金ですが209万円を追加し、3億2,324万円とするもので、節1基金繰入金の五島慶太翁顕彰事業基金は、昨年度末に積み立てました基金を全額取り崩し、未来創造館関連工事等に充当するものでございます。

続きまして、款19諸収入、項4雑入、目1雑入ですが、1万3,000円を追加し、2,525万9,000円とするもので、節3雑入は、多面的機能支払交付金事業で長寿命化に取り組んでおりました組織が30年度末で長寿命化に係る部分の取り組みを終了したことから、年度末の残

金について、ここで受け入れをしまして、国・県に補助率に応じて返還するものでございます。

続きまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

歳出につきましては、担当課ごとに御説明申し上げます。

初めに、総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費は684万6,000円を追加し、6,614万8,000円とするもので、節11需用費の修繕料325万5,000円は、庁舎雨漏り修理工事に225万5,000円、村有地の石垣修繕、授産所跡地の湧水処理、こちら合わせて100万をお願いするものでございます。節13委託料の電算機器設定委託料359万1,000円は、社会保障・税番号制度システム関連の特定個人情報にかかわるシステム改修委託料でございます。

続きまして、目7諸費ですが300万円を追加し、2,119万5,000円とするもので、節19負担金補助及び交付金の補助金、義民太鼓こまゆみ会国際交流事業補助金は、記録映像制作費用として御寄附いただいた300万円を義民太鼓保存会に補助するものでございます。

続きまして、目9地方創生プロジェクト事業費ですが491万円を追加し、2億914万1,000円とするもので、節9旅費、普通旅費20万円は、職員の学芸員資格取得にかかわる旅費を計上いたしました。節13委託料は、五島慶太未来創造館整備事業にかかわる横断測量、周辺水路の改修設計の委託、東急電鉄から御寄贈をいただけることになりました五島慶太時代の鉄道の車輪の移設設置の委託料等、合わせて319万円をお願いするものでございます。節18備品購入費132万円は、未来創造館にかかわる机、椅子ほかの備品類について当初で見込んでおりませんでしたので、ここで補正をお願いするものでございます。節19負担金補助及び交付金の負担金20万円は、職員の学芸員資格取得に係る大学への負担金をお願いするものでございます。

続きまして、項2村営バス運行管理費ですが、目1運行管理費200万円を追加し、2,374万2,000円とするもので、節13委託料の評価検証業務委託料は、今後の村営バスの運行形態について、アンケート調査を含めた実態把握と今後の方向性を見出すためのコンサルタント委託料として補正をお願いするものでございます。

以上、議案第14号について、歳入全体と歳出の総務企画課関係について御説明を申し上げます。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明を申し上げます。

9、10ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費357万8,000円を追加し、1億4,148万8,000円とするもので、節23償還金利子及び割引料、国庫負担金返納金は障害者医療費、障害者自立支援給付費及び障害児入所給付費に係るもので、前年度の交付分を精算により返納するものでございます。

目3老人福祉費59万円を追加し、2億3,875万9,000円とするもので、節28繰出金は介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

児童福祉費を飛ばしまして、その次の款4衛生費でございますが、項1保健衛生費、目1保険衛生総務費141万2,000円を追加し、7,307万9,000円とするもので、節13委託料、健康管理システム委託料は、健康カルテ、母子保健対応、母子保健副本登録のためのシステム導入及び保守料等でございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明申し上げました。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係について御説明いたします。

9、10ページをお願いします。

3歳出、款3民生費、項2児童福祉費、目4保育所費は99万円を追加し、1億3,937万1,000円とするもので、節13委託料99万円は、ことし10月施行の幼児教育・保育の無償化に伴う青木村保育所条例等の例規整備に関する委託料としてお願いするものです。

以上、保育園関係について御説明いたしました。御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費124万1,000円を追加し、5,490万9,000円とするものでございます。節19負担金補助及び交付金、水田営農推進機械施設等導入事業補助金123万円につきましては、コンバイン1台の購入に伴う助成でございます。そばの刈り取り効率を図るため導入するものです。節23償還金利子及び割引料、国庫補助精算返還金1万1,000円につきましては、多面的機能支払交付金事業におきまして平成30年度の事業完

了に伴うひと・地域の精算分を返還するものです。

項2 林業費、目2 林業振興費2,431万8,000円を追加し、8,275万9,000円とするものでございます。節13委託料、002松林健全化推進事業945万8,000円につきましては、320立方メートル分の追加分として、003保全松林健全化整備事業348万円では100立方メートル分の追加分を計上しております。また、村単松くい虫防除対策につきましては、200立方メートル分の追加分638万円分を計上いたしました。節15工事請負費、捕獲鳥獣残渣処理施設建設工事500万円につきましては、現在利用しております入奈良本地区上流部に設置されている残渣処理場ですが、埋設量も余裕がなくなるなど課題もあるために廃止とし、新たに新設するものでございます。

13ページをお願いします。

款7 土木費、項2 道路橋梁費、目2 道路新設改良費176万円追加し、2,682万6,000円とするものです。節13委託料、村単事業分では、湯本地区内道路新設工事に伴います用地測量委託料を計上いたしました。道路幅員の確保に伴う潰れ地測量を行うものです。

以上、建設農林課関係の御説明をいたしました。御審議いただき、御決定いただけますようお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） それでは、商工観光移住課関係、6款商工費、1項商工費について説明を申し上げます。

1項商工費につきまして1,462万9,000円の補正をいたしまして、1億2,697万3,000円という形となります。では、具体的に見ますと、2目の商工業振興費につきましてでございます。97万9,000円を増額いたしまして、97万9,000円とするものでございます。これは8件の商工業振興奨励品の実績による、その対応でございます。

続きまして、3目の観光費についてでございます。165万円を増額し、総額2,129万5,000円とするものです。これは委託料の増でございます。当初、委託料290万、うち280万を五島慶太未来創造館のバーチャルリアリティーということで計上しております。

具体的に、その中で申し上げますと、280万円中、バーチャルリアリティーの本体が220万円、それから寄附いただいた皆さんへのノベルティ、記念品が50万円及び幕あけのホームページ、アカウント代ということで10万円が内訳でございました。そのうちバーチャルリアリティーにつきまして、本体分の220万に加え今回の補正165万ということで、本体につきまして385万という内訳となります。

この165万の補正でございますけれども、当初、映像作製と数個体の専用ゴーグルを装着することで対応を想定しておりました。しかし、団体客に対応するためには、専用ゴーグルに加え同様の映像がモニターで見られるようなG Cの動画を作製するということが必要ということで今回の補正で計上いたしました。

続きまして、5 目移住・定住推進費についてでございます。こちらにつきましては、1,200万を増額して、2,660万1,000円とするものでございます。まず、19節負担金補助及び交付金におきまして、内訳で定住促進応援補助金が1,000万円、そしてU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金が200万円となっております。定住促進応援補助金につきましては、4月1日に募集をかけたのですが、実は4月中旬のうちに10件の申請がございまして、予算の枠がいっぱいになってしまいました。4月中旬以降も事業の照会もございましたので、今回補正で予算計上し、要望に対応したいということでございます。

また、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金につきましては、国・県に新たな補助制度が創設されましたので、これに伴い予算計上いたしました。

商工観光移住課の関係の補正予算につきましては以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

13ページ、14ページをお願いいたします。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育指導費でございますが、101万2,000円を増額して1,591万円といたしました。これは、節19負担金補助及び交付金の増によるものであります。10月から幼児教育が無償化になるため、予算化していた7人分の私立幼稚園就学奨励費補助金を10月から3月までの半年分について減額いたします。一方で、幼稚園に通っている7人と無認可保育施設に通っている2名を対象にした子育てのための施設等利用給付金を新たに設置いたします。差し引き101万2,000円の増額になります。この財源は、国から4分の2、2分の1ですね。県が4分の1、村は4分の1の負担になりますが、今年度に限っては、村からの負担金は臨時交付金が国から手当てされるため一般財源からの支出はありません。

続きまして、款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費でございますが、38万5,000円を増額して、合計6,150万7,000円といたしました。節11需用費の005光熱水費の減と節13委託料の増は、電力料金の削減を狙いとして電力会社との契約を委託契約にしたため、節が繰りかわったことによる増減でございます。節15工事請負費の増は、小学校の校門付近を映す

防犯カメラの設置を予定しております。これは昨年度の新潟県の女兒殺害事件を受けて、国からの要望や先日行われた通学路検討会において出された意見を踏まえて設置を計画するものであります。

続いて、項 3 中学校費、目 1 学校管理費でございますが248万8,000円を増額し、合計5,691万3,000円といたしました。節11需用費の001消耗品費の増は、生徒用の机の天板を購入し、新しい板に交換するための費用であります。005光熱水費の減と節13委託料の増は、小学校と同じく電力料金を委託契約にしたためであります。節15工事請負費の増は、給食室のガス回転釜を更新するための費用であります。節15備品購入費の増は、給食室の冷蔵庫と冷凍庫が古くなったため新たに購入するためでございます。

次に、項 4 社会教育費、目 7 図書館費でございますが、45万2,000円を増額して2,159万3,000円といたしました。節11の需用費の増は、雷が落ちたことによる煙感知器の交換費用と女子トイレの修繕に係る費用でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただけますようお願い申し上げます。

◎議案第15号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第19、議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,804万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7 ページをお願いします。

2 歳入、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 使用料44万5,000円を追加し、8,630万1,000円とするものでございます。節 1 現年度分水道料43万8,000円、節 3 現年度分量水器使用料7,000円につきましては、消費税の増に伴うものでございます。

次の 9 ページをお願いします。

3 歳出、款 1 運営管理費、項 2 施設管理費、目 1 維持管理費44万5,000円を追加し、8,847万3,000円とするものでございます。節11需用費、修繕料44万5,000円につきまして、見込みより増となるものでございます。

以上、御審議いただきお認めいただけますようよろしくお願いいたします。

◎議案第 16 号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第20、議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億7,810万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 9 月11日提出、青木村長、北村政夫。

7 ページをお願いします。

2 歳入、款 2 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料、補正額33万5,000円を追加し、6,572万2,000円とするものでございます。節 1 現年度分33万5,000円につきまして、消費税の増税分を見込んでございます。

次のページをお願いします。

3歳出、款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費33万5,000円を追加し、5,455万6,000円とするものでございます。節11需用費の001光熱水費6万1,000円につきましては、節13委託料の029エネルギーサービスプロバイダー委託料の振りかえにございます。新電力切りかえに伴います対応でございます。また、節11需用費の修繕料につきましては、見込みより増とさせていただきました。

以上、御審議いただき、御決定いただきますようお願いいたします。

◎議案第17号の上程、説明

○議長（宮下壽章君） 日程第21、議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,572万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

7、8ページをお願いします。

2歳入、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金59万円を追加し、1,205万7,000円とするもので、節1事務費等繰入金は、この後歳出のほうで御説明申し上げますが、支出に充てるものでございます。

9、10ページをお願いいたします。

3歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費59万円を追加し、359万2,000円とするもので、節13委託料、システム改修委託料は、マイナンバー情報連携対応、介護報酬

改定対応に係るものでございます。

以上、介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。慎重審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、委員長報告

○議長（宮下壽章君） 日程第22、議案第2号 青木村火入れに関する条例についてを議題といたします。

この案件につきましては、6月定例議会において総務建設産業委員会へ付託され、閉会中の継続審査となっていた案件でありますので、委員長からの報告説明をお願いいたします。

堀内委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） それでは、議案第2号 青木村火入れに関する条例にかかわる委員会審査結果の報告を申し上げたいと思います。

このことにつきましては、先ほど宮下議長からありましたように審議を進めてまいったわけでございます。その結果につきましては、そこに文書が行っているかと思えますけれども、そういう内容でほぼ決定をしておるというふうに考えておるわけでございますが、簡単に申し上げます。

文書が2つ行っているかと思えますけれども、議案第2号という字の入ったのをお願いしたいと思いますが、第12条でございます。第1項1号に次のただし書きを加えると、こういうことになっておるわけでございますけれども、正式な文書につきましては後日決定を願うわけでございますけれども、「ただし、森林以外の土地において、火入れを行おうとする場合でその面積が0.3ヘクタール以下で、かつ、付近の延焼のおそれがないか認められる場合に、5人以上とすることができる。」と、こういうふうに整理をしたわけでございます。

内容につきましては、後刻また申し上げたいと思えますけれども、いろいろと御意見があったわけでございますけれども、とにかく村民の皆さんがこういうような条例を使いやすいような、確実にとにかく問題ないように使ってもらえるような、そういう指導をしていかなくちゃいけないということが基本でありました。したがって、長い間時間をかけまして、そういう方向づけをしたということでございます。

あと申し上げたいこともございますけれども、また審査報告の際につけ加えたいというふ

うに考えておりますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君） これより追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

ただいま資料をお配りしましたが、村長から、議案第18号 五島慶太未来創造館建設工事の請負契約についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

議案第18号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

なお、契約に係る案件ですので、本日、審議、採決を行います。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 追加日程第1、議案第18号 五島慶太未来創造館建設工事の請負契約についてを議題とし、提案者の説明を願います。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第18号 五島慶太未来創造館建設工事の請負契約について。

昭和39年青木村条例第11号「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例」第2条の規定に基づき、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求める。

記。

1、契約の目的 五島慶太未来創造館建設工事。

2、契約の方法 指名競争入札。

3、契約金額 1億1,880万円。

4、契約の相手方 上田市踏入2丁目1番7号

株式会社宮下組

代表取締役社長石塚博敏

図書館、歴史文化資料館、民俗資料館の一角に建設をいたします五島慶太未来創造館にかかわる契約でございまして、過日9月9日に入札会を行い、9月10日付で仮契約を交わしてございます。

契約金額が5,000万円を超える案件でございますので、本議会にお諮りするものでございます。よろしく御審議の上、お認めくださいますようお願い申し上げます。

○議長（宮下壽章君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） この間の全員協議会の中でも意見といたしますか、いろいろお聞きしたんですが、まず予定価格が幾らだったのか。それで、落札率は何%なのか。それから、入札業者はこの間お聞きしましたよね。だから、それはいいんですが、あと多額の御寄附をいただいた東急の意思はどんな形で反映されるのか。

失礼しました。聞こえましたでしょうか。

予定価格がお幾らでしょうか。

東急さんの御意向は、どんな形で反映されるんでしょうか。

2点お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問の予定価格でございますけれども、税込みで1億2,122万円でございます。落札率は98%でございます。

あと東急さんの意思というのがどういうふうに反映されているかという御質問でございますけれども、基本計画の策定の段階から東急さんにはかかわっていただいて、御意見等をいただいて計画の中に反映をさせていただいております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私が1億6,000万円と自分の頭の中にあったんですよね。予算が大体そのぐらいでしたよね。それで、約半分が東急さんから8,000万ほど入ったと。それで今お聞きしますと1億2,122万円ですか。じゃ、予定価格随分安くなったんだなと。どこで約3,800万の差が出たのかなと。1億6,000万と1億2,122万円で約3,800万ですよね。私ども当初の御説明聞いたときは約1億6,000万円というふうなお話だったんですが、今聞くと1億2,122万円ということで、その差額は随分大きい差額なんだなというのが1つ。

それから、今まで東急さんのお考えをいろいろ反映されていたということなんですが、今度はもう設計でもないし、監理でもないし、反映は全くあれでしょうか。東急さんの御意思を反映させることはできないんでしょうかね。

その2点お聞きします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 契約額ですが少し説明が足りなかったようで失礼しました。

これは建築本体でありまして、周辺のいろいろ外構とか階段だとか、それがまだこれからになりますので、その額がまだ落ちておりますので、おおむね予算額の範囲内になるかというふうに思います。それは、また改めて追加して、今実施設計中でありますので、入札契約ということになります。

それから、東急の関係でありますけれども、1つは生家を東京都市大の勝又先生が詳細に模型モデルをつくるようなことをやっていただけてますんで、学術的な面、あるいはデザインの面でその先生から御指導をいただいております。

それから、意思といいましょうか、私どもそれぞれ御相談はしておりますけれども、こういうふうにしてほしいとか、いわゆる上から目線でいろいろ注文を受けたことは一切ございません。

それから、いろいろなことで、こういう材質があるとか、あるいはこういうふうにしたほうがもっといいじゃないかというようなアドバイスはいただいたり、それから何かモニュメントということで、鉄道の車輪があったんで、それを寄附していただく。

輸送費は、その8,300万円の中でやってみるということでもありますけれども、そういうことをいただいておりますので、今後はもう少し議論をしたり、あるいは相談を東急にはいたしますけれども、特に上から目線でこうしろ、ああしろというようなことはございません。

ですから、私ども五島慶太未来創造館の本来の私どもの考え方の中で推進してまいりたい

というふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当初の私の1億6,000万円というのは、だから全体工事の1億6,000万円ということであって、本体だけの1億2,122万円と、こういう解釈ですか。

〔「そうです」の声あり〕

○10番（山本 悟君） そうすると話を通る、わかるんであれですけども、いずれにしても、多額の御寄附をいただくんで、何らかの形で東急さんの意思が反映されて、また東急の社員がこぞって来てくれるようなすばらしいものができればいいかと、私はこんなことを思っていますが、この辺よろしく願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

○10番（山本 悟君） できたら村長。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当に昨年8月14日、命日に燃えてしまった。このピンチをチャンスにしていきたい。それからもう一方では、きょう冒頭の挨拶の中で関係人口の話をさせていただきました。非常にいいタイミングで、燃えてしまったことについては残念でしたけれども、いいタイミングでこういうことが実施できるということ、ぜひピンチをチャンスにして生かしていきたいというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしということでよろしいでしょうか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第18号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第18号 五島慶太未来創造館建設工事の請負契約については原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（宮下壽章君） 続いて、追加日程を上程いたします。

事務局より資料を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） お諮りします。

ただいま資料をお配りいたしました但、議会から、議案第19号 村長の専決処分事項の指定についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

議案第19号を日程に追加し、追加日程第2とすることに決定しました。

なお、議案第18号に関連する案件ですので、本日、審議、採決を行います。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 追加日程第2、議案第19号 村長の専決処分事項の指定についてを議題とし、提案者の説明を願います。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） 議案第19号 村長の専決事項の指定について。

下記の事項に関しては、村長において専決処分ができるものとして指定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和元年9月11日提出、青木村議会議長、宮下壽章。

記としまして、1、五島慶太未来創造建設工事請負契約の変更請負契約に関すること。

以上、議案第19号についてでございます。御審議の上、御決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 提案者からの説明が終わりました。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第19号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第19号 村長の専決処分事項の指定については原案のとおり可決されました。

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆さんは、この後全員協議会を開きますので、議員控室へ御移動いただきたいと思います。

散会 午後 3時11分

令和元年 9 月 1 3 日（金曜日）

（第 2 号）

令和元年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和元年9月13日（金曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（10名）

1 番	宮 入 隆 通 君	2 番	坂 井 弘 君
3 番	松 澤 正 登 君	4 番	金 井 とも子 君
5 番	宮 下 壽 章 君	6 番	沓 掛 計 三 君
7 番	居 鶴 貞 美 君	8 番	小 林 和 雄 君
9 番	堀 内 富 治 君	10 番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室 長	片 田 幸 男 君	参事兼 建設農林課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小宮山 俊 樹 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	多 田 治 由 君
商工観光移住 課長兼住 商工観光移 係 長	中 沢 道 彦 君	教育次長兼 公民館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 センター 長	宮 澤 章 子 君
建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	稲 垣 和 美 君	建設農林課 課長補佐兼 国土調査係 長	小 林 義 昌 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係 長	横 沢 幸 哉 君	税務会計課 課長補佐兼 資産税係 長	奈良本 安 秀 君

總務企画課
課長補佐兼
企画財政係

小林利行君

總務企画課
事業推進室
係長

塩澤和宏君

住民福祉課
住民福祉係

上原博信君

住民福祉課
保健衛生係

早乙女敦君

總務企画課
庶務係

宮澤俊博君

税務会計課
住民税係

増田憲寛君

建設農林課
建設係

小山明之君

教育委員会
教養係

金井大介君

總務企画課
總務係

小林宏記君

事務局職員出席者

事務局 長

片田幸男

事務局 員

小林宏記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

◎議案第2号 「青木村火入れに関する条例」についての追加報告

○議長（宮下壽章君） 本日は一般質問日ですが、その前に、11日開会日の日程第22、議案第2号 「青木村火入れに関する条例」につきまして、総務建設産業委員長より追加報告を求められておりますので、これを認めたいが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

それでは、堀内総務建設産業委員長、お願いいたします。

堀内委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） 本来ですと、11日に報告を申し上げるところでしたが、都合によりまして、本日申し上げようということでございますので、簡単に申し上げます。

議員の皆さんのほうには、この文書が行っているかと思えますけれども、ちょっと長いものですから、途中、若干割愛させてもらいまして、整理をし、報告を申し上げたいというふうに考えております。

令和元年の9月13日、青木村議会議長、宮下壽章殿。総務建設産業委員長、堀内富治。

委員会の審査報告を申し上げます。

本委員会に付託の事件について、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告をします。

議案第2号 「青木村火入れに関する条例」についてということでございます。

近年、増加している山林火災、それから野火火災を受けて、その抑制は住民への啓発という観点から、6月定例議会において上程された案件でございます。

青木村においても、本年に入りまして、山林火災、野火火災が発生をして、条例制定の必要性を十分理解をするところですが、要件が厳しく、周囲を山林に囲まれた当村にはなかなか見えないというような意見もございまして、当委員会に付託されまして継続審議となっ

ておりました。

去る 8 月 7 日、総務建設産業委員会を開催し、村から改めて説明を受け、委員会で審議した結果を報告いたします。

まず、本条例の県内の制定状況について説明を受けました。

条例規則の定めない自治体は青木村も含めて県内で 5 市町村しかありませんが、いずれも森林整備計画や、それから地域防災計画等で規定しています。しかし、林野庁からは条例を制定するよう通告もありまして、今後条例化していくのではないかなというように方向づけをしたわけでございます。

また、本条例は面的な火入れに関して申請などの手続も必要であり、例えば、田の土手焼きは線であります。わらを 1 カ所にまとめてする野焼きの点、これは、点でございます。ということで、火入れには当たらないという整理ができました。もちろん、線あるいは点を、野焼きを行うにしても、消防署への届け出や水利を確保するなど、火災にならないように個々の対策をしなければなりませんけれども、線・点であっても、大規模で行う場合については面的になる場合があるということで、住民の皆さんへのわかりやすい広報をされるようにという要請をしたところでございます。

若干、長いものですから、8 行ばかり割愛させていただきます。

火入れ従事者の従事要件につきまして見直すこととしたわけでございますが、提案されました条例第 12 条では、1 ヘクタールまでの火入れに関しまして、15 人以上の配置が必要ということですが、まず、これほどの規模の面的な野焼きというものは、ふだん実施されていることはないというふうに思われます。しかし、1 ヘクタール未満であっても面的に野焼きを行う場合には 15 人従事者が必要ということで、現実的な面積、従事人員についての委員会で討議を行いました。

調べてみますと、国の準則よりもゆるい要件で運用されている自治体もありまして、現実的な要件をつけ加えるということで、第 12 条第 1 項第 1 号に、火入れ従事者の従事要件を「0.3 ヘクタール以下は 5 人以上」とのただし書きを付すことが適当と判断をしまして、全員賛成により修正可決をいたしました。

以上、委員会報告といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ありがとうございました。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。
大変御苦労さまでございます。

傍聴席の皆様にお知らせいたします。

本日の一般質問はもとより、17、19日には委員会審議が行われますので、御都合がつか
ましたら傍聴いただければ幸いです。

本日は、令和元年第3回青木村議会定例会の中で一般質問日となっております。6人の議
員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

◎一般質問

○議長（宮下壽章君） 質疑の方法は、質問者の希望により一括方式及び一問一答方式で行っ
てください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、議論を深め
てください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（宮下壽章君） 9番、堀内富治議員。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは、4項目の質問をいたします。

村長を初め、担当課長の答弁、よろしくお願いを申し上げます。

まず、第1点でございますけれども、農業の6次産業化についてであります。

この言葉も大分古くなってまいりました。また、推進実行をしていく産地品目もほぼ固定されまして、この事業の取り組みの難しさをしみじみと感じておるところでございます。

このような実態を踏まえて、この6次産業化につきまして村長のお考えがありましたら伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いをいたします。

堀内議員には、毎回のように、農業、特に6次産業を含めて御質問をいただき、また御提言をいただきましてありがとうございます。

6次産業の基本的な考え方は、今お話がありましたようなことでありますけれども、私は、その1次産業、2次産業、3次産業、いわゆる生産、加工、販売を足し算ではなくて、それぞれ、1掛ける2掛ける3で6という、足し算ではなく掛け算のような、そんな村の6次産業化にしたいということで取り組んで、あるいは応援・支援しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日、上田市の農林部へ伺いをいたしまして、坂口室長といろいろとお話をしてみたいわけでございますけれども、上田の場合には、この部門を強化をしまして、2人専属でとにかく取り組みをしておると、こういう内容も伺ってきたわけでございます。どうにか前へ進めておると、こういうような意見もお聞きをしたわけでございますけれども、その点から考えれば、青木については、専属に1人ぐらい担当がおってもいいなと、こんな感じも私はしておるわけでございますけれども、大きな仕事はできないけれども、上田市の場合は小さな法人が一つ一つ育っていると、こういうようなお話をいただいたわけございまして、しばし地域活性化にも努めていると、こういうようなお話もあったわけでございます。どうにか成果が上がっておりまして、非常に難しさはありますけれども、頑張っておりますと、こういうようなお話もあったわけでございます。

この辺、村長にお伺いしたいと思いますけれども、農業振興という面から考えれば、非常に難しい問題もあるわけでございますけれども、いろいろな事業等の組み合わせをしながら、上田市のようなこういう推進室を設けてしっかりと対応をするというようなことはできないものかどうか伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 青木村でも、例示を上げれば、青木村のやってみる会とかきたい会だとかファンキー・シャトーだとかよしともさんだとか、はばっくらファーマーズだとか、あい・友だとか、たくさんの方々が6次産業をしていただいております。

組織も大事でありますけれども、人といひましようか、そういうようなセンター組織も大事かと思いますが、私どもは、この6次産業は御案内のとおり、生産すること、加工すること、販売することでするので、この流れを1つの課、1つの係でやっているわけでありまして、総合的にはこのほうが早いというふうに思っております。

幸いにして道の駅ができて、ここにたくさんの人が来てくれるということで、販売する場所も村内にできたということで、そういう点でも利点になっているかと思っております。

今、御質問にもありましたように、いろいろな事業の組み合わせ、いろいろな組織の組み合わせ、いろいろな人の組み合わせという御質問の中にもありましたように、私も、青木村は役場の組織だけではなくて、道の駅、あるいはJA等々、あるいは県の支援や国の支援もあろうかと思っておりますけれども、そういった総合的な中でこれを運営してまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 青木村の場合には、村長を中心に、そばの立派な事業がもうできているわけでごさいますして、本当に敬意を申し上げたいと思います。

タチアカネでありますけれども、この成功に対しまして、周辺の皆様も非常に関心を持ってお出かけをいただいておりますと、こういうふうにも私は考えておりますけれども、そばの成功の例、非常に村長に御苦勞を願ったと思っておりますけれども、いろいろ思い出がございましたら伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 本当にタチアカネのそばがあつて青木村の村おこしになっているということは大変ありがたく思っております。これも、いろいろな努力、あるいは偶然的なことがあつて今に至っているわけであります。本当に、関係する皆さんに感謝を申し上げたいと思っております。

御質問の趣旨の6次産業という面では、まだまだチャンスがある、あるいはもっと6次産業に向けてのタチアカネを使った努力をしていかなければならない、あるいは伸び代があるというふうに思っております。

今は、主として道の駅の盛りそば、あるいはお店屋さん、そばやさんの盛りそばが中心で

ありますけれども、このタチアカネを使って、活用して6次産業という点でもっと深い取り組みができればなというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） タチアカネの話を今伺いましたわけですが、昔からとにかく女性の皆さんが丹精を込めてつくってまいりました梅の加工、このようなものは現在どのような状況であるか、将来どのような対応をしていくのか、お考えがありましたら伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） みかえり漬けは、残念ながら解散された加工組合の皆さんが本当に一生懸命長年取り組んでいただきました。その前に、当郷の皆さんの下敷きもあるわけであります。

今、一番課題は、その梅漬けの当初時期に、安定した量、安定した質のものの梅の確保というのが大変難しくなってきました。群馬県、あるいは伊那のほう等々に手を伸ばして、あるいは堀内議員さんにもいろいろ御紹介をいただいたりしてやってまいりましたけれども、これを少し時間がかかるかもしれないけれども、村内でこの梅の安定供給ができるような体制を今後整えていくということが、今の当面の大きな課題だというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先ほども質問申し上げましたけれども、そばがすばらしい立派な産業になったわけですが、このそばの生産状況、販売、将来への対応と、こういうようなことを含めて、おわかりでしたら伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 機械化部会の皆さん等に御努力いただいたり、それからコンバインとかミニバックホーの排水関係の機械も応援させていただきまして、面積も少しずつ拡大をしております。

牧場のほうも、大変生産する場所としては広い面積に適しております。今まで、牧野組合か入奈良本の皆さんがやっていたところを少し牧場が縮小したということで、そこを昨年度から活用させていただいております。

転作が中心でありますけれども、幅広い地域、地形、あるいは高低差のあるところで行うことが安定供給につながっていくということで、今後もこういったことで市生産量の拡大

を図ってまいりたいというふうに思っております。

それから、乾燥施設も、今まで、昨年は本当に全国的にはそばの生産は大変だったんですけれども、青木村の一部の皆さんには大変御努力いただきまして、生産も近年にないような増収がありました。しかし、乾燥して、これを種にするまでの間の機械が大変古かったり効率が悪かったりするものですから、今年度、県の補助金をいただきまして、乾燥する部分については約倍の量ができるようなことを今しておりまして、これから刈り取りが始まるまでにこれを使用したいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

そばの生産状況、販売、それから将来に対するお考えがありましたら、簡単に結構ですが、お伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ちょっと、数字に対する量は今手持ちを持っておりませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思います。

今、宮沢、夫神と細谷の間にある土地が数ヘクタールありますけれども、ここに少しそばの栽培地が拡大できないかなということで、地元の皆さん等々と今協議を始めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そばのほかにも、何人かの方が6次産業について取り組みを始めている例があると思うんですが、その辺の実態、状況についてお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 6次産業化につきましては、青木村でも積極的に取り組みをしているところでございます。

平成26年度から、青木村独自でも6次産業フロンティア支援金ということで事業を実施しておりますが、現在までにその利用が8件ございます。また、県・国等の支援を受けながらの事業も7事業ということで、多岐にわたりまして、それぞれの事業主の皆さんが頑張っているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） もう少し細かくわかりましたら。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 事業につきましては、乾燥野菜パウダーの商品化、また、杜仲の関係もございます。あと、トマトに関するもの、あとヤーコン、ケールに関するもの、また、赤ちゃんにんにく、キクラゲ、またニンニクの関係などございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 生産から販売まで、きちんと、とにかく実行していかなくちゃいけないわけですから、非常に御苦労だと思います。そんなところで、特に課題・問題も発生をしているかもしれませんが、その辺、整理できていたらお伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） やはり、事業主の皆さんは大変努力をなさっているという点でございます。

政策金融公庫アンケートの調査によりますと、やはり、6次化の成功事例というのは、やはり10年単位でかかるということでございますが、黒字にするには、やはり平均で4.1年という、データではそのようなことがございます。

やはり、事業主の皆さんが加工、製造、販売ということで、大変幅広い分野での事業努力が必要になってくるわけでございますので、結論を急がず、継続して顧客満足度を高める努力が重要ということでございます。

村としまして、そのような皆さんの事業に関する相談、また、いろいろな情報提供などをこれからも進めてまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 生産から、最終の販売まで、こういうような仕事は非常に大変な業務だというふうに私は考えておりますけれども、どうか今後しっかりと対応をお願いをしたいと思います。

それから、道の駅のかかわりでございますけれども、こういう6次産業を進めていくためには、道の駅の対応、それから道の駅を絡めた業務展開、これが非常に私は重要だと思うんです。そんな点から考えて、このところ、そばもそうでしたけれども、そばのほかにも何種類かの品物を実行してきたわけでございますが、そこら辺、道の駅とのかかわりはどんなような状況であるのかお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 先ほど、1例で申し上げますと、梅の関係でございますが、やはり、村内の原材料、やはり村の特産でもございますので、道の駅の株式会社の皆

さんのほうでも原材料の確保ということで梅の圃場整備を一部していただいているところがございます。

また、ほかの作物につきましても、いろいろと各事業主の皆さんとも連絡をとりながら、道の駅の活性化、また、地域の活性化のためにも努力をしているところがございますので、今後とも村も一緒にかかわっていきたいというように考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 4件質問しなければいけませんから先にまいりますけれども、非常にこの6次産業化につきましては実行できればすばらしい産業に発展をしていくわけでございますけれども、途中でやめたというようなこともあるかと思いますが、どうか、村長を筆頭に青木村の立派な産業化ができますように期待を申し上げております。

よろしくお願いします。

次は、燃料の供給状況とガソリンスタンドの存続についてということでございまして、私がこんなガソリンスタンドのことなんか申し上げるべきではないわけでありまして、将来のことを考えまして、若干案じまして、きょうは質問をさせていただきます。

全国のガソリンスタンドにつきましては、なかなか閉鎖的な部分がありまして、データがなかなか出てこないわけでございますけれども、もう全国的にとにかくガソリンスタンド自体減少の一途である、こういうふうに私は聞いておるわけでございます。

それは、いろいろガソリンの、あるいは燃料の使用量が減少しておる、あるいは、後継者がいないと、これが実態のようございまして、いわゆる、もうスタンド自体の経営だけではどうしようもないと、こういうような内容のようであります。

また、後で申し上げますけれども、長野県内にも3つの村が、これは下伊那郡でありますけれども、売木村、あるいは天龍村と3カ所がもう第3セクターというか、いわゆるみんながとにかく協力をしてガソリンスタンドを継続しようと、こういうような状況に今は変わっておるわけございまして、その辺、非常に青木の場合にも私は心配をするわけでございますが、すぐというわけではございませんが、村長は今どんなことを考えておられるのか、まず伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ガソリンスタンドというのは大変大事で、今、下伊那郡の話がありましたけれども、四国とか、向こうに行きますと、村民みずから、あるいは地域の皆さんが株を買って、あるいは自営でガソリンスタンドを営んでいるようなところもあるようであり

ます。

いずれ、青木村にもそういう課題は、そう遠くない将来には課題としてはあるだろうというふうに思っております。

今、村内に2つのガソリンスタンドがあるわけでありまして、これが、浦野川を超えて行くとなると、特に高齢者の皆さんには大変な負担がかかるというふうに思っております。

きのう、きょうの千葉県の台風の爪跡の状況を見てみますと、いかにそのガソリンスタンドが大事かというの、改めて思っているところであります。2つのガソリンスタンド、車の移動手段、灯油も含めて大変大事なライフラインだというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 今、村長からお話がありましたように、私も将来を憂っております。

現状、青木村には2つございますから、それで片方はJ Aが絡んで対応していますから問題はないと思いますけれども、もう一カ所は御夫婦で頑張っておられるという状況でございますから、本当にどなたか病気にでもなってしまうと、これもまた大変なことになるわなと、人がやっぱり変わっていかねば運営ができないと、こういうような事態もあるわけであります。

幸い、青木には2カ所ありますし、それからその下にも、室沢というような商店がありますし、それから塩田にもありますし、それからまだもう一カ所上田原にもあるということで、下まで行くのが大変だとは思いますが、どうにか十分に供給ができています状態だというふうに私は解釈をしておるわけでございます。

そのときになっていろいろと対応すればいいわけですが、もし、村長に若干の対応策のお考えがありましたら、伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 販売量について、それぞれ企業秘密といいたいまいか、いろいろ営業上のことがありまして、その量的には伺うことはできませんでしたが、毎年毎年、数%の範囲内で減っているというようにお話を聞いております。

単価を見ると、やっぱり上田のほうが大量に売ったり、交通の便がよかったりすることによって安いところがあるわけでありまして、そういう面では、青木村では商工会が中心になって、村が少し応援をしてやっております地域消費券があるわけでありまして。

5%の券は、当初4,000万を予定しておりましたが、今年度は7,000万円の地域消費券の販売をします。それから、10%も3,000万円ということで、これ、今販売中でありま

すけれども、この地域消費券を使ったガソリンスタンドの活用というのは大変多いというふうに伺っておりますので、そういう面で、青木村、あるいは商工会として応援をしているというふうに思っております。

そのガソリンスタンドは、定期的な油の漏れ防止とか、いろいろメンテナンスに時として大量のお金がかかるというふうに伺っております。それから、もう一つ心配なのは、電気自動車等の普及、これがもう一つガソリンスタンドの経営には大変なことじゃないかなというふうに思っております。

今年度、村内の業者がくつろぎの湯で灯油を大量にある程度まとめて利用・活用しておりますけれども、村内の業者にことは落札をしていただきまして、そういう面でも少し応援になったかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、そのガソリンスタンドというのは、ライフラインとして、大変村民にとりまして貴重な、重要なものだという認識のもとに、この存続を図っていかなければならないというふうに思います。

そこで、1カ所JAがやっているから安心だというお話がありましたけれども、なかなかこれも、JAも営業といいましょうか、もうからないものはやらないということになるという心配もありますので、そういう面からも、応援する視点を持ちたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私も、現役の頃、総合的な担当をやってまいりましたから承知はしておるわけですが、燃料はとにかくもうかるときは、「やあ、燃料っていうものはもうかるものだ」と、こんな話を組合長たちから何人にも聞いて仕事をしてきた経過があるわけですが。今、全く逆の形に変わっておるわけですが。

それから、今ちょっと村長からもございましたけれども、いわゆるJAのスタンドとはいえ、囑託があり、委託があり、非常に面倒な組織を幾つも対応しているわけですが、最終的には葬祭センターの利益を利用するということで、若林君なんかは、その点の関係は深いわけですが、いわゆる葬祭センター自体も、だんだんと簡素化されて、将来的には大変になってくるかなというふうにも考えておるわけですが、現に、一般的なスタンド自体がそういう状況でありますから、非常に将来を私も心配をしているところでございます。長続きがするように期待を申し上げておるわけですが。

先ほどもちょっと申し上げたわけですが、下伊那の状況を考えましても、阿智村、

これは人口が6,639人と、こういう数字が出ております。

これは、いろいろな協議の結果、自治体から財政の支援をお願いすると。免許証を持っている皆さんから出資をしてもらおうと。こういうような方策を考えて、これは立派な村だというふうに私は解釈しておるわけでございますが、状況であり、それからまた、下伊那の売木村、これは584戸しかないですね、こういうようなところは、やっぱり観光協会が前面に出て支援をしていると。こういうようなところがあります。もう一つは天龍村、これは1,300戸でありますけれども、これは、村全体の配送業務、これはですから配送品目全体の配送もしているわけでございますけれども、そこにとにかく燃料を乗付けて配って歩くと。こういうような業務展開のようでございます。非常に御苦労されておるわけでございますけれども、そんなことも承知をしておるわけでございます。

先ほども村長のほうからありましたけれども、何年後にこういうことになるというようなものではありませんから、突然変わってくるというような状況もあるわけでございますけれども、こういうような支援対策について、やはり町村が中に入ってリーダーシップをとっていかないと問題が発生する場面もあるかなというふうに私は思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、阿智村、売木村等の話がありましたけれども、御案内のとおりで、全国的にはたくさんのところがこういったことで苦慮しながら足の確保をしているというふうに承知をいたしております。

村民の皆さんには、ぜひ、村内のガソリンスタンドを使っただきたいというお願いをしたいと思っております。確かに上田のところよりは単価は高いわけでありまして、村も補助金を出しております商工会主催の地域消費券を使えば遜色ないわけでありまして、地域消費券も、先ほど申し上げましたようにことは増額しておりますので、そういった面で村民の皆さんにもともとどもに応援していただくということを今後お願いをして、村内のガソリンスタンドの存続を図ってまいりたいというふうに思っております。

○9番（堀内富治君） よろしくお願ひします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） それからすみません、先ほどタチアカネのところで数字をちょっと申し落とししましたけれども、栽培面積、昨年度の実績でありますけれども、59.7ヘクタールでございます。ことは見込みでありますけれども、80.45ヘクタールでございます。収穫

量でありますけれども、昨年は32.8トンでございます。ことしはまだこれからでございますが、なかなかその播種の時期、あるいは雨が多かった等々で苦労しているところでございますが、昨年並みのものができればなというふうに期待をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

それでは、3番目の項に入りたいと思いますが、地域おこし協力隊の活動と産業振興についてということで質問をしてみたいです。

地域おこし協力隊につきましては、平成26年11月の要項により実行されてきているというふうに私は考えておりますが、いろいろとやっぱり村の中の情勢等々を考えましても、いい制度だなと、このように私は解釈をしておるわけでございます。

頑張ってきた皆さんには、本当に御苦労さまでしたと申し上げ、敬意を表したいというふうに思います。

若い農業者の皆さんも減少しまして、本当に私も寂しい限りでありますけれども、青木村の活性化、あるいは地域振興という面からも、大変当を得た施策であると考えております。期待をしておるわけでございますが、非常に課題も多いようでございます。

土地を取り巻く問題、あるいは地域の皆さんとの協調、それからまた人材の確保、こういうようなことが非常に重要なというふうに私は考えるわけでございますが、この辺の協力隊の関係について、全般的なお話をお聞かせ願えたらお願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域おこし協力隊というのは、今お話がありましたように、過疎地域の対策を目的として人的支援を行うという、いわゆる都市圏等から住民票を実際に移して活動していただくということになります。

青木村も、既に複数の方々、5人の隊員を受け入れまして、うち2人は3年を経過し、村内にお住まいで活躍をいただいております。1人はまだ現役でございます。

国からも一定程度の支援がありますので、それなりにいい制度だというふうに思っております。

今、御質問の中にもありましたように課題というのがありまして、周辺の首長さん、あるいは周辺の自治体の状況を聞いても、なかなか定着をするというのはそれぞれ課題があって、全員がうまくいくというものではないというふうに思っております。

1つは、隊員自身の取り組み、あるいは隊員の皆さんのスキル、あるいは人生設計といっ

たものと、それから地域のニーズが合うかという組み合わせであります。そこで新しい価値とか取り組みができれば一番いいわけであります。

最近になりまして、こういった課題を解決するために、お試し期間というのを設けることが制度上できるようになりました。今年度も今1人受け入れをして、これからでありますけれども、お試し期間を設けて、お互いに知って、それが合うかどうかということもあわせてやることにしております。

いろいろ、制度もできた当時から変わしまして、今、1,718のうち1,050の市町村がこれを経験しているわけでありますので、私どもも、課題の解決を図るとともに、若い人たちに青木村に来ていただく、あるいは定着して村の活性化のために働いていただくということを期待してやっていきたいと思っております。一番は、その来ていただく人の、隊員の考え方ということと、それから青木村にあるもの、あるいは青木村が求めるものがうまく合うかというところが課題だというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいま村長から人員の関係で説明があったわけですが、今日までトータルでは受け入れは5人ですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5人であります。

○9番（堀内富治君） そのうち出ていった人は。

○村長（北村政夫君） 2人が3年未満で出ていきました。それから2人は、先ほど申し上げましたように、3年を経過し、村内にお住まいであります。それから1人は、現在隊員で活躍中でございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると現状、じゃ、3人残っているということですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 少し説明が悪かったかと思えますけれども、受け入れたうち、2人は3年未満で村を去りました。それから2人は3年を経過し、村に残っております。それから1人は現役でございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

ここでまた採用されるというようなお話も聞いているんですけども、そうすると、4人

残っているということになりますか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ここで採用するかどうかということですが、今、募集がありまして、国の制度になりました、新しくなりました、取り入れられましたお試し期間というのがありますので、そのお試し期間をこれからやろうということになっております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） はい、わかりました。

私のところにもいろいろと話は来ておるわけですが、やはり、さっきも村長から話がありましたけれども、地域の皆さんとの融和ですね、協調、こういうようなものが非常に私は、村としてもこれからしっかりと対応していかななくてはいけない問題ではないかというふうに考えております。

これは人の性格によってですから、全部が全部というわけではないですが、こっちは非常に立派にやっているけれどもこっちはどうもなと、こんなような点もあるわけですが、しっかりと話をいただきまして、その辺の対応につきましてはお願いをしておきたいというふうにも考えておるわけであります。

いろいろと伝わってくる中では、作物をつくりたいけれども面積がなかなか確保できないというようなことで私たちは困っている、それから、もう少し村全体として協力をお願いをしたいというような御意見が、細かくある人はあるわけですから、そんな点はどんなような配慮をしておるのかお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今、議員からお聞きした点では、地域おこし協力隊でなく新規就農者の関係でしょうか、というふうに今理解したのですが。

○9番（堀内富治君） 地域おこしのほうだな。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 私どもある程度お話、ちょっとお聞きした中では、恐らく新規就農者の方かなというふうに考えております。

地域おこし協力隊員の皆さんは以前にもいられた方が村内でもいらっしゃるが、いろいろ農業関係とかいろいろな関係で頑張っておりますので、ちょっとその情報源がちょっと、どちらかがちょっとわかりませんが、いずれにしても、例えば農業なされる場合、農地を確保するに当たって、相談はやはり建設農林課のほうに相談されております。その関係で、いろいろな方、その方に限らず相談ある場合には、農業委員会もいろいろ農地相談ということ

もやっておりますし対応しておりますが、やはり青木村の土地の地勢などを考えた場合に、その土地に合う作物ができるできないという点もございますし、また面積も改めて考える中で、やはり青木村、広範囲に何町歩を、何ヘクタールにもわたる広大な農地があるわけではございませんので、その辺も全体的に含めながら丁寧に説明はさせていただいているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと私も勘違いして聞いていた点があるかもしれませんが、もう一回整理をしてみたいというふうに考えております。

大体順調に推移をしておるというそのお考えでよろしいですね。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただいております地域協力隊の皆さんについては、我々も十分対応させていただいておりますし、それから、来た隊員の皆さんも本当に一生懸命やっております。私ども、ほかの市町村と比べて地域おこし協力隊の皆さんへの対応というのは、大変、いろいろ事例等を拝見する中では手厚くさせていただいているというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容については理解をいたしました。

きちんと伝えるところは私も伝えて、スムーズな対応ができますように努めてまいりたいと、こういうふうに考えております。

それでは最後、4番目の事項でございます。

運転免許証の返納と行動の支援についてということで質問を申し上げたいと思います。

自動車運転免許証の返納の点でございますけれども、こんな話が出てくることは、私もすごいなというふうに考えるのですけれども、年齢の上の皆さんのほうから、いろいろとやはり悩み事として上がってくるわけでございまして、いや何しろ免許証なくなれば困るわなど、こういうような年配の皆さんばかりでございまして、どうも家族とも話ができません、そんな難しさがあるようであります。

これも、人生の中で一区切りでございますから、非常に寂しい点もあろうかと思いますが、しっかりとやはりまた頑張ってもらわなければいけないということで、私は、まだまだ若いので頑張ってくださいよと、こういう激励も申し上げておるわけでありますけれどもなかなか難しいところでございます。

先日も駐在さんから、何人の返納者があったかちょっと教えてくれませんか、こんなような話をしましたけれども、村長さんも詳しいことは御存じでございますからまたお伺いしたいと思いますが、どちらかといえば男性の皆さんのほうの言葉が多いと、こんなふうにも聞いておるわけでございます。その辺、村長のほうが深い理解をされておりますので、お伺いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 敬老のお祝いということで、88歳、あるいは99歳、100歳以上の方、毎年敬老の日前後にお祝いに各戸歩いております。大体88歳の方は50人前後おりますけれども、大体1割ぐらいの方がまだ現役で車の運転をされておまして、大変すばらしいことだなど、元気だなどというふうに思います。車が小さかったり、オートだったり、あるいは村内に限定したりしてということはありませんけれども、そういう意味で、いろいろの生活面に役立っているかなというふうに思います。

返納者数でありますけれども、これは警察からいただきました資料によれば、29年度から30年度に向けて、高齢者の事故が多発してから急に多くなりました。29年度までは1桁でありましたけれども、30、31年度と22人、31はまだ年度終わっておりませんが、30年度は、前年度8人に対して22人ということで大変大きな数の返納をいただきました。これも、聞いてみますと、全員が運転していたのを返したという方も、運転していたのをやめて返したという方もいらっしゃいますし、当分乗らないから返したという方もいらっしゃるようで、これが即、今、議員が心配されたようなことの数字にはならないと思いますけれども、新聞等の啓蒙運動がこういうところの功をなしたというふうに思っております。

これにかわろうとして、昨年度から、返納した際に、本当に気持ちだけでありますけれども1万円の、返納に対する長年の活躍といいたいまいしょうか、そういうことに対して村で1万円のお金を差し上げさせて、補助といいたいまいしょうか、させていただいておりますけれども、当然これでは十分足りないわけでありますので、今後、今議会で村の定期バスの運行について調査する費用をいただいて予算をお願いしておりますので、そういう中でも十分議論してまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろと整理をしていますと、年配の皆さんのお話を聞いておると、自由に行動ができなくなる。これは非常につらいのだよ。それから家族の協力が得られない。これはとにかく、きょうは車に乗っててくれやと言ってもいい返事がもらえない。これ

は寂しいですと。それから、やはり運転をするのに自信がなくなってきたのかなと、こういうようなお話をされるわけでございます。

では、行動の内容はどうですかというふうにいろいろと調べてみますと、やはり買い物が主力でございまして、病院があります。それからまた農業があります。農業に出るにも、とにかく自動車で出なければ出られない。非常につらいのだよと。かあちゃんに言ってもいい返事はしない。まあ本当に困ったものだということで、愚痴をこぼしながらお風呂に入っている皆さんも何人か見受けるわけでございますけれども、そんなことであります。

私もいろいろ、やはりこれからどうあるべきかということを考えてみてもいい案はないわけですが、やはり解決策として、今も村長から話がありました、予算書にも載っていますけれども村営バスの利用対応ですね、これをやはりもう一回抜本的に見直して、そういうような皆さんが自由に乗って村の中を回れるような、そういう対応をすることが重要ではないかというふうに考えておるわけであります。文化会館もありますし、図書館もありますし、それから美術館もありますし、風呂もありますし、いろいろとにかく、村がリードしながらそういうような皆さんを引っ張ったらいいいんだろーというようにも考えておるわけでございます。要は、歩いて元気で過ごせることがいいわけですが、そんなことも地域包括支援センターを中心としてお願いをしてみたらどうかというふうに考えておるわけであります。

先日も筑北村、それから東御市、筑北村は出向いていろいろと総務課長のお話し聞きましたし、それから東御市ともいろいろと話したわけでございますけれども、やはりいい案がなくて、やはり現状のとおり進めていくよりほかないかなと、こんな話をされておりました。東御市は市の出費が7,000万、それから筑北村が3,000万、この金は何しろ一生村が払っていかなくてはいけないお金だろうと、こんな話もされておったわけでございますけれども、ある程度その辺に手を入れて、年寄りの皆さんが100%満足できなくても、どうにかとにかく満足だろうと。このことくらいはやはり対応していかなくてはいけないというふうに私も考えておりますけれども、お考えがありましたらお伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 足の確保というのは、高齢者あるいは交通弱者にとって大変大事なところでございます。

村営バスで、必ずこれで100%、今御質問いただいたことが解決するかというと、私はそうではなくて、もっといろいろな意味で幅広い、ボランティアだとか有償移送だとか、そう

いうふうなことを組み合わせて考えていかなければならないというふうに思っております。
幸い少し規制緩和もありまして、今までお金のやりとり、運転してもらったその対価として
お金を出すことについては大変厳しい規制があったのですけれども、そこは少し緩やかにな
ったというふうに聞いておりますので、そういったことが村内にどういうふうに合うのかな
というふうに思っております。

地域支え合い事業で9地区でありまして、そこにはこういったことも対価、ワンコインの
範囲内でできるようになっておりますけれども、沓掛区以外はなかなか実態がつかめません
けれども、少し沓掛の皆さんは一生懸命やっておりますこういった実態もあるようであり
ますので、そういったことも参考にさせていただきながら、村民の、青木村の村民の皆さん
の温かい気持ちをこういうことにも活用できないかということも含めて、トータル的なこと
を今後考えていかなければならないと、こう思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 免許証を返納された方に1万円ずつお上げをするということについて
は、このまま実行されていければと思いますけれども、私は、このぐらゐの金額ならちょっ
と足りないかなという感じもするわけでございますけれども、村長、何らかの形でもう少し
乗つけられるような内容はございませんか。1万円。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 1万円というのは、上田の警察へ行つて返してタクシーに乗つて帰つ
てくれば終わりではないかというふうに言われる点もあるのですけれども、前段で御答
弁申し上げましたように、お金をやるということも大事なこともかもしれませんけれども、も
う少し根本的にトータル的に、村営バス含めて、ボランティア活動を含めて、有償輸送を含
めて、将来、将来といいますか、近々青木村で起こり得る、もう既に起こっている事象もあ
るわけでありましてけれども、高齢者を含めた交通弱者に対する移送の方法、輸送の方法につ
いて考えてまいりたいと思っております。

社協でも、もう前々から検討しておりますけれども、先進事例を検討しておりますけれど
も、本当に青木村に合うのはどれだろうかというのがなかなかヒットしません。先進事例
にあつても、長和でもなっちゃんというのをやっているのですが、聞いてみるとそんなに使
われないというふうなことで、そのところはどのような課題があるのかを含めて今後勉強し
てまいりたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ちょっと通告した内容にはないわけですが、村長に特別お願いをしておきたいと思います。

運転免許証の書きかえ、大変時間がかかって困ります。私もとにかく、何十何日前からというようなことがございましたから、そういうようなことも含めていろいろ対応してきたわけですが、この辺は、村長、どうにか改善をするような、警察といろいろと話が、会うわけですから、提案をされて交流ができたというふうに私はお願いしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 通告外ですので、返答、答弁は差し控えたいということでございますが、よろしくお願いします。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 大変失礼しました。ありがとうございました。

以上で終わります。

○議長（宮下壽章君） 9番、堀内議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 小 林 和 雄 君

○議長（宮下壽章君） 続きまして、8番、小林和雄議員の登壇を願います。

小林議員。

〔8番 小林和雄君 登壇〕

○8番（小林和雄君） 8番、小林和雄です。

一括質問方式で一般質問をいたしますのでよろしくお願いいたします。

村民参加の防災訓練についてということで一般質問いたします。

日本はもともと自然災害の多い国ですが、特に最近では毎年のように大きな自然災害が発生しています。台風や豪雨は地球温暖化の影響があると言われています。地震については、活動期かどうかわかりませんが大きな地震がふえています。

そのような中で、自然災害に対する住民の関心が高まっています。

犠牲者250人以上と記録的な大雨で被害を広めた西日本豪雨は、最初の大雨特別警報が出てから1年2カ月ほどになります。甚大な土砂災害や水害に見舞われた広島、岡山、愛媛の3県では、今も9,200人を超える人たちが仮設住宅での生活を余儀なくされています。災害

後の精神的疲労などによる死亡と認定された関連死は53人に上ります。住宅再建に時間がかかる中、心身不調を訴える人もおり、被災者支援の重要性は増しています。

プレハブなどの建設型住宅や、自治体が民間賃借物件を借り上げたみなし仮設住宅で暮らす被害者の内訳は、広島県で1,276人、岡山県で7,203人、愛媛県で780人。ほかに公営住宅や公務員住宅に入居する人もいます。被災地域の住民がまとまって入居できる建設型の1,215人に対し、みなし仮設は8,044人で、住みなれた土地を離れ分散して暮らす人の健康状態把握や孤立防止は大きな課題となっております。

3県の犠牲者は計250人で、このうち災害関連死は広島県が29人、岡山県が18人、愛媛県が6人と死者全体の約2割で、ほかに9人がいまだに行方不明のままです。

長野県においては、大きな災害は2014年7月9日に木曽郡南木曽町読書の梨子沢で発生した土石流災害は、町の避難勧告発令が土石流発生後になり、町は改善策を検討したもの、発令の判断材料は当時のままで、同様の事態を防げるかは不透明であります。住民の安否確認に時間がかかるという課題も浮き彫りになり、区によっては独自の名簿をつくる対策を進める例もあります。

当時も今も、町は避難勧告の発令は、長野地方気象台と県の土砂災害警戒情報などを踏まえ、雨量を参考に判断しています。しかし、5年前はこの情報が出る30分以上前に土石流が発生しました。発令は後手に回り、町には、当時、なぜもっと早く勧告しなかったのかとの批判が寄せられました。

町などによると、南木曽では土石流が発生した午後5時40分までの1時間に70ミリの非常に激しい雨を観測したが、町一帯への大雨洪水注意報が警報に切りかわったのは発生5分後でした。総務課は、注意報段階で避難勧告を出すのは難しかったとしています。町は、早期に避難勧告を出す検討もした。だが、少ない雨量で勧告すれば、オオカミ少年になり得ると懸念したとのこと。避難勧告発令の判断材料は変更していないが、当時より雨量や雨量変化の予測を注意深くチェックするなど情報収集は強めているとしています。

発生当日は安否確認に時間がかかり、梨子沢沿いの坂の下区と東町地区は計約100世帯あり、区役員と消防団が一軒一軒巡回したが、避難所に身を寄せているのか知人の家に避難しているのか不在の家もあり、最終確認は深夜にずれ込んだとのこと。であります。

これを教訓に坂の下区では、安否確認用に、全住民の氏名と性別、電話番号を記した一覧表をつくりました。他の区でも、住民の携帯電話番号を区長と副区長が把握したり、緊急連絡先の一覧表をつくったりといった動きが進みました。

町は災害後、土砂災害の危険度を示すハザードマップを模造紙に拡大し、全60区に配り、改めて危険の程度などを話し合うよう求めました。坂の下区のように模造紙を集会所の玄関に掲げ、住民の目につくようにしている区もあるとのことでもあります。

災害の伝承も課題で、梨子沢区梨子沢そばにある小学校の4年生45人は、ことし6月、国土交通省多治見砂防国道工事事務所、これ、岐阜県にあるわけですが、岐阜県多治見市にあるわけですが、の教室に参加し、土石流から身を守る方法などを学びました。当時、避難に身を寄せた子供もいたが避難所生活を全く覚えていない子供もいて、他地区の子供の中には災害を知らないケースもあるとのことでした。

町は、2016年から2年続けて職員が当時の対応を部署ごとに振り返る集いをし、去年は長野地方気象台の職員を招き雨量データの意味などを学んだそうでもあります。町の総務課長は、どの職員も経験したことのない災害で、次の世代にどんどん伝えていかなければいけないとのことでもあります。

このように、土石流から土砂災害の危険をどう察知するのが非常に重要であると思います。土石流は一般的には降り始めてから100ミリを超え、1時間に20ミリ以上の強い雨が降ると起こりやすくなります。前兆現象として、川が水だけでなく土石の流れや流木が山のように流れると、山腹の崩壊土砂の流下が始まります。また、川が今まで増水していたのに急激に減少すると土砂ダムができたことを示し、決壊すると土石流となります。また、川の水が真っ赤になったりしたときは土砂の流出が起こっていることも示しており、土石流が生じる前兆現象でもあり、注意を要します。

斜面崩壊の前兆としては、斜面の上方に亀裂や段差が生じた場合が挙げられます。そして、斜面の滑りが進むと斜面のはらみが出てきます。これは斜面が前にせり出したことを示しており、亀裂が開いて水がしみ込み地盤が押し出されています。

なお、斜面下部で湧水が濁るようになったら非常に危険で、斜面の土砂が流出してきており、崩壊の始まりです。さらに、崩れる直前に小石が落ちてくる場合もあります。降雨の関係では前日までの降雨がない場合、当日の雨量が100ミリを超えたとき崩れやすくなり、さらに時間雨量が30ミリを超えるとより危険な段階となります。

気象庁の発表では、去年の豪雨で広島県では48時間雨量が400ミリを超え、この長雨の末期に時間50ミリ以上の豪雨となり、多くの土砂災害が生じています。

対策工としては斜面を抑える抑止工があります。地盤に長い鋼棒を安定地盤まで打ちつけるアンカー工が主で、崩れ落ちようとする土砂を抑えます。また、壁状に土どめ構造物を連

続して設ける擁壁工は、土砂が崩れないよう抑えられるのでよく用いられ、崩壊規模が小さければ擁壁工だけの場合も多くあります。

次に、阪神・淡路大震災までは、行政の部局名を見ると、消防防災とか、防災対策といった名称が使われていましたが、震災後は、危機管理という名称が使われるようになっていきます。そこには、総花的あるいは縦割りの防災対策から、実効的で包括的な危機管理へという思いが込められています。それまでの防災対策は絵に描いた餅と言われるように、個別的な対策が網羅的に示されているだけで、減災の目標を具体的に達成する方法や戦略が示されていませんでした。その欠陥を補うための危機管理であります。

危機管理という考え方は、個々の災害をばらばらに捉えるのではなく危機として包括的に捉える、また、目標達成に実在性を持たせるために、目標達成の処理や実行管理に力を入れることを求めています。防災の手順に科学性や体系性を持ち込むことを企図しています。

また、行政主導から連携協同へと考え方が変わってきました。

地域防災計画が行政の業務計画として策定されているように、防災対策は行政が責任を持って主導的に実施するものとされてきました。しかし、阪神・淡路大震災で、巨大災害では行政の力だけで対応できないことが明らかになりました。自助・共助・公助という言葉に示されるように、行政と地域コミュニティ、さらにはボランティアなど多様な主体が協同して被害軽減に当たることが欠かせないとしています。それは、組織を超えた協同と職務を超えた協同であります。

組織を超えた協同では、行政とコミュニティが連携すること。それに加えて企業やNPOが連携することも必要です。

また、職務を超えた連携では、区の役員はもとより、消防団員、民生児童委員等、地域の中にいる多様な人材が連携することが重要であります。

次に、防災訓練の現状ですが、一般住民向けの防災訓練については、大きく分けて実働防災訓練と図上防災訓練に分けることができます。小学校でやるような避難訓練は、まさに一般住民向けの防災訓練の中の一つです。一般住民向けの防災訓練では地震を想定した避難訓練が最も多く行われています。このほかにも一般住民向けの実働防災訓練で最も多く行われる避難訓練では、地震などの災害が発生したと想定して、学校や事務所では、机の下などに身を隠し地震がおさまるのを待ちます。地震がおさまったら自分と家族の安否を確認し、場合によっては指定された避難所まで避難します。避難訓練を通して、自分たちの身にもいつか災害が襲ってくるかもしれないという防災意識を持たせることができます。また、実際に

災害が発生した場合の避難所などを確認しておくことで、いざ災害が発生した際にスムーズに避難行動を行うことができます。

効果的な防災訓練として何より大事なことは、防災訓練の対象者として、その目的をしっかりと明確にしておくことです。企画準備をする段階では参加規模よりも防災訓練の内容を重視し、過去にその地域で発生した災害を風化させないよう調査し、防災訓練の性質を向上させるようにすることです。

また、住民を巻き込む防災訓練の場合は、防災訓練の企画準備の段階から地域住民に積極的に参加してもらいます。防災訓練では、対象とするシナリオは地域の地理的な条件や過去の災害から適切な想定シナリオを考え、実際の災害対応の動きに合わせて防災訓練を行っていきます。また、防災訓練を行って失敗した点やうまく回らなかった点などは、なぜうまく対応することができなかったのかを考え、場合によっては防災計画や防災マニュアルの改善に役立てていく必要があります。

長野県においても、毎年、各市を中心に持ち回りで総合防災訓練を行っています。

例えば、被害想定では、糸魚川―静岡構造線断層帯を震源とする地震による被害想定で、訓練内容は、孤立集落住民で構成される自主防災組織が近隣住民の安否確認や救助活動を実施します。災害対策本部では、県は現地対策本部を設置し、各防災関係機関の協力のもとで被害把握、情報収集、情報伝達、道路啓開、救出・救助、応急救護、交通規制、炊き出し、防火・防災、ライフライン復旧、広域医療搬送などの総合的な災害応急対策訓練を実施するなどとなっております。

そこで質問しますが、村では毎年文化会館の駐車場で防災訓練を行っていますが、一般村民は参加しておりません。村民が実際に災害に直面した場合、皆さんがスムーズに避難できるか疑問であります。

そこで、村民の皆さんにも防災訓練に参加していただき、実際に避難訓練をしていただいたらどうかというふうに思うわけであります。

そこで、最初の1番目の質問ですが、災害時に自分の命は自分で守るとの考え方がありますが、これについては避難ルートをよく熟知していなければすぐに行動に移せないと思います。ふだん通行している道路・橋梁等が災害時に通行できるかどうか住民とともに検証する必要があると思いますが、どうか。

2番目の質問については、ハザードマップをもとに、防災について各区ごとに説明会を行ったらどうかということでございます。

3番目の質問は、各区の公民館に模造紙大のハザードマップを作成し張り出して、ふだんから災害時の避難について関心を持ってもらったらどうかということです。

4番目の質問は、災害現場の状況をいち早く全体を確認するため、上空から撮影できるドローンを購入し活用したらどうかということでございます。現在は安価で性能もよくなっているというふうに思いますがどうですか。

それから、5番目の質問は、防災訓練に重点地区を決めて、例えば、ことしは入田沢地区、または入田沢中挟地区とか範囲を大きくするのか、それとも区一つ一つをやっていくのか。また、来年は青木地区、または青木、村松地区というように、重点地区として輪番制で行ったらどうか。このように実際に行っている自治体もあります。

今月9月1日の防災の日に入田沢区の原池で防災訓練を行ったとのことですが、その内容についてあわせてお伺いします。

以上、5点について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小林和雄議員から何点か御質問いただいておりますので、順次答弁申し上げます。

昨日ですけれども国土交通省の千曲川工事事務所の所長さんが来られました。防災・減災についていろいろお考え、あるいは情報提供をいただきました。その後、青木村で今考えていること、やっていること、準備しているものをごらんいただきましたが、特に情報電話と、それから雨量計のシステムについては、ああ、よくやっていますねという感想をいただいております。

ことしは特に九州地方で大雨に見舞われました。8月26日から29日にかけて、長崎・福岡・佐賀県では、積乱雲が帯状に連なる、いわゆる線状降水帯が発生いたしまして、平戸市では527ミリと8月の1カ月分の2倍の大雨とのことでございます。

青木村でも同様のことが起きないとは断定できません。また、私どもの地域には松本市の断層帯による地震も心配なところでございます。

大きな災害時の行動は、行政といたしましては精いっぱいさせていただきますけれども、いざというときには、御質問にもありましたように、全ての住民の皆さん方に同時に行動できる、行政が支援できるということではできませんので、村民の皆さんには、行政側からの指示ではなくて自分の判断で意思決定と行動をお願いしたいというふうに思います。

また、村民の皆さんのほうが長年住んでおられる、あるいは地元のことを熟知しておられ

ますので、そういった判断も的確ではないかというふうに思います。

大きな区で地区ごとに一つにまとまったブロックでの検証をすることは、いざというときには大変役に立つということが多くの事例で示されております。

洞地区では、平成22年7月2日から30日の集中豪雨の際、多くの被害を受けました。そのときの雨量は、最大時間雨量35ミリ、連続雨量の合計が126ミリということで、5時間にこれだけの雨が降ったわけでございます。

過去にも中村区、あるいは夫神でもこういった訓練を、図上でありますけれども実施した経過がございます。

昨年度から各地区に防災マップの作成をお願いしておりまして、入田沢地区では、洞、木立、原では既に終わりました、今年度では弘法でこのマップの作成中でございます。今後も住民参加の防災訓練など心がけてまいりたいと思います。

2点目の御質問でありますけれども、青木村では平成19年に洪水のハザードマップ、26年に土砂災害、29年に地すべりのハザードマップを作成し全戸に配布いたしまして、必要に応じ説明を行っているところでございます。また、塩之入池などため池に関しての情報も関係者に図書の配布をしてございます。この説明は、区長会あるいは村民の皆さんの質問には十分な説明をしているところでございますが、今後このことが忘れられないような配慮をしてみたいと思っております。

今申し上げました各地区でお願いしております防災マップの作成の際には、当然このハザードマップを参考に作成してもらうことになります。その際には住民の皆さんには十分な説明と御理解をいただくようにしてまいります。

3点目の御質問でありますけれども、随筆家で科学者でもありました寺田寅彦は、「天災は忘れたころにやって来る」ということで、人々のその忘れっぽさをいさめております。また、この寺田寅彦の文章の中に、文明が進めば進むほど天然の暴威による災害がその劇烈の度を増す。国中に電線やパイプ、交通網が張りめぐらされているこのありさまを高等動物の神経と血管と同様であると。その1カ所が故障すれば影響は全体に波及するという事を86年前に、きのうきょうの千葉の状況を説いているところでございます。

各地区の公民館にはハザードマップの掲示はほとんどの地区で行われておりますけれども、マップ、冊子をひもにかけてつるしてある状況でありますので、これを、冊子をばらしてその地域のところだけ模造紙に、御質問にありましたように模造紙に張り出すということも考えられますので、区民の皆さんにはそういうPRの方法も各区長さんにお勧めをしてみたい

たいと考えております。

4点目のドローンについてでございますけれども、そのドローンの技術というのは大変日進月歩でございます、小型化し多目的に活用できる。そして安価になった。今、災害の現場でそれぞれのドローンが大活躍をしております。

活用の方法といたしましては、人の行けないような現場でも被害状況の確認ができること。それから正確な地図の作成ができること。それから遭難した人の発見ができること。それから遠隔地から災害現場の確認ができる。今回も原池にドローンを飛ばしまして、それを公民館で受けて我々は判断できたということを実証実験いたしました。このドローンの技術というのは大変進んでおります。これからも進むと思いますが、タイミングを見て予算化を議会の皆さんにお願いをしてまいりたいと思っております。

ドローンの操作技術というのはある程度難しいようでありますので、その技術の習得にも時間がかかると思います。

課題は、電線あるいは高い木などの障害物についてはなかなか避けにくい、あるいは、飛ばさなければならない。それから、電源が20分ぐらいしかもたない。それから、プライバシーへの配慮が必要だということでございます。役場にドローンがあれば、ほかにも農業とか火災とか日常的にも活用できますので、また改めて議会の皆様に予算化のお願いをしてまいりたいと考えております。

防災訓練の輪番制についてでありますけれども、地区防災マップの作成された地区を重点といたしまして、昨年度は洞地区で、今年度は、昨年度このマップが作成されました原池でこれに当てて実施してきたところでございます。

御質問にありますように、村内各地区で行うことは、災害についての問題意識を持ち関心を高めていく上で最もよい方法でありますので、今後も今回と同様の方法を考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） ハザードマップが区の皆さんに徹底されているというふうにはなかなかちょっと今思わないのですけれども、これもやはり、このハザードマップをもとに各区に徹底してもらって、防災・減災についてしっかり指導をしていただきたいというふうに思うわけでございます。

そんなことで、これからやはりだんだん災害が大きくなっていくにしたがって、そういう

ことについて村民の皆さんにしっかりとした考え方を植えつける必要があろうかというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それから、せっかくの関連の質問でございますが、先日の台風15号で千葉県では、千葉県の中心に20万戸以上の停電がありまして、それで2万軒の断水ですかね、それに伴って断水があり、予想以上の鉄塔や電柱が倒壊しているというようなことで、もしこれが長野県でもあれば、中部電力では千葉県以上に山間部を通る電線、電柱が、電線というか鉄塔、電線があるわけでございますので、もっと長期に停電や、電気が来なくて断水があるというふうに思うわけでございますが、このような点がもし青木村で起こった場合では、青木村の対応は、今、村長はどのように考えておられるのか御質問しますが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回の台風は、起こった直後よりも被害の想定がさらに大きく確認されているというふうに思っております。

この停電というのは大変命にかかわる、3日も4日も続けば命にかかわる大きな問題だというふうに改めて、けさのニュースでも熱中症で亡くなった方がいたりしているものですから強く思いました。

数年前に雪害で、半日ぐらい、高圧線から来る電気が青木村のほうとまったことがありました。その際にも、そこは大きな情報の伝達というようなことがポイントで、半日ぐらいで回復いたしましたけれども、こういうような大きな災害というのは、今、小林議員がおっしゃいましたように、こういった山岳地帯ですから相当復旧に時間が、千葉よりはかかるかもしれないですね。

今後、中部電力とは年に1回、もしくは2回、定期的に話す機会もありますので、そういった際のお願いをしてまいりたいというふうに思います。

聞きますとループになっていると。青木村は片方からの電源と送電ではなくて、これがダメだったら、シャットダウンしたらもう片方から大きな電源が来てするような地域もあるようでありますので、こういったことが青木村全体に渡るようなことも確認して、複数の回線を持つということは大事なことでありますので、そういった点もお願いしてまいりたいというふうに思います。

それから、今何が課題かということと熱中症も課題ですけれども情報が入らないということが大変今課題だ。電源が、電気がないので充電もできない。それから電波も飛んで来ない。情報の受信も発信もできないということが大きな課題だということでもあります。

先日私どもでは、そういったことで上田のケーブルテレビにお願いいたしまして、災害の際の実験試験局、FMの実験試験局を青木村の公民館で設けたらどうなるかということを実証実験させていただきました。全体で、そこから電波を飛ばして、各地区27、22地区で、23地区で、全部電波が受けられるかどうかという状況をチェックしました。村内では全部で5が、5段階が一番上の明解度なのですけれども全部5でありました。山の影の一部がもしかすればという話もありましたけれども、それぞれの公民館等々では全体のFMが聞こえたということでもあります。これは信越電波管理局と協定を結んでおりまして、青木村から要請した際には、国の出先機関であります電波局からこの局を帰ってくる。あるいは、上田でなくて青木だけの場合にはこのケーブルテレビから、上田のケーブルテレビから持ってきてもらうというようなことも考えております。

それから、発電機につきましては、太陽光、ハイブリッドの電源がありますので、道の駅もありますので、あそこは相当頑丈につくってありますので最後まで残る電源というふうに思っておりますけれども活用してもらおう。

それから、各公民館には発電機を、電源がガスもしくは灯油、ガソリンがないとだめなのですけれども、一応、必要ですけれども、そういった発電機も備えております。

今後も、今回の千葉の事例を見て、各関係機関は大いに反省をして実行することを考えておりますので、私どももそういったところに参画し、あるいは情報を得てまいりたいと思っております。

○8番（小林和雄君） 質問を終わります。

○議長（宮下壽章君） 8番、小林和雄議員の一般質問は終了いたしました。

ただいまより10時45分まで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時45分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

質問に入る前に、1点、御判断いただきたいことがございます。開会前に村長よりお聞きいたしました御事情を拝察し、準備いたしました通告した3点の質問事項のうち、1と2の順番を入れかえて質問を申し上げたいと思います。議長の御許可を願います。

○議長（宮下壽章君） 通告内容に変更がございませんので、許可いたします。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

それでは、2点目の青木小・中学校教職員の超過勤務の実態とその解消に向けて質問をいたします。

昨年あたりから、学校の先生方、教職員の皆さんの超多忙な勤務実態が問題になってまいっております。そこでまずお聞きしたいのは、小・中学校教職員の服務監督権者はどなたかということです。教育長、御答弁をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私も回答する前に一言、本当に温かい御配慮をいただきましてありがとうございます。

それでは、回答させていただきます。

服務監督権限の所在ですけれども、市町村立の学校の服務監督権限はその市町村にあるとなっております。青木村にも青木村立小・中学校の服務規程がございます。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま監督権限が村の教育委員会にあるというお答えをいただきました。したがって、先生方の勤務時間を把握し、監督することも当然服務監督権に含まれているものと理解をいたします。

そこで、まず、小・中学校の教職員の皆さんの超過勤務時間数は現在どれくらいなのか。校種別に1カ月平均の超過勤務時間数並びに最大値を教えてくださいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木小学校は、平成30年の7月から令和元年の8月までの14カ月の平均を見ますと、45.16時間でございます。最大値は平成31年4月の63.2時間ということでございます。

青木中学校は、平成26年から令和元年までの5月と12月の統計、合計10カ月の平均であります。72.08時間となっております。最大値は平成28年5月の86.54時間でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただきました超過勤務時間数はかなり多いなというふうに思うわけですが、この時間数はどのような方法で把握されていらっしゃるのか、お答え願います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校は、県教委作成の時間外勤務時間作成の学校管理ソフトを利用しまして、個々に入力することになっています。

中学校は、タッチパネル式で、先生方の登下校時にパソコンの名札をタッチするということになっております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ソフトに個人的なものを入力するというような小学校の実態をお聞きしましたが、先日、小学校でお聞きしましたら、エクセルシートをここは入力していると、そういうふうにお聞きをしていますが、その辺はいかがですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 実際、そういうことになります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 教育長がお答えになったソフトというのは、別のものですか、同じものですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 同じものです。同じ画面でエクセルシートのところへ自分の登校した時刻、それから退校する時刻を入力することになっています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 中学校のタッチパネルというのはどのようなものでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 中学校は、依田校長先生が御自分で開発したパソコンのソフトを使ってコンピューターにある自分の名前をタッチすることになります。私たちが行っていた廊下にある木札を裏返すみたいな、そんな感じでポンとやると、自分の名前が赤になる。学校から出るときは、その赤いのをタッチするとまた黒に戻るという、そういうイメージです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本年3月18日付で、文科省事務次官通知、学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についてでは次のようにうたっています。

勤務時間管理に当たっては服務監督権者である教育委員会は自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより、勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築するように努めることとされているわけです。

これをもとに、中学校のタッチパネル方式というのは、私見が入らずに個人個人がタッチできるということですので、これにのっとった方法になるのかなと思われそうですが、小学校の個々が記入するということについては、後で操作もできるわけでありまして、この点については自己申告方式になるかということであり、文科省通知に対応していないというふうに思いますが、この点はいかがですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ICTソフトを使ったというところではもちろんソフトを使っているので、自己申告という、多分ノートか何かに自分で書くというだけのことを言っているのかなというふうに思うので、これはどうなんでしょうか。

もう少し答えると、中学校も登下校のときはパネルなんですよ。タッチすると学校へ来ました。もう一回タッチすると帰りました。だけれども、超過勤務というのは持ち帰りの仕事もありますよね、家で。それはやっぱり自分で申告するわけです。それから、土日に例えば部活で来た場合、コンピューターが立ち上がっていない場合は、後日それは自己申告するわけですよ。ですから、自己申告を全くしないで、全ての管理ができるかという、どういう方式を使ってもそれはできないというふうに思います。それは何らかの形で申告になるだろうと。

もうちょっと詳しく言いますと、小学校がなぜそういうことをしているかという、小学校は厚生労働省の毎月勤務時間統計調査の指定事業所になっておりまして、2018年7月から2020年2月まで、決められた項目に沿って、かなりいろんな項目を毎月調査を行って、

報告しなければいけないんです。なので、そのスタートのときに使っていたソフトを今も使い続けないと、途中で切りかえるのは大変困難ということで、こういう対応になっております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御事情を詳しいところを存じ上げませんが、とにかく、エクセルシートに個人が記入するという方法は自己申告であるということは、全国的にもそのことがそういうふうの評価されているわけであって、今現在行っているのは自己申告であると。客観的な方法ではないというふうに思われます。

私もそのやり方については、現役時代に実験的にやったことがございますけれども、ですから大体の方法はわかりますが、それは自己申告であるということですね。

それから、持ち帰りについては当然自己申告という部分はあるかと思えますけれども、少なくとも校内での勤務ということについては客観的方法によってそのことができるようにということを直ちに行えというふうに文科省が通知を出しているわけで、そういう点では、その導入を直ちに図ることが必要かと思えます。この点についていかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 県教委ですけれども、今総合的に生徒の出欠管理ですとか、成績処理、保健管理、先生方の出勤簿なども一括でサポートするシステムを来年度導入しようというふうに考えています。そうすると、子供たちの出欠、保健、成績管理、指導要録の記入まで、全て含まれているソフトであります。

県教委が導入するということで、佐久は全部の学校が導入を決めているというふうに聞いています。上田は随時加入していくということで、青木もそういうことであれば、来年度導入する方向で今検討しているところなので、こうすると小・中ともまさにそのソフトを使って全県同一の歩調で対応できるかなと。今のところはそういうふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 来年度からそれが導入できそうだというふうな見通しであるというふうにお聞きをしたというふうに理解をします。

いずれにせよ、客観的把握がしっかりとできるように予算化して、導入をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、先ほどお答えいただきました超過勤務時間数ですが、大変多い時間、とりわけ中学校においては大変長い時間を勤務されているなというふうに思うところであります。

そうした超過勤務時間に対して、村の教育委員会としてはこれを縮小、削減、解消するために、どのような手だてをなされてきたのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会といたしましては、昨年の4月の定例会で、学校における働き方改革のための基本方針を決定いたしました。そして、直ちに青木小・中学校に周知をしました。合計16項目にわたって削減の方向を示し、働き方改革の推進を図ったところがあります。また、夏休みには、昨年度から学校閉庁日を決めまして、実施いたしました。

また、青木村ならではの取り組みで考えますと、例えば、本年度は小学校に理科専科を村費でお願いいたしました。小学校からは大変に感謝されておりますし、子供たちは専門性の高い授業を受けることができていると思っています。先生方の負担はかなり軽減されているというふうに考えています。

また、特別支援教育支援員の先生ですけれども、小学校では今5名を配置しています。それぞれ教員免許をお持ちだったり、保健師免許をお持ちなので、先生方は年休が、ほかの学校に比べてだと思えるんですが、とりやすいという状況にはなっていて、本当に突然お休みになったときにも、支援員の先生が担任のかわりに一日授業をするということは本当に青木小ではあることなので、それはありがたいかなと思っています。

それから、中学校では、村費教員を配置して、主要教科は2人体制で進めることができます。きめの細かい授業ができ、先生方の負担感は少ないというふうに認識しております。

また、さらにICTの充実とか、ALTの配置、インクルーシブ教育の充実も青木村ならではのというふうに思っていて、他の市町村にはない本当に丁寧な取り組みが青木村ではなされているというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 幾つかお取り組みをいただいているということで、感謝申し上げたいと思います。

ただいま出てまいりませんでしたけれども、ここ2、3年のところで、部活動の指導について随分と外部指導者を入れるなどして、その軽減に努めているというお話を教育長から事あるごとに御説明いただいているわけですが、その部活動について質問したいと思います。

小学校の金管バンド、あるいは中学校の部活動、そういったものが部活動に類するかと思いますが、そういう中でかなりの活動時間を要しているかと思いますが、その辺の実態について、また、外部指導者を入れたことで、勤務時間外の部活動の指導は解消されたのか、そ

の点について。加えて、外部指導者を入れたことによる実情、様子等についてお話しいただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、活動時間ですけれども、小学校の金管は授業日の7時35分から8時10分、月2回程度の土曜日の練習、それから村祭りや交歓演奏会での演奏であります。それから、中学校では、県からのスポーツ指針を守るようにしておりまして、平日は1日、土日には1日の休養日を設定しています。長くても平日は2時間程度、休日は3時間程度の活動時間で実施しているというふうに考えています。

それから、外部指導者による指導の実情と効果ですけれども、中学校の外部指導者は剣道であります。今のところ3名です。地域連携としては、スポーツ少年団としてのサッカー、それから、バレー、バスケとの連携を図っておりまして、また、吹奏楽部は村の吹奏楽団と今連携を模索しているという状態であります。剣道部は実質大会の引率以外の指導は行っておりませんので、先生の負担はかなり減っているかなというように思います。バレーについても、教師の指導の時間は減っているというふうに考えています。サッカーは今までなかった活動なので、生徒の選択肢が広がったことになります。教師の直接的なかかわりはございませんので、外部指導者の導入は、本当に先生方にとっても、また、生徒たちの活動の充実という点からも効果はあるのではないかなと思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 外部指導者を導入したことで、多くの成果が上がっているというふう
に受けとめましたけれども、そのことで、先生方の勤務時間が減っていることにつながって
いるという御説明でしたが、勤務時間外の部活指導というのは行われているのでしょうか。
その辺はどうでしょう。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 部活動に連携した社会体育はやらないということになっていますの
で、基本的にその方向で動いていると思っています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 社会体育はしないということで、しかしながら、勤務時間というのは
今何時までかな。5時か、あるいは4時45分か、そんなくらいかと思うんですが、それ以降
の部活動というのはないんですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その意味であれば、そういう意味での時間外はあると考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その時間は何時くらいまでやっているんでしょう。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 平日は2時間というふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2時間というのは、部活動を始めてから2時間なのか、それとも5時以降2時間なのか、どちらでしょう。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 活動を始めてから2時間というふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） いずれにせよ、勤務時間外の部活動は依然として行われているということで、そうした積み重ねが先ほどの中学校が72時間というふうな多さにつながっているんだろうとは思っているところです。

ただし、これはこれまでの何年かの平均というふうなお答えでしたので、ことしはこれをかなり下回るといえるのか、改善されただろうと思いますので、そうした数字もまたありましたら教えていただきたいというふうに思います。

それでは、今、社会体育というお話がありましたが、社会体育は一切この学校ではやっていないということで理解していいですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） はい。社会体育の名のもとに、実は延長の部活動があって、子供たちが疲弊するということでスポーツシーンはつくられましたので、それを認めないという方向でやろうというふうに校長先生とは話しているところです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 賢明な方針を出していただいたことに敬意を表します。他の学校では、社会体育の名のもとに一旦子供たちを帰宅させ、そしてまた再集合させて社会体育をすると、そういった手法が用いられているということもお聞きするところであります。そうした点では、子供たちの負担がかなり大きくなる。健康や学習に障害ということも生まれているかと思うんです。そういう点で、教育長並びに校長判断でそうした村の方針をとっているということについてはありがたいと思います。

続いて、教職員の年休取得について、先ほど教育長から、他の学校に比べてはとれていると、そんなお話もありましたが、取得の実情、取得率をお聞かせください。また、あわせて、対比するために、役場の職員の年休取得の状況もできましたらお話ししたいと思っています。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校は平成30年度で、取得率割合が30％であります。中学校は県費の教員の取得率は23.97％でございます。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 役場関係でございますが、これは毎年勤務条件に関する調査というのがございまして、そちらに報告した数値でございます。30年1月1日から12月31日までの状況でございますけれども、全体の職員数が52名に対しまして、総付与日数、年次休暇ということで付与した日数が1,980日、取得日数は468日、平均の取得日数は9日でございます。消化率につきましては23.6％といった状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 他の職場というか、一般の職場、そうしたことについて、厚労省の平成30年就労条件総合調査の概況によりますと、日本の平均有休取得率は51.1％、世界19カ国有給休暇国際比較調査で最下位、そういうことが報じられています。また、内閣府の示した仕事と生活の調和推進のための行動指針では、2020年までに年次有給休暇取得率を70％にすることが掲げられています。こうした状況に比べて、青木小・中学校の教職員の皆さん、また、役場職員の皆さん、年休取得率はかなり低いんじゃないかというふうに思われます。そのことを指摘し、さらなる改善を要求しておきたいと思います。

続きまして、本年6月28日付、文科審議官の名で、学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等についてと題した通知が発出されております。それによれば、2002年の通達を廃止し、新たに働き方改革として幾つか提案をされています。

この通知に基づいて、青木小・中学校では具体的に夏季休業中、先ほど閉庁日を設けたというようなお話もありましたが、そのほか具体的にこの取り組みはどのようにされているのか。また、あわせて、この通知の中で、職専免研修、とりわけ承認研修について触れられており、これについてもとっていくということが強調されていますけれども、その点についての実態をお答え願いたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 承認研修日数ですが、小学校では、平成30年度では3日ありました。
3名が実施しています。本年度、令和元年度は2日で、人数は2人であります。

中学校では、平成30年度では5名で11日、本年度の取得はございません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 昨年と比較してはどうなのでしょう。その辺はわかりますか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校は3日があったのが2日になったので、1日減っています。

中学校では、5名で11日だったのが、今年度はないということです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 失礼しました。お答えいただいたのに、繰り返しを求めてしまって申しわけございません。

今、実態をお聞きして、かなり少ないなと。小学校は、3名で3日、あるいは2名で2日というのは。2名で2日ということは1人1日だけということです。これは承認研修について、ことは十分にとっていくようにというふうなこともあったにもかかわらず、この実態は余りに少ないじゃないか。あわせて、中学校は全然とっていない。承認研修がとれていない。とらない、そういう状況があることについて、いかがお考えですか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 承認研修、これは教育公務員は職責を遂行するため、絶えず研究及び就業に努めなければならないという努力義務が課せられています。そのために、校長の承認があったときは職務専念義務を免除して研修を行うことができる、そういうふうになっています。

しかし、これは教員に権利を付与するためではないと考えておりまして、それは先ほどの議員おっしゃられた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化についての通知にも実はそのことが明記されておりまして、内容や実態等から不相当と考えられるものについては、承認を与えることは適当ではない。

さらに、保護者や地域住民等の誤解を招くことのないように適正に判断するというふうになっておりますので、青木小・中学校ともこの考え方で、小・中ともに運営している、そういうふうに認識しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 承認研修とは、文言は今までと通知が変わっていないんですが、しかしながら、来年度以降の働き方改革を見通して、承認研修のとり方についても十分に考えていくということがその趣旨であったわけですよ。それについては2002年の通達は廃止するというふうに言っているわけです。そういうところにその意味が込められているわけで、そういう点で承認研修について、全くことし新たな取り組みがなかったに等しいということはいかがかなと思いますし、それから、先ほど教育長がお答えになった、校長が判断して云々ということは、それはそういうふうに書かれていますけれども、しかしながら、承認研修がそんなに短いということは、先生方の自主的な、本当に自分の思いに基づいて研修をするという時間がとられていないということに等しいんだと、私はそう思うんですが、いかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 当然、誰もが考えて、研修をして、その内容が適切であれば、当然それは承認すべきものであって、それを承認しないということはおかしいと思います。それはそういうことで、ただし、お話ししたように、保護者や地域住民等の誤解を招くことがないように適正に判断するということが、これはそうせざるを得ないというふうに考えています。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 適正でないと判断できるような事例はあったんでしょうか。多分ないと思うんです。繰り返しますが、この日数は余りに少ないですよ。やっぱりそこは改善すべきかなと思います。時間がないので、先へ進みますが、あわせて、そのほかに、ことしの夏季休業中で新たに取組んだことはございますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） この通知に基づき実施したことですけれども、研修についての項目に、重複した内容の研修の整備、精選を行うというふうにあります。そこで、ことしは小・中合同で8月21日の1日で人権、保健、非違行為防止の研修を一括して行い、精選を行いました。

先ほど議員がお話しされたように、学校閉庁日も昨年度に引き続きっております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、次の質問をいたします。

さきに引用した文章の中で、本来学校が担うべきでない業務について大胆に削減するということがうたわれていたかと思います。本来学校が担うべきでない業務、そういうものでありながら、小・中学校の先生方の厚意に甘えて村が持ち込んでいる、そういうふうな業務が多いんじゃないかというふうに思っていますけれども、そういうもの、本来学校が担うべきでないというふうなものはどんなものがあるか。また、それを削減すべき、あるいは削減できると考えられる業務としてはどんなものが挙げられるか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もう削減できるというふうに質問内容を限られちゃったので、それを言われるとすごく苦しいんですけども、じゃ、実際、青木村独自での活動は何かというと、保・小・中一貫教育の活動がやっぱり一番大きいかなと思います。そのまとめの場となっている子育てフォーラムが特徴的な活動であります。

次に、村祭りでの小学校の金管、中学校の吹奏楽の演奏があります。それから、小学校では、みどりの少年団活動、年2回の交流会参加を4、5年生がしております。それから、あおきっ子消防団での出初式、消防大会への参加がございます。

あわせて、じゃ、削減すべきということで回答させてもらってもよろしいですか。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございます。

そのように承っておきたいと思います。

御承知のとおり、教員の超過勤務手当は支給されておられません。教職調整手当として、俸給の4%が支給されておりますけれども、これはそのまま超勤に換算したとすれば、1日18分、月7時間弱の超勤手当しか出ていないというふうになるかと思います。これを超える超勤はまさに先生方にただ働きを強いていることにほかなりません。小・中学校の教職員の超過勤務を削減することは、一見、先ほど教育長が話された削減すべきというふうなことを削減しなくちゃならないわけで、子供たちの教育内容を精選し、少なくするというふうなことに見受けられます。

しかし、これまで小・中学校の先生方の厚意に甘んじて超過勤務を強いることで成り立っていた実情、それをしっかり見据える必要があるのではないのでしょうか。こうした実情を改善し、先生方の超勤を減らすことは先生方の生活にゆとりを生み出すとともに、子供たちの指導のための教材研究に、まさに先ほどの承認研修とか、そういった時間を割くことができるようになり、子供たちの教育そのものに還元されるものにほかなりません。そのことを村

民、保護者にも十分理解していただき、教育委員会においては、小・中学校の教職員の皆さんの超勤縮減を進めていただくよう、より一層の御努力をいただきたいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） では、続けて、何か今、教育長がまだ言い足りないみたいな感じなので、もしありましたら、一言どうぞ。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） すみません。用意してあったのがあったので。その削減についてどう考えるかということだけ、じゃ、私の考えをお話しさせていただきたいと思います。

まず、一番大きなのは、フォーラム、保・小・中一貫教育がやっぱり多くの先生をお願いしているところなんです、それとか、それから部活動も村としてのまず謝金は気持ちですが、出させていただいているということはまず押さえさせていただきます。それから、基本的にどの活動も事業を行った後は反省を行っておりまして、来年度には改善を図る体制がございます。その中で、必要な改善は図っていただきたいというふうに思っています。

それから、働き方改革の本質的な狙いは何かと考えたときに、子供たちが充実した学校生活を送るために、教職員が授業づくりや自己を高める研修に打ち込める環境を整えるというその狙いがございますので、働き方改革というのは、その狙いを明確にしたものでなければいけないというふうに思っています。

もう一つは、先生方にとって、私も教師だったのでわかるんですが、最も負担感を感じるのが、さまざまな生徒指導上の問題が起きて、保護者との信頼関係が損なわれ、日々学校が責められるというようなケースは、本当にもう教師も学校もボロボロになってしまうんです。

今、青木村では、保・小・中だけではなくて、教育委員会や住民福祉課との連携が本当にしっかりできております。このような連携は青木村ならではのふうに考えていますので、ここがうまくいかないと、逆に学校は孤立化してしまいますので、その課題を大きくしないように、私たちは本当に学校と手を取り合って、これからもいきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 教育長、事業により退席ということでございます。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ありがとうございました。よろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、1点目の質問に戻らせていただきます。

高速情報通信網の普及、活用、役割について質問いたします。

去る9月5日、高速情報通信網の情報告知端末が村内各地で機能しない状態になりました。関係者の皆さんには、復旧に向けて全力を傾注していただきましたことに感謝申し上げます。

予想しなかった今回の事態に際し、大災害等で高速情報通信網の機能がダウンしたらどうなるのだろうかという危機感を強めました。そうした場合の対応を早急に検討することが求められているように思います。高速情報通信網が青木村に導入されて以降、9年が経過いたしました。現在では村民の生活に欠かせないツールとして定着をしております。

そこで、この通信網の持つ役割についてお聞きをしたいと思います。

通信サービス、放送サービス、インターネット、3つのサービス機能を持った高速情報通信網ですけれども、その役割、意義をどのように捉え、運営されているのか、お答え願います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらの高速情報通信網でございますけれども、整備の経過といたしましては御承知のとおりですが、旧有線放送、有線電話、それから、各地区のテレビの共聴組合、この設備の老朽化に伴いまして、緊急時の警報システムの整備に合わせて、平成21年度から22年度にかけまして、総額8億6,000万円を投じて村内全域に光ファイバーケーブルを張りめぐらせまして、通信サービス、放送サービス、光ブロードバンドサービスを提供する設備等を整備、そして、23年の4月から供用開始ということになったものでございます。

そのため、役割としても、当時の導入計画からも大きく3つございまして、旧有線放送が担っていた緊急放送やお知らせ放送、また、電話の通話、その部分、それから、テレビ共聴組合が行っていたテレビ放送の受信、それから、国の全国瞬時警報システム、Jアラートの村民への伝達方法として最も多く円滑に使えられる手段としての役割を担っているというふうに理解をしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 情報伝達の、あるいは情報の収集、そういったツールとしてやったというふうなお答えとして理解をいたします。

一昨年9月議会において、緊急時の情報伝達手段について質問した際、村長からは、高速

情報通信網、緊急防災メール、サイレン、災害時有線電話、広報車、ホームページ、役場職員による人的伝達の7つを答弁されていたかと思います。

そのように緊急時の情報伝達手段として最も重要視されているのは高速情報通信網並びにこの間役立っているのは緊急防災メールかなというふうに思いますが、その2つについて、村内での普及率を教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） まず、情報告知サービスでございますが、現在の加入件数が1,505件でございます。世帯数が約1,700世帯でございますので、率にすると88.5%ぐらいになるかなというふうに考えております。

また、防災メールの登録ですけれども、今のところ450件でございます。これは単純にちょっと人口で割るというのも、携帯を持っているかとか、子供さんがいるかとかということが何とも言えませんが、人口で割ったとすれば1割強、10.5%ぐらいの登録率という状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただきました告知端末の入っているところは88.5%ということでしたが、これが、先ほども、繰り返しになりますが、最重要の情報伝達手段ということで、もし何かあったときにということを考えるならば、88.5が高い数字なのか、低い数字なのか。やっぱり全世帯に普及したほうが情報が伝わるわけで、そういう点ではそのことが望ましいと思うわけですが、そこまで普及しない要因はどんなことにあるのか。また、未加入の御世帯の傾向がおわかりでしたらお話してください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 私どもとすれば、100%御加入をいただきたいというのが心の内なわけでございますけれども、まずは若い方を中心に、恐らく村内の情報には余りまだ興味がないといいますか、情報は必要ないよというような方がいらっしゃるじゃないか。あるいは、携帯とかスマートフォン、それからパソコン等からあらゆる情報がとれるというふうな判断をされて、加入しない方もおられるのかなというふうに思います。

また、一つ、加入負担金ですとか使用料の関係です。こちらの負担を嫌う傾向にもあるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村に移住されてきたある世帯から、高速情報通信に加入するしか

なかったのでやむなく入ったが、加入費用に10万円かかった。引っ越してきてお金がかかった上に、10万円の出費は非常に痛かったと、そういう声も聞いております。

高速情報通信網整備事業を導入された当時は一斉加入したかと思うんですが、その当時は自己負担なしで加入できたというふうに記憶をしておりますけれども、ところが、その当時住んでいなかった皆さんにとっては新たに負担をしなければならない。加入負担金、1回線5万円、放送サービス2万円、その上に、電柱からの光ケーブルの引き込み等々で10万円かかってしまうというのが現状かと思います。

また、加入後、今課長からも御答弁ありましたように、その使用料、利用料金が通信1,500円、放送年3,000円というふうな負担があるわけでございます。こうした負担について、とりわけ一括納入が必要な加入時の高額負担、これが普及を妨げているというふうに思われるわけですが、その点について、これらについて見直すお考えはないでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 現状、この今の仕組みを維持していく上で必要な使用料等については、引き続きいただいていくべきではないかなというふうに考えているところでございます。ちょっとその辺のすぐに変更というようなことは現状は考えておりません。

今、確かに加入時の負担金の納入というのが一括で高額負担になるというようなことはございますので、ちょっとその辺については、どんな納入方法が、じゃ、考えられるか等も含めて、今後またちょっと検討してみたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど御紹介申し上げた村民の声、高速情報通信に加入するしかなかったのが加入したという、この声なんですけど、加入するしかなかったというのはどういうことなのかということをさらにお聞きしたところ、テレビ視聴が理由でした。地上波のテレビを受信することが困難だということで、そうした地域では高速情報通信網で受信するしかない。それを聞いたある方が、上田ケーブルで見られるから、うちは上田ケーブルを引いているから、高速情報通信網は入っていないよというふうにおっしゃる方もございました。

しかし、上田ケーブルは村内全域をカバーしておりません。そういう点でまずお聞きしたいのは、地上波テレビ放送を受信することが困難な地域は村の中で一体どこなのか。また、上田ケーブルビジョン配信を受けることができる地域はどこまでなのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 先ほど、テレビを見るために高速情報通信網に加入せざるを得なかったというようなお話だったかと思います。私どものサービスは今の告知サービス、情報サービスと放送サービスということで2つに分かれております。そんな関係で、テレビだけの御加入という方もいらっしゃいます。そういう選択はできるということとをまず御理解をいただきたいというふうに思います。

平成21年度から行った当事業により、今は難視聴と言われる地域は解消されているというふうに考えております。現状のところは調査しておりませんが、現在のサービスの移行時、そのときには1,300戸が難視聴ということでございまして、そのときに青木村がもう難視聴地域というような指定を受けて、この事業を行った経過がございます。村内の約75%ぐらいが沢に囲まれているような地形的な要因もあるかと思うんですけれども難視聴ということでございます。

上田ケーブルテレビの配信の可能な地域ということでございまして、当郷の皆さんは共聴組合の老朽化の時点で一度上田ケーブルのところに全戸というかほとんどの皆さんが乗りかえたような経過もあったかと思います。その後ですけれども、役場の関係とかもありまして、文化会館までは国道沿いをずっとケーブルビジョンの線が配備されているというふうに承知をしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今の御答弁では、村内に地上波受信困難な地域はないということですか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村が放送サービスを配備したことによって、難視聴地域がなくなったというふうに御理解いただきたいです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 聞き取りがまずくてすみません。

つまり、通信網で受信ができるということですね。つまり、それがなかったら受信ができないということですね。そういう地域はたくさんあるわけでしょう。そこを聞いているんです。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 現状、今、どの地域でどのくらいの、地上デジタルに変わったりもして、どのくらいの方が見えないかというのはちょっと現状は調査は

されていません。

ただ、先ほど申し上げたように、当時、この制度に乗りかえるときの調査では1,300戸がもう難視聴ということであったということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そういう受信できない地域については、いわば情報通信に入らざるを得ないという中で、当然、お答えいただいたように、テレビだけの視聴という加入もできるんだというお話ですが、それを反映してだと思えますけれども、村松、入田沢、中村、入奈良本、杳掛、細谷では、放送サービスのほうが加入率が多いんですよね、通信サービスより。だから、そういうところが反映しているのかなと思うんですけれども、その受信困難ということを少し考えていただいて、そういう地域についても一度見直して、少なくともそういう地域については、加入の負担金について優遇措置というか、そういうふうなことはできないものでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村内全域で山に囲まれた地形でございます。テレビを受信できない地域がほとんどでございました。そんなことで、その皆さんのために、それまでの共聴組合にかわって、村のほうで行っているサービスでございます。

このサービスはかなり、しかも上田ケーブルテレビに例えば加入されたとした場合、加入金が1万3,000円、最低の契約でも月々2,000円の使用料がかかってくるわけですね。これを村では年間3,000円で地上波、それからBS放送をごらんいただくことができるわけでございます。

また、仮にアンテナを立てれば受信できるお宅も当然あるわけですが、個人でアンテナを立てた場合には当然、設置費用ですとか後のメンテナンス等もあるわけでございます。その辺を考えると、良心的なサービスではないかなというふうに理解をしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、続いて緊急放送についてお尋ねをいたします。

火災などのときには、第1報上田広域消防から緊急放送が流れ、続いて村からの放送、そして緊急防災メールが流れてまいります。また、それとは別にJアラートによる緊急連絡、あるいは気象情報が流れることもございます。これらの緊急放送のシステムの関係がどうなっているのか教えてください。

とりわけ、今般心配されるのが気象情報です。防災避難情報が5段階の警戒レベルに改められたことも手伝ってか、ことしの夏、インターネット上では大雨洪水情報が青木村に出されているという情報がある、しかしながら、高速情報通信網では全く流れない、どうなっているんだろうというようなふうに思うこともございました。オオカミ少年になることは避けなければなりませんけれども、緊急情報がどのように流れるのか、村民が知っておくことは必要かというふうに思います。その放送システムとともに、昨今の状況を鑑みて対応の仕方についてお考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 緊急放送のシステムでございます。

まず、Jアラートでございますけれども、こちらについては警報等の気象の情報、それから地震、またミサイル等の国民保護に関する情報が、関係省庁から瞬時に流れる仕組みとなっております。

それから、消防本部からの緊急放送は、火災等の通報が消防署に入りますと村の情報電話とリンクをしておりますので、消防署から直接、全村に即座に流れる仕組みとなっております。

村の緊急放送につきましては、それらの情報をもとに行うことが主なわけでございますけれども、公共施設は13施設から直接放送することができる仕組みとなっております。

例えば豪雨の場合ですと、気象庁とか県の土砂災害警戒情報、それからNHKですとかさまざまな情報を参照しまして、村内の雨量計の積算雨量、それから雲の動きなどを見ながら行っているところでございます。

また、事前に接近が予想されているような台風ですとか、そんなようなものについても、事前に注意喚起をする意味でも情報電話、またメール等で注意を促しているところでございます。

お話にありました、8月でしたかね、3日間ぐらい連続で携帯のほうに、私の携帯電話にもレベル4という、すぐに避難ですよ、これ。ちょっと役場の中も相当ざわつきました。これやばいなということで、その際もちょっと気象庁からの警報も全く出ていなかった状況でございました。それで、雲の動きですとか雨量計の様子なども見ながら、庁内で冷静に判断をして、その際には追加の情報を流さなかった、結果的には雨も降らなかったというような状況でございました。

最も信頼できる情報というのは、今の気象庁からの情報というふうに理解をしております。

警報が出ればJアラートによる放送がまず流れるわけでございます。ただ、それは上田地域に、例えば大雨警報が発令されましたとかというような広い範囲でございますので、本村の状況はどうかということ、今、いたずらに恐怖心をあおったり、オオカミ少年というお話もございましたけれども、そんな状況になってもいけませんので、気象庁の予報、また、それから実際の雨量が今どうなっているのかとか、現地の様子はどうか、あるいは雲の動きはこれからどうなっていくのかというようなこと、いろんな情報をもとにして、内部で検討してお知らせをしているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 過日、千曲市を通りかかった際に、防災訓練のエリアメールを受信をいたしました。ハシモト、千曲市です。警戒レベル4という情報発信でしたけれども、青木村でもこういった形の避難情報を出すというようなことはできないのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 実は、本村も平成25年でしたか、携帯電話事業各社とエリアメール配信をできる契約をしております。

これまで実際にエリアメールを使って配信した実績はございません。それはどうしてかというと、配信内容が避難勧告だとか避難指示だとか、そういう緊急度の高いところに限定されておりますので、幸いそんなような事例がこの契約以降ないものですから、発信した例はないわけでございますが、いざというときには、そういう発信ができる状況にあるということとは御承知いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 存じ上げずに失礼しましたけれども、村民もその辺理解しているのか、ある面では千曲市のように訓練、1回ぐらいあってもいいかななんて思ったりしたところですよ。

続いて、定時放送のアナウンス方法について質問いたします。

本年6月ころから、定時放送のアナウンスに違和感を覚えるようになりました。当初、イントネーションの違う方がアナウンサーになったのかなと感じた方もいたようです。人間離れたアナウンスで、放送を聞くたびに気持ちが悪くなると訴えている方も実際にいらっしゃいます。何の予告もないまま、なぜあのようなアナウンスに変更になったのか、このままあのアナウンスを続けるのか、お聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 定時放送につきましては、朝昼晩、それからお帰りの時間の放送等で実施をさせていただいているところでございます。

コンピューター音声による放送は、以前から時々、試験的に何度か行ってきた経過がございます。たまたまちょっと担当していた職員の体調不良等がございまして、以降、本格的に実施をしてきたところでございます。村民の皆さんからの意見は賛否両論、よしとする人、否とする方おられますけれども、やはり耳なれた声と変わることによって、ちょっと違和感を感じるという方は多いのかなというふうに感じているところでございます。AI化の推進ですとかね、職員の負担軽減というようなこともございます。そんなことで、今後また多くの皆さんの声をお聞きする中で、対応を考えていきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 本格実施したんだという話を聞いて、ちょっと唖然としてびっくりしましたが、今の御答弁では私自身は到底納得いくものではありません。

ちょっと私の考え申し述べますけれども、余りに機械に変えたということは安易な判断だなと私は思っています。それは、アナウンスの仕事は機械に委ねられる仕事だということを言っているようなものなんですよ。それはやはりゆゆしきことだなと思うんですよ。今までやってこられた方はどのように感じるんでしょうかね。大変、これは問題じゃないかなというふうに思います。

さて、私は冒頭、通信網の持つ役割について質問しました。御答弁では、情報伝達、収集のツールという御答弁でしたが、そのほかに私はないがしろにできない役割があると思っています。それは、村の文化構築のツールだということです。機械語に頼ったアナウンスを長期間続けることは、文化の崩壊につながるんだと私は思います。

3カ月間も毎日毎日、機械語のアナウンスを聞いていると、間違ったイントネーションが間違っていないかのように錯覚に陥ってきます。こんな状態が続けば、やがて青木村は変なイントネーションでしゃべる村になってしまうのではないのでしょうか。卑近な経験を申し述べますが、半世紀前、青木村に有線放送が導入された当時、朝のお知らせで毎朝流されていたのは真珠貝の歌だったと思うんですね。有線放送から流れ出るこの曲のメロディーが脳裏に焼きついて、私はこの曲を口ずさみながら学校に通いました。そのことをいまだに覚えていますが、有線放送から流れる音楽一つでも、知らず知らずに村民生活に少なからぬ影響を与えて村の文化をつかさどっていると、そのことを知るべきではないのでしょうか。

もう一つ例を挙げます。テレビ番組の中で、インタビューの様子が放映されることがあり

ますが、話し言葉がテロップで表示されます。決まって修正されるのはら抜き言葉です。出れる、見れる、来れるは、出られる、見られる、来られるに修正されます。ら抜き言葉は、日本語文法にのっとらない誤った言葉遣いだからです。正しい日本語で放送しようとするテレビ局の、公共放送に携わる者としての矜持を見る思いがいたします。

通信網による伝達放送もまた公共放送の一つです。村の文化をつかさどるツールです。そのことを自覚して、アナウンスのあり方についても丁寧な対応をしていただきたいというふうに思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 坂井議員さんのおっしゃることもごもっともかと思います。

時代の変化とともに、いろんな技術が発達もしてきております。今、使っているたまたまコンピューターソフトは比較的安価なものでございまして、非常にお聞き苦しい点も多いかと思いますが、もうちょっと高価なものになると、しっかり本当に人の声に近いものにもなってくるかというふうに認識しています。

それを全て肯定するわけではございませんけれども、今、駅の構内でも電車の中でも、もうこういった自動アナウンスというのは、何ていうんですか、比較的当たり前ではないんですけれども、耳なれたことになら変わってきているのかなというふうにも思います。その辺も考えながら、御意見として伺いして、また今後検討してまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 再考をお願いいたします。

もう一点、質問を通告してありましたけれども、時間の関係上割愛し、次の大きな3点目に移らせていただきます。

高齢者が安全かつ安心して暮らせる青木村を目指して、とりわけ交通弱者、熱中症弱者の支援について焦点化して質問をいたします。

6月議会においても、交通弱者の問題については、3名の議員の皆さんから質問がありました。そこで、その前回の御答弁の上に立って、さらに質問させていただきたいと思います。

さきの御答弁では、現在、社会福祉協議会で検討中であり、その答申を待って支援策を考えたい旨の説明が何回か聞かれました。現段階での検討状況、また結論はいつまでに出されるのか、また実施はいつになるのか御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

支え合い事業連絡会のほうでも、この点につきましては問題意識を持っておりまして、さきの議会でも村長が答弁したとおり、今年度より検討を始めているところでございます。

支え合い事業の設立段階で、意向調査等は実施したわけでございますが、年数が経過した現在、改めて利用者のニーズの確認、それからボランティアの発掘も兼ねて、アンケートをもう一度実施したいというふうに考えているところでございます。アンケートに当たりましては、ボランティア募集用に保険とか保障の面での資料等も用意しなければなりません。そのため、そこら辺の研究も今しているところでございます。

いつまでということでございますが、こちら、私ども役場のほうで主導している部分ではございません。行政主導という形ではなく、地元の住民の皆さん、有志の皆さんが、支え合い活動の中でいろいろ検討して進めているところでございます。ですので、しっかり検討をしていただいて、よりよい内容にさせていただくことを期待しておりますので、そこら辺のところは御勘弁を願えたらと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） しっかり検討してって、確かにしっかり検討していただきたいんですが、事はもうせっぱ詰まっている状況だと思って私はいるんですね。先ほどの堀内議員からも御質問ありましたけれども、高齢者、とりわけ移住されてきた皆さんなんかの声をお聞きすると、免許返納したらもう都会に帰るしかない、そうおっしゃっている方、本当に一様に皆さんそうおっしゃるんですよ、それが実態ですよ。それはやはり早くこの方法を構築して実施していかないとおくらせてしまう、そういうふうに思うんで、しっかりも大変大事ですが、しっかり早くやっていただきたいというふうに思うところです。

社協のほうで検討中というふうなことであったりするわけですが、それから村長の先ほどの御答弁で、なっちゃん便、長和町ですね、そういったお話もございました。これは、運送の登録なしでできる方法ということを考えていらっしゃるんだと思いますが、また、そうした中で、先ほど村長からも、なっちゃん便の課題ということも多少お聞きしたところでございます。そういうことも含めて、御検討を急いでいただきたいなというふうに思うところです。

あわせて次の提案もしておきたいと思いますが、その前に、交通手段必要とされている方、例えば診療所に行かれている皆さん、どのように診療所に行っていらっしゃるのでしょうか、その辺のこと、実情おわかりでしたらお話しください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

診療所までの交通の手段として考えられるものといましては、まず、本人の運転、または徒歩等ということになります。2つ目として、家族の運転。次に、村営バスや千曲バスを利用すること。次に、タクシーを利用すること。それから、ラポートの外出支援サービス。最後に、支え合い活動による送迎ということが考えられます。

それぞれどの程度の方がいるのか、具体的な数字は申しわけありませんが持っておりません。このうち村のほうで関与できるとすると、村営バス、それからラポート、支え合い、この部分かというふうに考えております。

村営バスですが、Aコープの待合に診療所の診察後、バスを待っていらっしゃるお年寄りの方を結構見かけます。その様子からも、一定程度のニーズはあるということは私どものほうも承知しております。

バスによる外出も困難となった方には、ラポートの外出支援がございますが、こちらは、介護認定を受けていることが利用の条件となりますので、全ての方が対象になるということではございません。ラポートの外出支援の対象とならない方に対しては、支え合いの会のサービスがあるというふうに考えておりますが、こちらもなかなか利用のほうは低調でございます。支援する側ではボランティアの不足という部分もございます。利用される方からすると、気兼ねとか遠慮とか、そういった感情が大きな壁になっているものというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 数字的にはつかんでいらっしゃるというふうなことでしたけれども、そうなればまた、今、具体的にラポートのほうの送り迎えという話がございました。

これについて確認しておきますが、これは福祉有償運送という事業の中で行っているというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） その御理解でよろしいかと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この状況については、前回、村長から運行の昨年1年間の様子についてお聞きをしております。平均すれば1日3回近い利用になるのかなというふうに思うわけです。

このほか、村の職員によって行われたボランティア送迎、1年間で30回ほどというふうなことでありました。それから今、課長の御答弁で、支え合いのほうがなかなか利用されていないということでしたけれども、その支え合いの実情について、もう少し詳しくお話しいただけたらと思いますが、いかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

地域支え合い活動による運転支援につきましては、30年度の利用実績でございますが、一番利用が盛んと思われる沓掛地区の実績になります。こちら、病院等への送迎が延べ5人で5回、買い物の同行、こちらが延べ10人で8回、薬をかわりに受け取りに行った方が1人で1回ということでございます。

ほかの地区では、数字として確認はできておりませんが、会議等で聞くとかなり利用のほうは低調ということでございますので、ほとんどない地区もあるということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） なかなか支え合いの会の利用がない、沓掛ではかなり進んでいる部分もあるようですけれども、というのは、やはり先ほどもちらっとお答えがあったように、感情的に頼みづらいというような、そういう点でなかなかそこが人に頼りたくはないわいというような、そういう思いがあるんじゃないかなというふうに思うところです。そういう点では、きちっと有償化したら、ある面ではその利用が定着するというような方向もあるんじゃないかなということも考えていただきたいなというふうに思っています。

もう一点、セミデマンドバスですけれども、予約して利用している方というのはどれくらいいるんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） セミデマンドの利用状況でございますが、現在、75名の方が登録をされておりまして、平成30年度で延べ187名の利用がございました。そのうち138名が別荘の方ですが、大半の御利用は別荘の皆さんというふうに理解をしております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 免許返納して今までバスに乗ったことがない、そういう方も結構大勢いらっしゃるかなと。そういう点では、セミデマンドバスの利用の方法になれていない、そういう点で、体験会とかそういったことをする中で、利用を図るというようなことも、ある

いは使いやすくなるんじゃないかということも思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 実際に、返納に見えられた方が、バス、私の住んでいるところはここなんだけれども、どこで乗ればいいんだいとか、細かいことをお聞きになられた方もいらっしゃるしまして、その際には、本当に担当が丁寧に対応させていただいたような経過もございます。ただ、一律にそんなようなことができておりませんので、また何ていうんですかね、機会を捉えて検討してまいりたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 交通空白地有償運送事業ということも展望されるかなというふうに思うんですが、先ほど申しましたように、有償にしたほうが利用しやすくなるんじゃないかということは思うところです。

中川村あたりでは、このことも既に実施しているわけですが、そうしたことを導入する、先ほども社協で考えている登録しない方法、それともあわせて検討するということはお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほど、坂井議員の質問の中で、有償でというお話をいただきました。実は、地域支え合いをしたときに、アンケートをくまなくやりました。各地区でやっているんですけれども、そこでもやはり有償でやってほしいというのが、異口同音の答えでありました。

大体の地区は、9地区やっておりますけれども、ワンコインでこれはやろうということになっておりまして、やはりお菓子をもらう、お菓子を用意しなきゃいけないというのは気遣いもあるので、ワンコインの範囲内でやりましょうということで各地区やっております。

今後、考えていくのは、やはり有償が基本に考えていきたい。ただ、それは高額にならないという前提でありますけれども、お礼の気持ち程度というふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 交通空白地有償運送についてのお考えはいかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 交通空白地の、これは今、御質問をいただいておりますさまざまな、例えば村営バスとかミニデマンドとか、あるいはデマンドがあるかもしれませんし、なっちゃん的なことがあるかも、地域支え合いもあります。そういうことを考えたときに、交通空

白地域というのはどういう地域をいうのかなと、青木村の場合ですね、思います。

法律で言うところは、こういうことを想定しなくて有料で考えていきたいと思いますということでありすけれども、私どもではこれをするによって、交通の空白地帯が出ないようにしていくべきではないかというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、交通空白地区の運送法はとらないということですか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 何回も御答弁申し上げますけれども、これから今議会をお願いしております村営バスの検討のこと、あるいは地域支え合いの活性化に関すること等々トータル的に考えて、あるいはそういう法律が予想する、有償によるそういうものがあるかもしれませんけれども、そういうことは青木村ではなくても済むようなことを、まず考えられないかというのが基本であります。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） だめ押しの言い方で申しわけないんですけれども、この交通空白地のことに関しましては、地域公共交通会議等でのタクシー業者とか、そういったところの理解が難しいというふうなことがあるかと思うんですが、その点については、御承知のとおり、昨年3月30日付でそのガイドラインが改正されており、検討プロセスを読みますと、クリアできそうな感じもするわけです。その辺もまた御検討いただいて、一つの方法としては頭に載せながら考えていただければと思います。

続いて、タクシー利用については、タクシー利用券を補助するという点について、先ほど例に出した中川村でも、交通空白地運送をやりながらタクシー利用券も補助しているということがございますが、この点については、当村としてはお考えはいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 近隣では、御代田とか小諸あたりがこの助成事業を行っているようでございます。

内容とすれば、例えば御代田の場合ですと70歳以上の方が対象で、1枚1,000円の券を400円で6枚セットで販売していると。年間48枚まで購入が可能だというようなやり方。小諸でも75歳以上ですけれども、やはり1,000円の券をこちらは500円ということで、半分になるかと思うんですが、6枚セットで年間30枚までというような、購入可能ということで行っているとのことでございます。

御代田の例をとると、村の70歳以上の人数が1,244人でございますので、全員が48枚例えば購入したとして、村の負担が600円掛ける48枚の1,244人でございますので、3,582万7,000円ぐらいになるかなということでございます。

全員が満額利用するということは恐らくないと思うんですが、2,000万から3,000万ぐらいは、これにかかる費用は想定されるのかなというふうに理解しております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、課長から御答弁いただいたように、満額使えばですね。つまり中川村のデータなんかを見ましても、満額ではなくて、むしろ余り使わないんでもっと使ってくれというふうなくらいになっていて、かなり本当にわずかしき持ち出していないという状況が報告されたりしているんですね。そういった点についてもまたお考えいただいて、一つの方法としてはアプローチの仕方があるのかなと思いますので、またお考えの中に含めていただければ大変ありがたいと思っております。

交通弱者の件はこれくらいにして、続いて、熱中症弱者の問題について質問させていただきたいと思います。

本年度、小・中学校、あるいは児童センターにエアコンが完備され、ことしの夏は子供たち本当に快適な環境の中で、学校生活を送ることができたのではないかと考えております。村長初め、村の御努力に感謝をいたすものでございます。

一方、高齢者の皆さんの熱中症についてはどうでしょうか。まず、実態を知るために、熱中症、あるいは熱中症が疑われる村内からの救急搬送並びに診療所の受診、どれぐらいあったのか、この数年間の状況等もつかめていましたら、とりわけそのうちの高齢者の割合についてはどれくらいなのか、そんな点を教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

診療所での熱中症の受診状況でございますが、本年度は、7月に4人、8月に6人、合計10人ございました。このうち高齢者ですが、おおむね70歳以上の方ということで教えていただいたんではないかと思いますが、8人だったそうでございます。過去の状況については、申しわけございませんが把握できておりません。緊急搬送につきましては、川西署で2件あったというふうに聞いております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、今、救急搬送うまく聞こえなかったもので、もう一度お願

いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 川西署のほうで2件あったということです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 消防庁のデータなんですけど、昨年5月から9月の熱中症による救急搬送、長野県においては65歳以上の高齢者が54.5%、成人30.6、少年13.7、乳幼児1.1となっています。高齢者が過半数ということです。

そこで、高齢者の熱中症対策、村がこれまで取り組んできたこと、また、今後取り組もうとしていることがございましたら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

本年では、民生委員や支援センター職員による熱中症訪問のためのお元気訪問を実施いたしました。また、支援センター職員の訪問の際や、介護予防教室等の参加者に対して予防のお声がけもしております。今後も同様な形で、熱中症対策を進めていくつもりでございます。

具体的な内容を申し上げます。

まず、お元気訪問のことですが、民生委員による戸別訪問でございます。70歳以上の独居者、もしくは高齢世帯の中から必要と思われる世帯を抽出し、体調確認、熱中症予防のお声がけ、それからチラシの配布を行うものでございます。

次に、支援センター職員や、配食サービスの配達者、それから民生委員、各地区住民による日ごろからの見守り活動でございます。健康状態や生活状況の把握と体調の変化、その早期発見と早期受診につなげていきたいと考えております。

次に、筋力アップほきぼき教室、脳と体のストレッチ教室、介護者のつどい、いきいきサロンのほか、各地区で実施しております、ずく出せ！より合い出前講座等で、熱中症予防についての注意啓発を行っていきます。

最後ですが、介護保険サービス利用者につきましては、担当のケアマネジャーの定期訪問、それからサービス事業所からですが、お声がけをしていただくように要請をしております。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまお答えいただいたのは、いずれも人対人のそういう温かい血の通った対応策というか、そんなふうにお聞きをしたところなんですけど、ものの対策とい

う、そういう点ではいかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） 特にそういったことは考えておりません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 小・中学校にエアコンが入りというと、当然、私が今ここで話すのは、エアコンどうって話になってくるわけですが、昨年7月から、生活保護法による保護の実施要領の取り扱いについてが一部改正されたことは御承知かと思えますけれども、生活保護世帯に対して、熱中症予防が特に必要とされる者がいる世帯は5万円、特に必要とされる者がいない世帯でも2万円のエアコン購入費用が支給されるというふうになったわけです。

そこでお聞きをしたいわけですが、青木村での高齢者世帯、お一人の場合、あるいは高齢者世帯だけの場合、あるいは障害者だけの場合、そういった世帯数はどれくらいであり、また、そのうちエアコン設置されていない世帯はどの程度なのでしょうか。おわかりでしたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

今現在の状況でございますが、65歳以上の独居高齢者は190人おります。高齢者のみの世帯だと312世帯、障害者で独居の方は29人となっております。

熱中症弱者ということでございますので、独居の方は65歳で十分ハイリスクではあるかと思いますが、高齢者世帯につきましては、お互いに見守る相手がいるということでございますので、もう少し対象を絞り、重点的に見守るのもいいかと思えます。

ちなみに、75歳ということで抽出いたしますと111世帯でございました。こちらは形式だけの世帯分離や施設入所の方などを除く、実態に合わせた数字でございます。また、高齢者であり、かつ障害者でもあるような場合は、区分分けはせずに両方にカウントした数字となっております。

次に、エアコンの設置状況ということでございますが、こちらは申しわけございませんが、なかなか把握の難しい部分でございまして、できてはおりません。参考までですが、お元気訪問で、地区担当の状況を確認してくださった民生委員の方がお一人いらっしゃいました。その方、10件訪問した中で、6件でクーラーが設置されており、未設置のお宅4件につきましても水分をしっかり取るよう心がけていたり、元気に暮らされていたということでございます。うち1件は、ことし設置予定であるというようなこともお聞きしたそうでございます。

このエアコンにつきましてですが、他の民生委員さんからも報告がございます。エアコンが用意してあっても使用していない方がかなりいたようでございます。エアコンの風が嫌いであったり、また、高齢により、温度に対する感度が弱くなっているという点を、かなり心配される意見が寄せられておりました。今後、注意して啓発していかなければならない部分かというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） エアコンがあってもなかなか使わないという実態もあるということは、気持ちとしてはわからないことはないわけですが、そうは言ってもエアコンがあれば、いざというときにかなり有効ではないかなと思うんですけれども、そうした今の方々に対して、エアコンの購入費用を補助すると、そういうふうなことはできないものでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） しばらく前になりますけれども、埼玉県桶川市で、生活保護世帯がエアコンを入れたということが贅沢品だということで生活保護を打ち切った、そのために熱中症になったというような大きな事件になりました。先ほどお話にありましたような、地球温暖化がそこまで来たのかなというふうに思っております。

エアコンの補助制度は、なかなか今、住民福祉課長が答弁したようなこともありまして、もう少しトータル的に考えなければならない。いずれにしても財源がどうやって確保するかについてであります。そしてまた、優先順位をほかの教育とか、ほかの老人福祉だけではなくてあるわけありますので、それをどういうふうにするか、私ども、今するかしないか答えるときに重要なポイントであるわけあります。

ことし7月2日に、全国町村会では、来年度の政府予算編成及び施策に関する要望というのを何十項目かしております。その中で、老人ではなくて障害者に関してでありますけれども、障害者福祉施策の推進ということで、安心して暮らせる社会の実現、エアコンとは具体的にうたってありませんけれども、こういうような項目も出ております。

今後、国・県に対してそういうような補助金がつくようなことも、この時節柄、大変訴えられるような状況にありますので、こんな話を今後していきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 町村会のほうでもお取り組みいただいているというふうに承りました。

阿南町ですが、昨年11月から本年3月というふうな期間限定ではありましたけれども、

75歳以上の世帯に対して、エアコン購入費1世帯1台5万円の助成を行っております。そんなことも含めて、また考える俎上に乗せていただければというふうに思っております。

また、エアコンまでお金はかからないわけですが、千曲市では3年前、2016年から、熱中症予防のために、ひとり暮らしの高齢者を対象にして熱中症計を配布をしております。その翌年の記者会見で千曲市は、湿度、温度を計測して警告ブザーが鳴るので、熱中症予防に有効であり、熱中症で救急搬送される高齢者の数も減ったとして、その有効性を認めています。

千曲市で配布している熱中症計ですが、同規格のものを調べましたところ、1,500円程度で恐らく買える品物かなというふうに思われました。この点についてはお考えおありでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 高齢者の熱中症対策としては、各公民館に冷房を入れるという補助金を出しまして完成をしております。暑いときには、高齢者のお茶飲み会も兼ねて公民館にまづは集まっていただくということも、一つ至急できることだというふうに思います。

今のその1,500円の熱中症を予防するための機器については、今後、少し千曲市の状況など勉強させていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） さまざまな対策が考えられるかと思いますが、公民館等に来るということも有効かと思います。

ただ、いつも鍵がかかっていてなかなか入りづらい、そういうふうな、システム的にはふだん使いができないというようなシステムかなというふうなことを思ったりするものですから、その辺もまた御検討いただいて、より使いやすくそうしたことができるような方向も考えていただければなというふうに思っています。

残り1分になりました。以上をもちまして3点にわたりました質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 2番、坂井議員の一般質問は終了しました。

ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時15分からということでお願いします。

休憩 午後 零時09分

再開 午後 1時15分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇ 山 本 悟 君

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本です。

通告いたしました2点について、一問一答方式にて、村長並びに担当職員にお尋ねをしてみたいです。

1問目の青木村火入れに関する条例についてお尋ねをいたします。

この条例については、6月の定例会において提案がされ、審議の結果、採決することなく総務建設産業委員会へ継続審議ということで委員会付託されました。そして、おとといの開会日、それからきょうの一般質問の冒頭で、委員長より詳細に報告がございました。

それでは行ってまいります。

火入れという言葉なんです、私の中では余りなじみがなくて、火入れというのは製鉄所で溶鉱炉に最初に点火するそれとか、あともう一つ私自分で考えたのは、陶器を焼く皆さんがつくった製品を窯に入れて初めて点火するのが火入れというんじゃないのかなと、そのくらいの認識しかなかったもので、火入れという言葉は何かちょっとなじみが薄いといえますか、そんな感じでございます。

そこで、私ちょっと広辞苑を引っ張り出しました。そうしたら、1つとして、たばこを入れるための小さな器、それからサンヤあるいはマクサバ、マクサバという言葉も私わからなかったのですが、のぎへんの末と書いて何か牧草地のことのようなんです、サンヤマクサバなどを肥やすために、その枯れ草や小低木を焼くこと。野焼きですね。それから、清酒などの腐敗を防ぐために熱を加えること。それから、溶鉱炉などに初めて点火すること。火入れというのは法律用語だということでございます。

火入れがあるから、じゃ火出しという言葉があるのかなと思ったら、どうもそういう言葉はないようです。

また、ここでいろいろな角度から検証してみたいと思うんですが、ほかの市町村のことをちょっと調べてみたんですけれども、上田市さんは、合併前の上田市、それから合併してからの、丸子、真田、武石、それぞれが大体昭和59年から61年ぐらいにかけて制定されています。そして、新上田市になってからは18年3月6日に新しく制定されました。長和町さんも合併前の長門、それから和田でそれぞれやはり59年ぐらいに制定されて、それで17年10月1日に施行されています。

それから、親交のあります筑北村さんなんですが、やはり合併村の本条村それから坂井、坂北がそれぞれ昭和59年ごろに制定をされ、改めて合併後、平成17年10月1日に制定、施行されています。

県下で一番大きい長野市さんなんかの例を見ると、信州新町、それから中条村と合併されたんですが、やはり旧市もそれから旧町村もそれぞれあったんですが、22年の1月1日に正式に施行されたというふうになっております。

それから、内容なんですが、上田、長和、筑北、調べてみましたけれども、一字一句全く同じ国の準則にただ日付と町村名を書いただけかなと、そんな条例でございます。

長野市の場合は、若干違うんですが、内容的にはやはり同じものでした。

それから、火入れの目的なんですが、当然これは山林火災を防止するという大きな目的があってやるわけなんですけれども、火入れそのものは何のためにするのかという、火入れそのものの目的なんですが、これは森林法の第21条の2で、いろいろ目的が書いてあります。造林のための地ごしらえ、それから2番目として開墾の準備、それから3番目として害虫の駆除、それから4番目として焼き畑、5としては、あと農林水産省令で定めるものと書いてありますけれども、当村の条例は、採草地改良と書いてありました。その条例の内容なんですけれども、手続的なもののほかは、許可の対象の面積、防火帯の設置、火入れ従事者、火入れの方法等について条文化されています。

ほかに火を燃やすことについてのいろいろな規制があるわけなんです、1つには廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、廃掃法と言っていますけれども、風俗とか慣習上、あるいは宗教上、あるいは農林漁業を営むためやむを得ないものを除き、焼却は原則禁止だと。それで罰則もありまして、罰則は5年以下の懲役もしくは1,000万以下の罰金と、かなり重いなど、そんな罰則もございます。

それから、上田広域連合でつくっている広域連合火災予防条例によりますと、火災と紛らわしい煙、または火災、火災を発するおそれのある行為、これは消防署に届け出なさいと、こういうふうになっております。

それと、あと、ちょっと前置き長くなりましたけれども、具体的に伺ってまいります。

本条例制定、早いところはもう40年以上も前につくっているし、新市あるいは新村、新町になっても、それぞれ皆さんもう10年以上も前におつくりになっていると。当村は、なぜかどうしてか今になったんですけれども、ある面、なくてもよかったのかなという私的には思っているんですけれども。

今、なぜ制定なのかということなのですが、それで何かここへ来て何か慌てているなという感じがするんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 火入れとは何ぞやというお話ありまして、改めて私も道の駅で売れ筋トップクラスのおやきの「お」って何だろうと思って今のお話聞いて思ったんですが、お蚕さんと言いましたよね。だから、信州では、大事な食べ物に、焼くものにおやきと言ったのかなと、改めてその言葉の意味を感じたところであります。

本題でありますけれども、今なぜこの条例かということなんですけれども、1つは御案内のとおり、ここ2年間、青木村では山林火災が非常に、非常にというか多くなりました。数年前は1年に住宅火災含めて1回もしくはあったかないかぐらいで、消防の会議にふと、団含めて、私も胸を張って青木村では1年間無火災でしたと、こう言っていたんですが、ここ本当に毎年のように2年間は山火事等があるわけであります。

消防団の皆さんに大変迷惑をかけていますのは当然のことなんですけれども、例えばことしの洞の火災は本当に寒い時期でありましたから、とりあえず火が消えたであろうと言いながらも、真夜中まで全部パトロールして、交代であの寒い中、みぞれの降る中警備していたんですね。ですから、朝、低体温で病院へ搬送されたような隊員もおりました。そういうこともありますので、こういうことに至ったんですが。

それで、もう一つは、ことしの7月1日に県の森林づくり推進課長から各県の地域振興局林務課長宛に火入れに関する条例の制定状況という問い合わせ、照会がありまして、これで制定していないところには、火入れに関する条例の徹底を働きかけてくださいという、こういう文章がありました。こういう指導をいただいて、私どもはおくれていますけれども、こういうことに今回なったわけでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 委員長報告にも通達という言葉がありましたけれども、林野庁が都道府県知事、あるいは政令指定都市の長に制定について働きかけて、それで知事が地域振興局、そして振興局が村と、こういうふうなルートをたどってきているのかなと思うんですが、その中でこの通達というのはある面で、拘束力があると。やらなくても何のおとがめもないよということじゃなくて、拘束力があると書いてあるんですが、例えばこの通達に対して、もしつくなかったらどういうことになるのか。その辺はあれでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 国のほうの通達ということでございます。国から当初、昭和59年に通達が出ているところでございます。それに伴いまして、各県を通じまして各市町村に、その当時は要するに許可権が委譲されるという通達为主体でございまして、今まで国が許可したものは市町村に許可を与えるということでございました。

その中で、その時点から条例なりそれに伴う法整備をするべきところでございましたが、その内容を鑑みましても、やはり実態が大変要件の厳しい中でございますけれども、そのほかに青木村におきましても、やはり野焼きの関係もございます。野焼きの条例、普通、火をおこす場合には、先ほどお話がありました火事に間違えられるようなものにつきましては、消防署に届けるというようなものがもうございますので、十分それを生かしていければいいという認識もございまして、それで今回その通達を受けて、今回制度を運用するところでございます。

やらなかった場合につきましては、許可権は村のほうに来ているわけでございますけれども、それに伴いまして指導するというようなことで国からも来ておりましたので、それに準じてちょっと現地で対応してきてしまったというのが現状でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 交付税の算定基準には山林面積とあるのかどうかはわかりませんが、道路等は何かたしかあったと思うんですけれども、交付税を減らすなんて、そういうあげつないことはないですよ。どうでしょう。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） それにつきましては、ないというふうに認識しております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 77分の4市町村だけが未制定ということなんですが、差し支えなかったら、どことどこができていないのかな。かつての議会事務局設置条例のときもそうなんですが、当村は全体の5つぐらいの指に入っていたんですけれども、もし差し支えなかったら教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） こちら手持ちの資料でございますが、青木村がありません。あと、ほかの計画書に準じてつくっているということでございますが、条例がなされていないというようなこともございまして、軽井沢町、あと阿南町、あと中野市でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ありがとうございます。

それから、次に、条例をつくったところでのつくったその市町村の運用状況なんですが、実際にこういうの、この火入れの条例に従って申請があったりしてやっっていらっしゃるのかどうか。私ども頭の中にあるのは、奈良の若草山の火焼きとか、それからあと霧ヶ峰のほうかどこか何か山焼きやっていましたかね、ちょっとそんなような気もするんですが、どうですか、上田市さん、長野市さん、隣接の町村で実際にこの生きた条例で運用されているよという状況がございましたら。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 近隣の状況で、問い合わせをしまして確認したところでございますが、近隣ではこれに伴う申請につきましては、上田市さんのほうであったようでございます。それにつきましても、やはり広範囲にわたる牧草地にわたるその申請、火入れに関する申請があったというところでございます。そのほかにはございません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 仮に制定されたとすると、村民生活にとってどんな影響が考えられるのか。実際に実行されることがなければ影響がないということになるんですけれども、その辺も含めて現段階ではどんなふうに想定されているのか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） やはり、この火入れの条例ということでございますが、やはり国によることによって、一番やはり林野火災の防止が一番かというふうに考えております。この届け出制をすることによって、やはり一番は人命、財産を守ることも当然でござ

いますが、やはり初期対応もすぐに対応ができるということで、この申請を上げることによって消防署にも村から報告をしますので、消防署も把握する中で初期対応も迅速にできるということで、万が一の延焼につきましても最小限に押さえられるということがあると思います。

また、ただ、今までそういうようなことございませんでしたけれど、申請に当たりましてはやはり実施者につきましては、事務手続が生じますので、その辺が少し煩わしい部分があるかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 提案する前、あるいは提案してからもそうなんですが、村民にパブリックコメント的な意味で、例えば今度こういう条例をつくりたいんだけどもどうでしょうかというふうなことを、例えば区長会の席上だとか、そういうところだけでもいいから何とか村民の意見を直接聞くというふうなことをおやりになったのか、今後そういうことをおやりになるつもりはあるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 基本的には、これは国からの準則に基づきまして通知が来ているわけですので、改めてそれをパブリックコメントにすることは考えておりません。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それから、ちょっと内容なんですけれども、きょうの委員長報告もそうなんですが、面積について、あるいは従事者について、面積1ヘクタールまでが15人というのを0.3ヘクタールで5人以上というので、村になじみやすいというか、そんな形でいい方法を考えてくれたなど、こんなふうに思っています。

それから、これが正式に可決されて決まった場合には、村民にはどんな形で周知徹底を図られるのか。おら、そんなの聞いたことねえわいなんていうことのないようにと思っているんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） また広報などを通じてお知らせをしたいと思っております。

また、やはり具体的にやはり面積的なものというのも、具体的にはやはり国のほうもケース・バイ・ケースというようなことも通知でも来ておりますけれども、その辺も青木村も含

めまして近隣とも少し情報を集めながら、もう少し段階的に少しお知らせできればなというふうを考えております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 面、あるいは点、線というようなふうに考えるとうまく解釈する、都合よく解釈すると言ってしまう言葉が悪いんですが、そうすると余り対象になるのではないかなと、ただ一応条例はつくれば事足りるのかなと。公の場でこんなことを言うのはどうかとは思いますが、そのことについては返答はいいです。答えにくいでしょうから。

いずれにしましても、当村も77分の4に選ばれたというか、生き残ったというか、何という表現をしたらいいかわかりませんが、4市町村になりますので、それはこういった本当に地球の温暖化、例えば諸外国では、インドネシアとかいった亜熱帯の地方では焼き畑農業が盛んで、一旦火がついちゃうと、もうそれこそ何カ月も、何年はないでしょうけれども、長い間燃えていて、煙害で太陽さんが何かお休みになっちゃうと、太陽さんが見えないというような、極端な話ですが、そんなこともあるそうなんです、日本は焼き畑農業は別にやっていませんし、そんなことは日本ではないでしょうけれども、いずれにしましても当村としてもつくるのは妥当だろうと、こんなふうに思います。

ただ、私どもも全然今まで知らなかったもので、火入れって何だいという話から始まったんですけれども、それなりに対応していただきたいと思います。

村長、全体的なこと、どんな対応をされるのか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 6月議会で私どものほうで上程させていただいた後、継続審議ということで、常任委員会で御議論いただきまして、大変いい方向で、実現する方向でまとめたことには感謝を申し上げたいと思っております。

これは、今御質問いただきましたように、運用が大事でございます。これは面積的なこともありますけれども、趣旨は、もう一方では、外で火をたくときには十分気をつけてくださいと、ごみ焼きも含めてですね、ということを徹底する必要があるというふうに思っております。

どういうふうにPRしていくか、運用していくかが大事でありまして、これは区長会とか情報電話とか、広報紙とかありますけれども、加えて消防署、消防団等々でも同じく一つにいたしまして、情報を一元化しまして、これに当たってまいりたいというふうに思っております。

本当に火災が多くなりました。あるいは、ことしの のときも人身になるような寸前のようなときもありましたので、こういうことを村民に一生懸命PRして条例の徹底、そして考え方の徹底を図ってまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） それでは、2問目に入らせていただきます。

職員等の人事についてということなのですが、このことについては100%村長の予算編成権と並んで専権事項でありますので、質問することがこれどうなんだろうな、一般質問にはなじまないんじゃないかなとか、これはやめておいたほうがいいのかなと、そんなこともありましたけれども、例えば特別職のときには議会の同意が要するというふうなこともありますし、そんな中で、私の中で聞かないほうがいいというのと、いや聞いてみるべきじゃないかというのとあります。そんな中で、正義と良心に従って、公明正大に村政を執行している村長にすばらしい人事をやることは、結果的に村民の負託に応えて、村の発展と住民福祉に寄与されているのかなと、こんなふうに思うんですが、村長、この場で、いや俺は答えねえよと言えば、それはそれで私引っ込みますし、そうではなくてお答えいただければ、何とかまた質問させてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今議会に会計年度職員に関する条例を上程をさせていただいております。御質問の趣旨はそれと同じでございますので、十分答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） どうもありがとうございます。

それでは、引き続いて質問させていただきます。

人事に関することをいろいろな視点からちょっと見てみたいというふうなことで、ちょっと内外のことについて触れてみたいと思うんですが、一昨日、第4次安倍内閣の再改造がされ、それぞれ大臣が誕生されました。目玉では、本当に国民的に知名度の高い小泉進次郎さんが入閣をされました。

中には、お友達内閣だとか、そういうふうなマスコミの表現もありますけれども、いずれにしても、これは総理大臣の権限でございますので、ということでございます。

そんな中で、ちょっとこれと関連するんですが、今キャリア、官僚、高級官僚の人事は平成14年から内閣人事局が牛耳ることになりました。そうすることによって、事務方が人事を

するんじゃないくて、内閣人事局がやるというふうなことで、権限が集中するわけなんです。それで、今の例えば一強他弱だとか、そういう言葉が生まれたのかなと私は思っています。

ちょっと横へそれましたけれども、例えば隣の韓国なんですけれども、ムン・ジェイン大統領はソウル大教授のチョ・グクさんという方を法相に任命しました。これは外国のことなので、私らが何か申し上げる立場じゃないので言いませんけれども、そういう事実はあります。

それから、日産自動車の西川社長が結局不当報酬を受け取った、株価連動報酬と言うんだそうですが、上乗せして受け取ったというふうなことで取締役会でアウトになったと。それでおやめになると。

これは私事でちょっと恐縮なんですけれども、私もやっと去年の10月に吹けば飛ぶような、いや吹かなくても飛ぶような超零細の企業でございますけれども、上小運輸の社長を退任して会長になりました。会長になったから少し時間も余裕できてきたかなと思うけれども、相変わらずお金の心配する役とか、そんなことをやらされていて、全然何も変わらないなと、そんなのが自分の現況でございます。プライベートなことで失礼しました。

それでは、具体的な質問に入っていきます。

まず、職員の採用なんですけれども、試験の制度はどんな試験をやっているか、あるいは応募の状況、最近の状況等について、それからあと受験資格の年齢制限とか、学歴はあったのかどうかちょっとわからないんですが、その辺教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 私どもの村は、採用は全て初級公務員という枠になっておりまして、高校卒業程度の学力を有する者ということで募集をしまして、筆記試験、作文含め面接等を実施して採用しているというような状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 最近の応募状況、それから年齢制限、学歴、その辺も何かあったら。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 最近は、専門職を採用しているケースが多くなってきております。一般職の採用が2年前でしたですか、ございました。5名程度の応募があって、その中から2名を採用したというようなケースでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 一般職、正職もそうなんですが、嘱託あるいは臨時の方についても、

例えば今当村、正職の方と、それから嘱託、臨時の方の人数、大体何人で、大体このくらいの割合だよというのがわかりましたら、今わかる範囲で結構ですから。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、正規の職員としてお勤めいただいているのが53名でございます。臨時、嘱託ということで、これ出先の機関も含めますけれども、お願いしているのが78名という状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 同じ課、所に最長何年ぐらいいる職員がいるのか。これは正職もそれから嘱託、臨時の方も含めてお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 職員の場合には、定期的な人事異動がございます。ただ、いろいろな条件といいますか、そのときのタイミングで長いと6年とか1カ所にとどまっている場合もございますが、通常、3年、4年ぐらいのサイクルで人事異動が行われております。

また、臨時、嘱託の皆さんに関しましては、例えば保育士さんなんていうのは専門的な分野でございますので、当然長くなります。また、お勤めいただいておりますと、そこでなれて、ある程度の知識を持たれているというようなことでございまして、臨時、嘱託の方のほうで1カ所に長くお勤めいただくことが多いかなというふうな状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 専門職、例えば今おっしゃった保健師さんとか看護師さん、あるいは村費負担の教員、あるいは図書館の司書、学芸員、当村には学芸員いなかったと思うんですけども、あと村営バスのドライバーさんとか、そういった方、かなり長い人は、もう10年以上も同じところにいる方が私の認識の中でのいるし、それから村民の方からもそんな話を聞くと、あの人はすごい長いね、いいとか悪いとかじゃなくて、そういうふうな話を聞くことがあります。

ある面でやはり、今課長言ったように3年とか4年でかわるというのが金融機関じゃありませんけれども、ある程度、専門職は別として一般事務職だったらかわったほうがいいのかなと。そうでないと、やはりなれていい面もありますけれども、なれることによって弊害も当然出てきますので、その辺村長どうでしょうか。現在、結構長い方もいるんですが、もしかえられるんだったら、時々おかえになったほうがいいのかなというふうに私は単純に思っ

たんですが。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 人事は公平であるべきだというふうに、当然のことながら私思いまして、正規職員の場合には、自己申告、いわゆるメモで出していただいて、私が必要に応じてヒアリング、あるいは職員から要求されてヒアリングをする。あるいは合議制で各課長とヒアリングする、あるいは庁議で決めるということをやっております。この臨時の皆さんもそういうような全体で見て、異動の必要な場合には異動をしていただいております。

今、課長から御答弁申し上げましたように、職員の人にはなれたところがいいというのが大方の皆さんの意見であります。ただこちらの都合とか、正規職員とのバランスなんかで動いてもらったり、臨時でも嘱託でも動いていただく場合もございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当村、住民に比べて職員の数が非常に少なく、それぞれ職員の皆さん本当に頑張っておられるんですが、その中で、やはり小さい村ですから、専門的といいますか、同じ事務にしても、やはり内野も外野も守れるよと、そういうようなオールラウンドプレーヤーでないとなかなか、あることにだけ堪能していてもというんじゃないで、やはり広く浅くというのになるんだと思う、必然的にね。

そんな中で、例えば本人の希望、あるいはさっき村長言われたようにヒアリングしたりとかということは適性とかあるんですが、その辺かみ合わせ難しいとは思いますが、どうでしょうか。本人の希望を聞いた上で、なおかつ余り長くならないように、またいかにしてやる気を起こすかというふうなことで、その辺村長どんなふうにお考えでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今の御質問ですけれども、正規の職員には当然そういうふうに行っておりますし、将来の幹部候補としても教育をしていかなければということで、そういう方法をとります。

しかし、臨時とか嘱託の場合は、そう責任を持ってもらうわけには、そういう職域ではありませんので、長くなる、あるいは長くなるということになって、こちらもいいし本人もいいということで長くなる職員もおります。

それから、バスの運転手さんとか保育士さんというのは専門職ですから、それはそれ以外のことは異動できないということも御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） さっき会計年度任用職員という言葉が出たんですが、これは来年4月1日から実施になるようなんですが、なった場合、何がどんなふうになるのか、できるだけ短い言葉で、大きな点だけ、ちょっと二、三教えてほしいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ちょっと議案の説明の中でも申し上げたかと。

○10番（山本 悟君） 簡単でいいですから。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） はい。基本原則は申し上げたとおり、働き方改革の一環だというふうに御理解をいただきたいと思います。同一労働、同一賃金というのが根底の中にあって、正規と非正規間の格差の是正をしていこうというのが根底にあるというふうに御理解いただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） そうすると、会計年度任用職員にとっては、年末一時金ですか、そういうのもあるし、いろいろな面で条件がよくなって、働く環境がよくなるのかなというふうに私思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 労働条件ということであると、休暇ですとか、今の手当の関係ですとか、フルタイムでお勤めいただく方は退職手当の対象にもなってきますので、そういった待遇面では大分改善されるのではないかというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 次に、昇任とか昇給についてですが、昇任については、例えば階級のある自衛隊とか警察とか、ああいった公務員はペーパー試験、昇任試験を受けてやれば、ある一定の時間さえ経過していればそれなりに昇任する。でも、こういった自治体では、やはり昇任試験というか、それはないんですよね。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 特にそういった昇任試験というようなものはございませんけれども、その方にどういう職を担っていただくか、どういう部分をお勤めいただくかということによっても違うと思います。例えばその方が特殊な技術を持たれているとかというようなことにもよりますでしょうし、役場の仕事の中のどの部分、どんな形で担っていただくかということによってかわってくるかなというふうに思っています。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 昇任試験がなくても、管理者、村長から始まって課長の皆さん、昇任させるときとか、していただくときに、上の人にだけ受けがいいという人も中にはいますし、そうではなくて上の人にも受けがいいし、自分と同じ同僚にも受けがいいし、それから自分の部下からも非常に信頼されている、なおかつ村民の皆さんからも、いや彼はすばらしいなというふうな評価もあろうかと思うんですが、その辺、これは人事ですから、人が人を決めることですから100%公平、公正にというのは難しいでしょうけれども、当村は当然公正にやっていらっしゃるんですけども、その辺、村長どうでしょうか。理念としてどんなふうなことをお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 繰り返しになりますけれども、やはり公平というのが一番だというふうに思います。公平は誰が見るかというのは、人間ですから、主観的に見る場合もありますけれども、複数の目で見るとというのが大事だと思ひまして、課長の評価、それから最終的には全員で、庁議のメンバー全員で一人一人について、今までのこと、最近のこと含めて評価をしております。本当にこれは、そういうことでは大事なことであると思ひます。

それから、さっきちょっと落としてしまったんですけども、臨時の職員、嘱託の職員の皆さんにも3月末にこういう条件で来年度こういう仕事で、こういう勤務時間帯で、こういう給料で来年働くことでいいですか、どうでしょうか、何か意見がありますかというヒアリングをして、最終的にはそういうことで合意をいただいて決定をしております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 役所でも民間でもどこでも同じなんですけれども、どうしたらやる気をより強く持ってもらえるかという、やはり自分のやっている仕事が村の発展や住民福祉に寄与しているんだという、そういうやりがいというものの、単にお給料をもらっているからやるだけというだけじゃなくて、やはり自分でもって生きがいを感じるような、やりがいを感じるような、そういう方策を理事者はいろいろ、職員にそういう気持ちになるような、本当にこれは難しいことだと思うんですけども、そんなことでどうでしょうか。いかにしてやる気を起こさせるかということなんです。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日々の仕事の中で起案した際には、質問したり、呼んでそういうことについては私の経験を話をしたり、修正してもらったり、あるいは意見交換をしたり、日々

の中でトレーニングをしております。

なかなか研修をしても、役場の中で研修をしても適齢期の人が少ないので、広域でする研修、あるいは県が主催してくれる研修、そういうところには積極的に出るようにしております。

それから、もう一つは、市町村アカデミーがありまして、そこに予算もいただきまして、なるべく行ったらどうだいとか、そういうようなことも努めているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 今、村長のほうから研修というような言葉が出たんですが、当村も官と官の研修はやっていますけれども、官と民の研修はおやりになっていない。やはり予算でやっていく行政と、それから自分たちで食いぶちは自分で稼ぐという民間、基本的に違うんですが、その辺でやはり会社が、勤めているところが内容がよければ給料もふえるし、だめなら給料も減るし、もしかしたら潰れて路頭に迷うかもしれないという、そういうような危機感も持っている。公務員の場合は、悪く言うと、余り仕事もしないで1人だけ目立つことをしないで、前例踏襲でやっていけば、それなりに年功序列で自分の立場も上がっていくし、当然それに沿って給料もふえるというふうなこと、これはちょっと厳しい言い方というか、余り言いたくないことなんですけれども、これが現実かと思います。

そんな中で、やはりやる気を起こすためには、自分は村の住民のために頑張っているんだというふうなやりがいを持たせる、持っていただく、こんなことが大事かなと。当村の職員は本当に限られた人数で守備範囲が広くて、いろいろなことを、また村民の目も小さいものですから、かなり詳細に何か光っているというか、皆さん見ていらっしゃるというふうな中で、私からすると、本当にみんな頑張っていると、こう思うんですが、こんな中でこれからも職員の皆さんには頑張ってほしいなと思います。余り頑張り過ぎないようにやってください。

では、私のほうで質問を終わります。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了しました。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（宮下壽章君） 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔7番 居鶴貞美君 登壇〕

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴でございます。

通告に従いまして、村長、担当課長より一問一答方式にて答弁をお願いをいたします。

まず、1項目めの五島慶太についてお聞きをいたします。

この関係につきましては、既に広報、それからホームページ、それからパンフレット、マスコミ報道によりまして、村民の皆様から御理解、また御支援等をいただいているところであります。

東急グループの創業者で鉄道王と言われており、また教育者として知られている方でございます。また、一方で、強盗慶太と、そういう異名もある方でございます。

私は五島慶太について、かつて一般質問をさせていただいてございます。推進を指示する立場から、また経済効果を大いに期待していると、そういう立場からお聞きをしてみたいです。

まず、整備の背景と目的についてであります。

背景といたしましては、没後60周年の節目、昨年8月14日、落雷の被害を受け解体したことによる。目的といたしましては、功績や建学精神を知り学べる設備をつくり、地域内外から人々を呼び込み、新たな交流の創出を図る。村づくりに貢献できる人材の育成と魅力発信をすることによると私は理解しております。

今私が申し上げた背景と目的に補足する点がありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 最近になりまして、各全国の自治体は、埋もれたといいましょうか、余り世に出ていなかった郷土の偉人の顕彰運動を各県、各市町村とも始めております。五島慶太は決して埋もれているわけではございませんけれども、私どもは顕彰運動をして、こういった人たちの顕彰をずっとやってきた経緯が村としてあるわけでありまして、五島慶太は、今居鶴議員が言ってくださいましたような、御質問の中にありましたような立ち位置にあります。私どもは、こういったことを経済効果、観光に加えて、やはり教育者、五島慶太も世に出して、子供たち、あるいは日本の子供たち、鉄道王とともに教育者である五島慶太を顕彰し、またそれから我々学ぶべきことを学んでまいりたいというふうに考えており

ます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この東急グループによる青木村の効果も目的にお考えだというふう
私思っているんですが、この点につきましては、どういうふうにお考えかお聞きをいたし
ます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） Iターンされた家庭が約110戸ぐらいあると思うんですね。その皆さ
んが、来るまで知らなかったと、しばらく青木村にいて、え、五島慶太の生まれた村なのと、
こういう話をよく耳にいたします。そのくらい、どうも青木村の五島慶太が売り出し方、売
り出し方といいましょうか、世に出し方が不足していたかなというふうに思います。

こういった人たち、むしろ五島慶太は東京にいる人たちのほうが実際の評価をしているか
と思いますけれども、そういうことで世に出していききたいと、五島慶太に私どもの村も地方
創生の中で、これをいろいろ関係する関係住民、関係人口をふやしていく一つのツールにさ
せていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 関連をするかと思うんですが、五島昇氏の五島慶太翁記念公園、そし
て生家、火事で取り壊しになっているんですが、この今の2つと今回の未来創造館、この点
につきまして、どのように、全く切り離すのか、結びつけて今後に生かしていくのかどうか、
その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 五島慶太未来創造館をつくる際に、場所の選定についていろいろ議論
をいたしました。1つは、殿戸の一番上の生家、あるいは殿戸の下の方の公園の隣接地、あるい
は道の駅の周辺等々議論いたしましたけれども、やはり一番ふさわしいところということで、
今御質問の中にもありましたような観点から図書館の敷地内、民俗資料館のところにつくり
ました。

今申し上げました生家の跡といいましょうか、生家の場所、それから公園、五島慶太記念
公園、そして今回つくる館はやはり連携を持って取り組んでまいりたいと。その運営の方法
の中で連携をとってまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 記念館あるいは生家のところに、村外の方もかなり訪れているという

ふうにも聞いております。

ただ、あその場所には実は駐車場がございません。それで、あの道路端にとめて見学をされること、記念館もそうなんですが、ここは将来的に駐車場の整備、この辺もお考えをいただきたいというふうに思います。回答は結構です。

続きまして、東急グループとのかかわりにつきましてお聞きをいたします。

初日、村長の御挨拶の中でもありましたんですが、新たなといいますか何かございましたらお願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、館の中にどういうふうに運営するか、どういうものを展示するか、今商工観光移住課が中心になりまして収集をさせていただいております。思いのほかたくさんものが出てきたり、貴重なものが出てきたり、びっくりしております。この展示方法につきまして、これから少しやる気をかけてやっていきたいと。たくさんの人に来てもらう、見てもらう、そこから受けてもらうものを頭に置きながら、展示する内容について検討してまいります。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 次に、地域再生計画による数値目標、こちらについてお聞きをいたします。

この再生計画の中に青木村村民五島育英会、東急グループによる人材育成研修と、このように掲げてございます。

ただ、今年度は、これにつきましては、来年度以降になろうかと思いますが、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 数値目標の関係でよろしかったですか。

今回の計画の中、今お話にもございましたけれども、3つの数値目標のほうを立ててございます。

1つ目は、未来創造館を含む施設の利用者ですね、現状、年間1万5,000人程度なわけでございますけれども、この利用者数を段階的に5年間で5,000人ふやして2万人にしましょうと、したいというのが1つ目の目標でございます。

2つ目は、今お話にもございました五島育英会、東急グループとの連携による人材育成の研修、これも段階的に5年でトータルで30回実施していこうと。

それから、3つ目は、村の小・中学生の五島慶太並びにその功績に対する認知度ですね、こちらを5年で90%以上に持っていきたいと、これが数値目標となつてございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この数値目標として実は3点ございまして、今の1点と、それから、この関係につきましては2点ございます。

それで、青木村の小学生、中学生の五島慶太及びその功績の認知度、パーセンテージで示しをされております。2019年度、今年度増加分として20%と、このようになっております。この点につきまして、現在どのように認知度を高める活動をされているのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私は村に戻りまして10年余になりますけれども、来たときに30歳前後の人と話をしております、五島慶太の誕生した村だということは、30年間青木村にいながら知らない方々が多くて、私はびっくりいたしました。当然、調べてみると誰も教えてくれなかったということは当然であります。

そこで、学校をお願いをいたしまして、今では小学校の校長、中学校の校長さんが年に1回、30分から1時間ぐらい、全体の道徳の中で五島慶太を語っていただいております。こういった資料を私ども、この顕彰運動の始まる前ですけれども、東京都市大、あるいは五島育英会等からいただきまして、それから我々が集めた資料等を学校に渡し、校長先生がそれをそしゃくして、子供たちに1年に最低1回は話をしていただいておりますので、今の子供たちには、これをトータルしますと9年間聞いていただきますので、相当インプットされるというふうに思っております。

私も、もうたびたびやるわけにいきませんが、入学式、卒業式のときには、特に卒業式のときには、この五島慶太にかかわることを一文入れさせていただいたりして啓蒙運動をしております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 学校のほうでも五島慶太についていろいろ、小学生の方に指導されていると、こういう話なんです、実はこれ来年度50%認知度が上がります。それで、最終的には90%と。実は、五島慶太をまだ青木村の村民の方の中に知らない方、五島慶太っていう方がまだおいでになります。まだおいでになるのが事実です。特に今学校で教育されているはずなんでしょう、小学生の間において、まだまだ非常に認知度が低い、これが現実で

す。

来年２年目で認知度を50%に上げるという目標を掲げておりますので、またこの点につきましても、どこかでお聞きはしたいと思いますが、目標を掲げましたので、必ず実行をお願いをしたいと、このように思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、今後の取り組みについてお聞きをいたします。

今回、今後の取り組み、これからが私が一番求めていた項目でありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

まず、五島慶太ブームをつくり上げていただきたいというふうにも思います。この点につきまして、お考えがありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 去る８月２日のある新聞報道で、五島慶太ブームを巻き起こすということで、私どもの村の取り組みを紹介する記事がございました。

私どもも昨年、ことしと、五島慶太顕彰運動を取り組んで、機運醸成に取り組んでいるところでございます。

今年度の取り組みといたしましては、この夏、プラットホーム青木で、五島慶太の鉄道員時代に設立支援をした上田温泉電気のミニ展示を開催したところ、９月５日の時点で、一応1,000名を超す皆さんにごらんになっていただいたという実績ございます。

また、アンケートを100件近く回収できたんですけれども、青木村や五島慶太未来創造館に期待を寄せられる励ましの声の回答も寄せられておりました。

例えば、新聞報道につきましては、昨年度、五島慶太関係の新聞報道、私が数えたところ17件あったんですけれども、それ多分恐らくそれまだ漏れがありますので、17件以上と思われるんですけれども、今年度は９月時点で、今年は４月から９月までの間で、今私どもの確認では22件ですので、恐らくそれ以上の22件以上の報道に取り上げられた機会があったので、徐々にですけれどもその機運の醸成は結果が出ていると理解しております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、２点ほど御提案申し上げますので、お考えをお聞きしたいというふうに思います。

まず、１点目ですが、2016年、３年ほど前ですかね、NHK大河ドラマ「真田丸」があ

りました。まず、ストレートにお聞きしますが、このNHK大河ドラマへ五島慶太を取り上げていただくという働きかけをしていただきたいと思います。この点につきましてどうですか。お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） すばらしい提案をいただいたというふうに思います。

大河ドラマ「真田丸」も非常に聞いてみますと100万人近いような陳情を出したとか、その運動の過程を聞くと、気の遠くなるような長い年月があったんだなというふうに思います。

何かきっかけが、今回の「いだてん」もオリンピックの関連でありましたし、2022年が東京急行電鉄ができてから100年目というふうに聞いております。渋谷の大改造もそれに合わせてやっているというふうに伺っております。NHKの大河ドラマで取り上げてというのは、青木村からの情報発信だけでは、とてもとても足りませんので、大東急とか、各関係する都市大とか育英会とか亜細亜大学とか、そういうところとタイアップしないと、なかなかというふうに思います。

これから東急関係の皆さんともお会いすることが来年の竣工式までは数多くありますので、大変大きな御提案をいただきましたことを伝えて、そんなきっかけをつくってまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、NHKの大河ドラマのみならず、五島慶太の生き方、生き様、社会貢献等々をいろいろな面でPRは、関係する機関と連携をとりながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、上田市も何年かかかって数十万人の署名を集めたと。これをNHKのほうにということで、ようやく2016年に真田幸村が日の目を見た、こういうこともありましたので、すぐは恐らく難しいかと思いますが、東急が後ろにという話であれば、もうちょっと早く五島慶太取り上げていただけるのではないかとこのように思いますので、期待をしております。

それから、もう一点お聞きをいたします。NHK「歴史秘話ヒストリア」これNHKで10時ごろですか、月曜日だったか放映しております。

これちょっといつだったかわかりませんが、阪急東宝グループ創業者で天才実業家、小林一三、この方を取り上げておりました。この中に実は五島慶太が出てまいりました。五島慶太がこの小林一三を師匠というか師と仰いでいたと、こういう方でございます。

このNHK「歴史秘話ヒストリア」こちらへもぜひ働きかけをしていただきたいと、この点につきまして、またお聞きをしたいと思いますが。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 日本経済新聞の「私の履歴書」という欄がありますよね。日本で選ばれた人たちの生い立ちから業績まで語ったものでありますけれども、それは今生きている人、生存している人たちだけでありますけれども、これには出ておりますので、ある程度まとまったものが資料としてあるわけであります。

小林一三は、私もすばらしい資料館があるというのは知りませんが、これを五島慶太未来創造館をつくるに当たって行ってまいりました。このすばらしい、五島慶太と生き様が、少し先輩ですけれども、鉄道を中心にまちづくりやったり、教育やったり、宝塚つくったり、デパートをつくったり、本当にこの人が師匠になってというふうに思います。

今、ヒストリアの中に、小林一三の中に五島慶太がというお話ありましたが、相当深い関係があったというのを、大阪の池田のこの生家の跡を資料館にしております、そこまで行って見てきました。勉強してきました。非常にそういう関係にあったというふうに思います。NHKの「歴史秘話ヒストリア」のみならず、いろいろなところで、この五島慶太の実像を出していただくように、もう一つは教育者としての五島慶太も含めて出していただくようなことを東急等々と一緒にやっていきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ぜひお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、地方創生として目指す将来像でございますが、偉人からの学びは、テーマ性がある、高い学習効果と意識啓発を期待できる人材育成手法だと言われております。村づくりに貢献できる人材育成を目指すこと、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 目指すべきところなんですけれども、その館の中に、未来創造館にどういうふうなことをやっていくかということを、まず答弁させていただきたいと思っておりますけれども、幾つかの切り口を考えております。

5つの切り口、旗を立てたい。1つは、創造館の中に村の紹介、創造館の全体の話、2つ目として小林慶太、旧姓でありますけれども、慶太の生まれた青木村、そして3点目として、実業家、教育者としての五島慶太、それから五島慶太のふるさとへの思い、家族、それから関係する人、人となり、それからもう一つは、五島慶太の思いを未来へ、そういったテーマ

としては展示を考えていき、その中で企画、イベント開催による交流人口の創出、それから村の子供たちに先人を知ってもらい、未来につなげられるような展示企画の開催、それから、もう一つはあそこに歴史文化資料館、民俗資料館がありますので、それから、ちょっと離れておりますが美術館がありますので、こういったことの連携事業、こういうことを考えて次につなげてまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この地域再生計画、これ五島慶太の関係がほとんどになっておりますけれども、誇らしき我が郷土再発見、偉人に学ぶ人材育成プロジェクトの評価の検証方法、こちらに載っておりますけれども、この点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらにつきましては、今の地方創生の一環の中で評価、評価委員会といたしますか、しっかりとした組織の中でまた検証をしていくと、それをまた次の計画に役立てていくと、そういう仕組みとなつてございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この五島慶太が延々と残っていくためには、今の検証というのは必ず必要になりますので、この点につきましても御配慮をいただきたいというふうに思います。それでは、2番目の。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2番目の項目に入ります。

平成29年度青木村の財務書類からの考察につきましてです。

この関係は、6月の第2回定例議会の一般質問に続くものでございます。今回は、平成30年度の決算認定が行われます。平成30年度各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見が内藤代表監査委員からありました。また、平成30年度の決算状況が公表されております。

この状況の中でありましたが、これから平成29年度というと古いなというような感じを受けるかと思いますが、お聞きをしてみたい。

これ、財務諸表につきまして、私が非常にこだわっておりますけれども、これだけ厚いものになっております。それで、平成29年度青木村の財務書類、統一的な基準ということで、この中に、財務諸表につきましては、厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任を適性に果たし、財政の効率化、適正化を求めること。このために財務書類というものができてきております。

青木村ではということで、青木村独自の定義に基づいて作成されていると。これにつきましてはホームページをごらんいただければおわかりと思いますが、非常にこれ何十ページとかなりの数でありますので、なかなか見るのも困難な状況でありますけれども、まずその中でちょっと絞り込んでお聞きをしてみたいです。

まず、1点目ですが、長期延滞債権、回収不能金額、未収金、この算定につきましてお聞きをしてみたいですが、これ、平成29年では2,800万、長期延滞債権が2,881万7,000円です。未収金が1,372万6,000円というふうになっております。平成28年に比べますと、長期延滞債権の場合3,000万ありました。これが改善されております。それから未収金も1,376万6,000円ですが、これも若干ですが改善されております。

これからの経済情勢もろもろ勘案していくと、この関係についてもちっと危惧される点もありますが、この特に長期延滞債権、これらの見通し、あるいは改善策についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 長期滞納とか債権、それから滞納分についての対応についてということでございますが、現在、村で対応している部分でいきますと、全庁挙げての一斉の滞納整理が年に2回、それから常時行っています職員が直接対応しておる対応ですね、それが滞納整理分についての主な動きです。

一番、滞納分をふやさないという部分では、現年度分の徴収をしっかりやっていくという部分になるかと思いますが、そういった部分の対応として近年行っている部分でいきますと、口座振替日の見直しということで30年度から25日と10日の引き落としをしていたものを月末と15日に変えると。なぜかと言いますと、その部分については月末給料なんかの振り込みの時期を考慮した部分、それから年金の支給日等に合わせて、ふさわしい時期に変えたということでございます。

それから、31年度につきましては、主の代理機関としまして長野県信用組合も追加するというので納付の機関をふやしたというようなことがございます。

そのほかには、滞納分含めての話になりますが、検定事務所との連携という部分で、県の機関と連携しての納付をお願いしていくということに、そんな手だてをしまして県の職員の方にも村の徴収吏員の吏員証を交付しまして、共同で滞納整理に当たるというようなことをしております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この長期延滞債権を中身を調べてみますと、一部の方で金額が高額な方、そしてその方が幾つかにわたって滞納されていると。その数字がこのように来ていると。これが現実だろうと思います。非常に御努力をされたり、この滞納整理というのは、私も経験あるんですが非常に大変ですというか、ただ公平の観点からもこれについては、しっかりと取り組まなければいけないかなと、私は思っていますので、それでひとつ長野県地方税滞納整理機構がございますけれども、現在ちょっとこの関係につきまして、動き的というかありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（多田治由君） 長野県地方税滞納整理機構につきましては、平成22年に設立されまして、長野県下の全市町村がこちらの機構のほうに加入しまして、利用をしているところであります。

ここ何年かは青木村については利用はちょっとないわけですがけれども、取り扱いの事案としますと、大口のものそれから困難な事案ということでございまして、先ほどからお話にありますような大口の案件がほとんどでございます。

なぜ、ここで余り利用がないかという部分になるわけですがけれども、今、既に少しずつ納めてもらっている部分については、対応にしてもらうことができません。それと、利用した場合に、ある程度の費用負担が発生してきます。それで、費用については基本負担額としまして、毎年5万円の負担、それから処理をお願いした場合に件数割、徴収実績割、それぞれの負担が発生してきまして、こちらが割と、ばかにならない数字になります関係で、簡単にちょっとお願いできないような状況があります。

ちなみに、30年度の実績でいきますと、長野県下77市町村中の57市町村で作業のほう一貫しておりまして、取り扱いの件数で1,001件、それから引き受けていただいている滞納額で17億7,465万4,000円という数字になっております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 第5次青木村長期振興計画の後期基本計画の中に、財政のところですが、負担の公平性を確保する上で税料金等の未収金の縮減に向けた取り組みを強化するなど、自主財源の確保に努めますと、このようになっております。今、この点も踏まえてよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、2点目になりますが、連結財務4表の数値から分析した財

務指標について、各比率から見た考察につきまして2項目お聞きをいたします。

1つ目は社会資本形成の世代間負担比率がございます。それから、これともう一つ、行政コスト対税収等比率、この2点につきまして、内容等をお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御質問でございました社会資本形成の世代間負担比率でございますけれども、こちらの数値は社会資本形成の結果をあらわす公共資産のうち純資産による形成割合を見ることによって、これまでの世代によって既に負担された割合を見ることができるというものでございます。

また、地方債残高の割合により、将来世代が負担する割合を見ることができる、そういうものでございます。

過去及び現世代の負担比率というのは、純資産の合計割る公共資産の合計で求められるものでございまして、本村の比率としましては86.6%という比率でございます。平均的数値は50%から90%と言われております。

また、将来負担比率につきましては、地方債残高割る公共資産合計でございまして、こちらは本村の比率については9.4%という数字でございます。平均数値が15%から40%と言われる中でございます。本村の場合は、これまでの世代が負担した税金等で形成された資産、こちらから将来にわたってサービスが受けられるため、将来世代の負担というのは少ない、15から40と言われる比率の中で9.4%ということは、もう既に現世代が構築した、負担した資産から行政サービスが受けられるので、将来世代の負担は少ないというようなことがこの数値の中からわかるかなということでございます。

また、もう一つの御質問、行政コスト対公共資産比率ということでございます。行政コスト対公共資産比率は、行政コストの公共財産に対する比率を見ることで、資産活用のためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを把握することができる比率となっています。式とすれば、経常行政コスト割る公共資産で求められるものでございまして、本村の比率は22.8%となっております。平均的数値が10%から30%ということですので、その範囲内であるということでございます。この比率が低い場合は、社会資本整備が進んでいるということが言えるんですけれども、行政サービスの数字に対して、社会資本が過剰である可能性もあるということです。逆に、この比率が高い場合は、少ない社会資本で効果的に行政サービスを行っているととも言えるが、社会資本整備が不足しているという可能性もあるというものでございます。

本村の場合は、今の22.8という数字でございますので、比較的バランスがとれている状態ではないかなということが見てとれるかと存じます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、この比につきましては、私がこだわったのは、これ決算書だけでなく、財務諸表、これによってわかるということでありましたので、今、お聞きをしたということでございます。

続きまして、これも何回か聞いておりますので、また、簡単をお願いしたいと思いますが、負債についてでございます。地方債に対する今後の見通し、こちらについてお聞きをいたします。

前回ピークは平成31年、ことしから来年がピークとこのように回答をいただいております。お聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 負債においての地方債ということでございます。地方債、今回の健全化安泰比率の中でも報告をさせていただいたところですが、全体としては、今、減少してきている状況でございますけれども、今、御指摘のとおり、今後、水道のこのごろやってきました事業の償還を控えているということでございます。公債費比率の動向もそれによって気になるころではあります、大きくここで数値が悪化するということやなところまではないというふうに見込んでおります。

また、御質問の連結4表の観点から注視すべきところは、ここに載ってくるのは連結でございますので、村の単純な地方債の負債だけではなくて、例えば、広域が抱えている負債ですとか、そんなようなものも青木村自体の負担割合というのはそんなに大きくはないですけれども、そんなような数値もこの中で分析することになりますので、議員さんおっしゃるとおり、有効な判断材料にはなるのかなというふうに理解しております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 課題と改善策ということでお聞きをいたします。

この財務書類、財務諸表整備の目的につきましては、先ほど冒頭、私が読み上げましたんですが、説明責任の履行、財政の効率化・適正化と、このようにあります。この点を踏まえましてお聞きをいたします。

公表方法についてでございますが、現在、ホームページで公表しております。これをパン

フレットあるいは冊子等の印刷の利用、これについての考えをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今、御指摘のとおり、現在はホームページ上で公表をさせていただいているところでございます。

パンフレットとか冊子にして、というような御提案でございますけれども、これを見たいと思っていただいている村民の方がどのくらいいらっしゃるか、また、見て御理解いただける方がどれだけいらっしゃるのかということもございますけれども、役場には、先ほど議員さんもお持ちのものをプリントしたものが備えてございます。

いつでも見たいという方がいらっしゃれば、お見せできる状態になってございますので、とりあえずそんなところから、ホームページ上では一般公開しておりますので、冊子・パンフレットという観点からは、ぜひ見たいという方がいれば役場へお越しいただければとそんなふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、申し上げたとおり、これ非常に表紙見ただけで大体ほとんどの方パスしちゃうんじゃないかというふうに思います。

ただ、これは今後の青木村を見ていく上でも、非常に大切なものです。分析結果といろいろあります。それで、先ほど今、課長から話ありましたんですが、住民の方への説明会の開催、これについての考えをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御指摘のとおり、住民の方に御説明する機会を設けるというのは、大変大切なことだというふうには認識してございます。

しかしながら、現状さまざまな説明会等の参加の様子を見ますと、例えば、このことだけに絞って開催しても、なかなか大勢の皆さんお集まりいただくことは難しいのかなというふうにも思いますので、何かの折に、ほかのことともあわせて何か御説明にお伺いするようなときに、あわせて御紹介させていただくとか、そんなようなことを考えていければというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） それでは、最後になりますけれども、今後の動向ということでお聞きをいたします。5年後、10年後を見据えてということで、この視点からお願いをいたします。

まず、自主財源、税収の増加策、この財務諸表から見て、この税収をどのようにふやして

いくつかというお考えがありましたらお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 大変難しい問題かと思いますが、御案内のとおり、本村の財政力指数は非常に低いところがございます。

この自主財源の確保というのは1つの大きな課題であることは、今さらながら申し述べるまでもないわけですが、今、企業誘致あるいは地方創生の中で取り組んでいる関係人口の増加あるいは長期振興計画の柱に上げております事業、道の駅や143号も含めてでございます。この実現こそが税収の増につながっていくものというふうに考えておりますし、そういう視点のもとで、今さまざまな事業展開をしているということで御理解をいただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 文化会館、体育館等のアセットマネジメントということでお聞きをいたしますが、建てかえの時期、いつごろを想定されているのかどうかをお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちら文化会館、体育館等につきましては、両施設とも数年前に耐震補強等も済んでおりまして、現在の村の長寿命化計画の中では、現状維持という位置づけになってございます。

現時点で、具体的にいつごろ建てかえようかというような構想はございませんけれども、昨今の補助金の流れとかいろんな流れもそうなんですけれども、単体で整備するよりも他の施設と複合的に整備するというような考え方とか、そういうケースが多くなってきております。

他の老朽化施設の状況も見ながら、これ極端な話だけど、例えば体育館と文化会館が1つの建物の中にあるとか、実現するかどうかは別として、老人センターと一緒にしているとか、そんなようなことを他の老朽化施設の状況も見ながら、今後検討していくことになるんじゃないかなというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これから恐らく、どこの自治体もそうだと思うんですが、縮小していきんではなかろうかというふうに思われます。今の統合もそうです。

これから少子高齢化を迎えていったときに、今のお話で、これ何年後に建てかえということが、今の話だと出てこないということです。そういうことも踏まえると、文化会館もひょっとしたら、そのまま取り壊しになっちゃうのかなというような危惧もされます。

そうならないでほしいと思いますが、それで場合によりましたら、前、民間に委託、こういう手法もどこかであったというふうに思います。最近、水道料の料金もそうです。民間委託、官民一体となってという方向が今後動いてくるだろうとこのようにも思われます。

また、今のこの問題というか、これも非常に難しい点もありますので、今後、検討をしていただければと、このように思います。これから、私もこの財務諸表をしっかりと活用していきたいと、このように思っております。

以上で、終わります。ありがとうございました。

○議長（宮下壽章君） 7番 居鶴貞美議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

15時ちょうどから再開したいと思いますので、よろしくお願いします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 3時00分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（宮下壽章君） 1番、宮入隆通議員の登壇をお願いします。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番、宮入隆通です。

先に通告しました2点につきまして質問させていただきますので、御答弁のほどよろしくお願いいたします。

まず、まちづくりについて、質問させていただきます。

まちづくりといっても、いろいろあると思います。先ほど、お話にもありました東急グループの五島慶太翁が鉄道をベースに、大学や百貨店とか、そういったものをベースに全体のまちづくりをしていったというものもあるでしょうし、例えば、最近では、都市部なんかで

は、都市中心部のドーナツ化現象とかが起きていたり、郊外部の秩序が保たれていない開発、そういったものを解消するために、コンパクトシティー構想といったものをうたって、まちづくりを進めているというところがあります。

コンパクトシティー構想というとなんかすごい都市部のことのように思いますが、青木村でも参考になりそうな項目が幾つかあります。その中に、例えば、歩いて暮らせるまちづくりというものがある、自動車中心の暮らしから、公共交通や自転車を活用しながら暮らせるまちづくりを目指すという、そういったものがあります。これはコンパクトシティー構想の中のごく一部の部分のものです、こういったものは、実は小さな村だからこそ可能なことかもしれません。考え方や見方を変えると違ったアイデアが出てきます。

もちろん、まちづくりの要素には、公共交通以外にも公共施設、産業、教育、福祉、医療など多岐にわたり、青木村でも、第5次青木村長期振興計画後期基本計画、これをもとに進められていると考えますが、改めて青木村のまちづくりの考え方をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まちづくりを、私はイコール村づくりというふうに読み変えさせていただきまして、御答弁をさせていただきたいと思います。

コンパクトシティーの考え方なんですけれども、まあ、是及び否があると思います。今、是とするところは、今、宮入議員がおっしゃったようなことでありますけれども、否というのはですね、固有名詞は申し上げませんが、たまたま、東北及び北陸の県庁所在地のある市議が雪、スキーやるの大変だから、山のほうやるの大変だから下へ降りとくれや、というような、そんなことから始まった、そういうふうに評価する人もいまして、考え方によっては、これ、効率を考えてやっているというような読み方もありますし、私も実はそのコンパクトシティーの考え方というのは、そういう面ではいかなものかというふうに思っております。

青木村の皆さんは、ついの住みかとして最後まで、生まれたところ、育ったところ、嫁さんに来たところ、そういうところでついの住みかにしたいというふうに思うとすればですよ、ということが多いわけですから、余りコンパクトシティーで効率化だけでこれを議論するのは、いかなものかなというのが1点でございます。

もう一つ、切り口とするとですね、健康とか福祉とか産業振興等、教育文化はありますけれども、もう一つの切り口としては、今、話題にあります安全・安心とかですね、環境保全とか、それから、自治とか、協働とか、そういうこともあるというふうに、村づくりにはあ

るというふうに思っております。

5カ年の考え方のもとになります、元気で豊かな村づくり、そして、青木村がもっと輝いて、日本一住みたい村へ、というスローガンを掲げまして、5カ年計画ではありますけれども、10年先、20年先を見据えて、今回は、つなぐ、つくる、育てる、こういった視点から、5カ年の各事業を位置づけているところでございます。

幸いにいたしまして、143のトンネルが、今年度から事業着手ということになりましたので、5カ年計画の大きな柱の一つは実現したわけであります。これを受けて、地域経済の活性化とか、子育て、教育環境の充実、それから、柱の一つであります健康寿命の延伸、そして、これから受けるところの、生涯の活躍を支える医療、福祉の推進、こういった点をですね、広域的な連携を進化させながら、自主、自立の村を目指したいと考えております。

いずれにいたしましても、明るく豊かな村にするために、将来を担う若者たちが夢を描きまして、希望を持ってチャレンジできる村づくりを目指しております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） コンパクトシティー構想に関しては、そのまま青木村でももちろん使えるものではありませんし、ただ、考え方の一つとして、そういったものが、今、あるということは、認識していただけたらなと思ってお伝えしました。

現在までの青木村のまちづくりといいますか、今、村長、村づくりという言葉でということでしたが、まあ、村づくりの、この状況と課題のほうをお願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村づくりの課題についてでありますけれども、一番は、これは全国的な自治体、国を挙げてのことですけれども、やはり、超少子高齢化であると思っております。

私どもの村も高齢化の人口がふえているうちはよかったんですが、ここ、昨年度から、高齢化の人口も減り始めております。これは、減ればいいという話ではなくて、全体の活性化のために、これから大きな課題の一つになってくるというふうに思っております。

それから、少子化でありますけれども、これは、5カ年の柱の一つに立てました。小学校各学年2クラス化、もともと大変ハードルの高い旗を立てたわけであります。自然増減は残念ながら減でありますけれども、社会動態は、昨年度は2桁の増でありました。いろいろ、議会の皆さんの応援をいただき、予算をつけていただきながら、若い人たち、移住者をふやす、若い人たちをふやす。それから、青木村から出ていったといいましようか、とりあえず

上田、村外に住んでいる皆さんを、青木村に呼び戻す。そういう、いろいろの施策を交えながらやっております。そこが、超少子化高齢化が、一番課題であります。

それから、もう一つやはり、財源の確保についてであります。

いろいろ、きょうも5人の議員さんから御質問を既にいただいておりますが、この中にも、やはり財源がなくてできないな、というものは、いっぱいあるわけであります。国の補助等々は一過性のものでありますので、安定的に長期的に、財政が、税収が上がるような、企業誘致とか含めてですね、考えていきたい。

幸いにいたしまして、143のトンネルが、こういう状況になりましたので、非常にいい立ち位置にいるというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 現在までの村づくりの状況、課題のほう、いただきましたけれども、今、青木村では、国道143のことであるとか、道の駅が整備されて、どんどんお客さんが来てもらうとか、そういった新しい流れができつつありますけれども、今、青木バスターミナルを中心とした商店の通りがありますが、人通りも少なくて寂しい限りなんですけれども、バスターミナルの喫茶店の跡地の募集、前から募集をしていますけれども、なかなか決まらない状況で、期限が延長されています。

私としまして、あの場所というのが、皆が集まるようなことができるカフェのような場所ができればなと願っていますけれども、あの場所はバスで来る方の玄関でもあり、青木の顔といってもいいかと思えます。とても、村としても重要視している場所だとは思いますが、現在のバスターミナルの貸店舗の応募の状況について、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） バスターミナルの貸店舗でございます。今、御指摘のとおり、当初、募集をさせていただいた段階では、なかなか、私どもが提示した、その提出書類も結構難しかったのかなというようなこともありまして、再度、募集をかけましたところ、御希望される方が、手を挙げてくださる方がいらっしやいまして、過日、書類選考、また、ヒアリング等も行わせていただいたところでございます。

今、議員がおっしゃるような、皆が集えるようなカフェ的な利用を考えていきたいというようなことで、御提案をいただいているところでございます。詳細につきましては、これから相談をさせていただいて詰めていくようになりますけれども、なるべく早めにオープンができるように、村、また、商工会にも御援助いただいております。御相談いただいておりますので、応援できるところは、しっかりやっていきたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ずっと、私も心配をしておりましたので、やられる方が決まりそうだということでしたので、非常に安心したところであります。

さて、長野県では、市町村のまちづくり支援や、県内のまちづくり情報を発信するプラットフォームである、信州地域デザインセンター、略してUDC信州という組織を8月7日に設立しました。新聞報道にもあったかと思います。

県の、しあわせ信州創造プラン2.0に位置づけた、市街地の活性化と快適な生活空間の創造、及び未来に続く魅力あるまちづくりの実現を推進していくための、公民学が連携したプラットフォームだということです。そのUDCというのは、アーバンデザインセンターの略でして、そのアーバンデザインセンターというのは、行政の都市計画や、市民、まちづくりの枠組みを超えて、地域で活動する方々が連携し、そこに都市デザインの専門家が客観的な立場で活動する、新たな形のまちづくり組織や拠点であり、令和元年6月現在全国に19設立されているとのこと。

地域限定のところが多いんですけれども、県域全体を対象エリアとする、広域型の、こういったUDCは全国初だということです。今後のまちづくりのために、このような外部の支援を受けて、村づくりを進めることが必要ではないかと考えますけれども、この信州地域デザインセンターとの連携は、考えていますでしょうか、お願いします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 信州地域デザインセンターについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、先月7日に県独立行政法人の都市再生機構、まちなみカントリープレス、東京大学、信州大学を構成団体として、同センターは設立されました。現在の私どもの情報収集の中で、発足後、既に県内の市町村から二十数件の照会があったと聞いております。

ただ、センター側でも、今、どのような連携ができるかというのを模索しているという部分もあるのが実情でございます。それで、私どもといたしましては、まずは情報収集を努めるということの中で、有効な施策があればそういうのを参考にしながら連携を検討したいというのが現状でございます。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） なお、この発足式には、東京急行電鉄の幹部も呼ばれて、知事から東

京急行電鉄に期待する、あるいはお褒めの言葉があったというふうに聞いております。いいタイミングで私ども東京急行電鉄と太いパイプができておりますので、そういう面でも東急には御期待を申し上げたいし、また、御支援もいただきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） この、信州地域デザインセンターに関しては、もちろん青木村のほうからのプランで、ただ持って行って何かやりましょうといっても恐らく無理な話ですし、そういった一緒に何かやりそうなものがないのかということを探索しながら、まあ、そういったことがあると、もちろん御存じだとは思いますが、県とも協力を得ながら、何かプロジェクトを進めていくものとか、今後ありましたら、ぜひ活用していただきたいなと思っています。

続きまして、SDGsについて伺います。

SDGs、持続可能な開発目標とは、2015年9月の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダにて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール、169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（Leave no one behind.）そういったことを誓っています。

SDGsは、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサルなものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。また、そのSDGsは、もちろん青木村とかそういった自治体だけではなくて、企業や民間の組織、一般家庭でも取り組むというものでもあります。

こういった持続可能なまちづくり、まあ、村づくりといいましょうか、について、SDGsに対する青木村の取り組み状況というのはどうなっていますでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） SDGsということで、環境や社会等に配慮して、持続可能な豊かな世界を創造していこうというようなことだと理解しております。

今、議員さんおっしゃられたとおり、17の目標、その下に169のターゲット、また、さらにその下に232の指標があるということでございまして、この内容を見ますとほぼ、ほぼというか、ほとんど青木村行政の中で、普段取り組んでいる内容だというふうに理解をしております。

国も、これまで取り組んでいたものを、改めてこのSDGsの枠組みで表現し直している部分というものもあるのかなというふうに思っておりますけれども、国もまあ、今、大きな

旗を上げている状況でございます。村では今お話したとおり、通常の業務の中で行っていることではあるんですけども、改めてまだSDGsの枠組みの中で、この仕事はここのして、こうしてこうというような枠組みの中では、整理はまだ残念ながら行われていないというのが現状でございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 御答弁のとおり、SDGs自体、そのSDGsのために何かするというよりも、今やっていることが、その中に取り組みられているのかどうか、少しずつ確認をするような形ということが多いかとは思いますが。

しかしながらSDGsのことにに関して知らないというのは、ちょっと困ることでありまして、青木村の中の職員、SDGsに対する職員の研修であるとか、そういったことを知ってもらうようなことというのは、何かやっていますでしょうか、そういった成果等ありましたらお願いします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） SDGsを意識したあれですね、今回もこの御質問をいただいて、二、三の職員に「知っているかい」というふうに聞きましたところ、ほとんどの職員は、知りませんでございました。そんなことで当然、今のそんな枠組みの中の研修等は実施はしていない状況でございまして、県でもですね、例えば、県下の市町村の職員を対象にこのような研修があるかという、そんなような研修もないような状況でございまして。

今後このような、ことを意識しながらやっていくという啓発は必要なのかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 研修はなさっていないということではありますが、世界的な動き、日本の動き、まあ、今、長野県でも独自にSDGsに取り組むという動きをしています。そういった中で、やはり自治体の職員の方が何も知らないというのは、私自身は大きな問題だと思います。もし、御存じでないのであれば、御自身でも、今、インターネットでも、いろいろな事例であるとかさまざまなものが見られるわけですから、そういったものを使っただいて、一人一人御理解いただくようにお願いしたいと思います。

今、村の職員の方の話でしたけれども、自治体としては、村民に対してであるとか、村の企業に対して、そういったSDGsに対する啓発活動というのも行っていきたいと思っ

ているんですけれども、そういったものというのは、行われているんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 長野県のほうではですね、SDGsの推進企業登録制度なんていうのも設けて、積極的に取り組んでおられるというところがございますけれども、村独自としてはですね、現状のところ、まだ行っていないというのが現状でございます。今後の課題かなというふうに認識しております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今後の課題として、ぜひ、お願いしたいと思います。

また、このSDGsに関しましては、先ほどもそのために何かするというよりも、今やっているものに対してどうなのかというものを評価するときによく使われるかと思うんですが、この第5次青木村長期振興計画後期基本計画等あるかと思いますが、そういったものとSDGsを絡めて何かするとか、活用してみるとか、そういったことというのはあるんでしょうか。お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 村民の皆さんが青木村に住んでよかったと、そういう実感できる村、あるいは外にいる人が、青木村に住んでみたいと思うような、そんな尺度のある村をつくりたいというふうに思っております。それぞれ、きょうも5人の議員さんから御質問いただいたように高いハードルはありますけれども、指揮官、私、先頭で覚悟を持って取り組んでまいりたいと思っております。

具体的には、やはりまちづくり村づくりというのは、人がする、というか、この、今回のこともそうなんですけれども、人がするということを考えますと、やはり役場の職員の今も啓発、啓蒙運動の話がありましたように、大事なところではないかというふうに思っております。

それで、一番は既にやっていることではありますけれども、体系的にこういうことができた、まとまった17の目標、169のターゲット、232の指標が体系的にできたというのは、大変意義があるということであると同時に、一つの目標に向かって皆がそういう方向に向くというのは、大事なことであるというふうに思っております。

17のうちにもですね、貧困をなくそうとか、飢餓をゼロにしようとか、全ての人に健康と福祉を、それから、質の高い教育をとか、エネルギーを皆にクリーンにとか、働きがいも経済成長もとかですね、まあ、気候変動に具体的な対策とか、平和と公平だとか、まあ、非常

に私どもにも、中期計画の中にも位置づけられておりますけれども、また、切り口といひましようか、まとめ方を変えるところということになるかなということで、大変参考になります。

今後、どういうふうに活用していくかということでありますけれども、5カ年計画は当然改定もありますし、途中のチェックもありますので、そういう際に、この17あるいは、それから、つながる体系というのも参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） まあ、こういった基本計画との関係について伺いましたけれども、今後村でのSDGsに対する、今後どうやって取り組んでいくのか、今、そういったものが、もしあれば、お願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、前段で御答弁したことに尽きるかと思いますが、私どもも中期計画を5カ年をつくる、そしてそれを常にチェックをしたり、あるいは予算の中に反映をしたりしているわけでありまして、こういった一つの見方、まとめ方を参考にさせていただきながら活用させていただきたいというふうに思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） この基本計画に関して、また、先ほどのデザインセンターであるとか、このSDGsのことについて伺いましたけれども、今後の青木村の将来の村づくりに対して、どのように考え、どのように向かっていくのか、教えていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） そうですね、その課題というのは、今の課題、5カ年計画をつくった考え方ですけれども、5カ年の計画ではなくて、10年先、20年先の村を見ながら5カ年の計画を立てることがポイントであるというふうに思って、今回の5カ年は策定されております。そして、5カ年たてばいろいろの事象が変わってきたり、世の中の動きが変わってきたりしますから、その時点で時点修正をしたり、解除したりということであるわけでありまして。

課題は、先ほど申し上げましたように、2つに加えて言えば、やはり全世代に関係するような社会保障の考え方ですね。これは大変大きいと思いますので、超少子化、高齢化、それから財政問題、そして社会保障、この3つを大きな柱として今後、私どもの行政というのは、取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） それでは、続きまして、有機農業と青木村について伺いたいと思います。

最近よく聞く言葉で、オーガニックという言葉があります。スーパーへ行けば、シャンプーや化粧品などにもオーガニックと書かれているものを見かけます。それはオーガニックコスメなどと言われていますけれども、食品売り場などでも、まだ少ないですけれども、オーガニックと書かれていたり、有機と書かれた野菜や加工品も目にするようになってきました。我が国では平成18年度に策定された有機農業推進法において、有機農業を、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組み換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した、農業生産の方法を用いて行われる農業をいうと定義されています。

また、この食品に関しては、有機食品の認証制度というものがあまして、有機JASというものがあ、その認証制度を通過したものだけ、オーガニックであるとか有機という言葉をつけていいと、そういうふうに仕組みとしてはなっています。

また、その一方で、都市部や若者を中心に広がりつつありますオーガニックの考え方があります。それは、文化的な意味合いで使われるものでありまして、そういったオーガニックのものを取り入れた暮らし方そのものを指してオーガニックライフなどと呼んだりします。どうしても有機といいますと、農業のことばかり考えてしまうんですけれども、もう少し広がった意味合いがあるということを、まず御理解いただきたいと思います。

このように、有機であるとか、オーガニックという使われ方がいろいろあるわけですが、時代の流れに合う形で広がりつつあります。

青木村としては、この有機農業をどのように理解しているのでしょうか。

お願いします。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） オーガニックライフについて勉強させていただきました。

昔の人は、化学肥料が入ってきたのはごく最近ですよ、この100年ぐらいですから、私の父、母、宮入議員の祖父母というのは、本当にこのオーガニックライフを享受していたんじゃないかというふうに思っております。

有機農業をどういうふうに認識しているか。かたく言えば、有機農業推進法の中には、化学的に合成された肥料及び農薬を使わないこと。そして2つとして、遺伝子組み換え技術を

使用しないことを基本とする農業生産で行われている農業、こういうことになるかと思います。もうちょっとかみ砕いて思いますのは、今、オーガニックライフの中でも御質問の中にもありましたように、やっぱり環境保全に配慮した農業ということも大きなこと、もうちょっと言えば、自然循環機能を大事にするということではないかというふうに思っております。環境への負荷を低減させる、それから生物多様性の保全、こういったことも、今、宮入議員のお言葉をかりれば、オーガニックライフあるいは有機農業というふうに捉えてきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 有機農業を御理解いただいているという前提でお話を進めさせていただきたいと思います。

長野県でも、去る8月26日に、佐久市にて長野県有機農業推進プラットフォームキックオフイベントというものが開催されまして、私も参加してまいりました。定員150名のところを200名以上集まったとされていまして、関心の高さを感じるイベントでした。今回の動きは、長野県として有機農業を推進していくんだというものでありまして、とても強いメッセージを感じました。また、参加された各関係者の方々もやる気に満ちていました。

この県の組織は、各自治体とも連携していくという方針ですが、青木村としてはこの組織とどのようにかかわっていく予定でしょうか。

お願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 有機農業に関しまして、青木村の関係でございます。

今、議員さんがおっしゃられました長野県の有機農業の推進プラットフォームキックオフイベントですね、そちらには役場のほうも職員が参加させていただいております。

この有機農業の推進プラットフォームという関係でございますが、長野県では、平成30年4月に第3期長野県有機農業推進計画を定めまして、実践者の自主性を尊重しながら、有機農業生産の拡大に向けアドバイザー体制の構築、また有機農業の理解を高めるための研修会等を開催していく、また、消費者や生産者のネットワーク化ということで、長野県有機農業推進プラットフォームを8月に設定しております。

宮入議員さんも参加されたということで、私どももその復命を見させていただきまして、これからのいろんな意味での農業の形態かなというふうに認識はしております。このプラットフォームにつきましても、実践者が自由に、自主的に参加し、情報交換等のつながりの場

などの活用が期待されるというもので、青木村でも、村内に点在する有機農業者がさらにまとまり、情報交換や研修、イベントなどを通じて、経営が安定していけるような、そんなプラットフォームへのまたいろいろな参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、村民に有機農業に関心を持ってもらうような機会を捉えて情報を提供しながら、県主催の研修会や事例紹介など、有機農業の理解と支援を今後いろいろ研究し、図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） せっかく県でできた組織ですので、連携していただいて、青木村にも実際、有機JASを取ってやられている方というのは、私の認識ではいるようには思っていないんですけれども、その栽培法としては、そういった栽培法でやられている方、別に出荷されないで本当に自分で食べるものだけそういったことをやっている方も含めると、意外とたくさんいらっしゃるかとしますので、そういった情報提供なんかは、ぜひやっていただきたいなと思っています。

続きまして、竹チップ、竹パウダーの農業利用に関しまして伺います。

昨年導入されました竹チップの粉砕機ですけれども、説明会や講習会に参加された方が非常に多く、関心が高かったと思われますし、有機農業を行う上でも活用が期待される場所なんですけれども、現在までの竹チップの粉砕機の利用状況であるとか、何か活用状況というのがもしありましたら教えていただきたいんですが。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 竹チップ粉砕機の活用でございますが、平成31年2月に、この竹チップの利用についていろんな検討を始めた中でございますが、今まで2回しかまだ利用されておりません。やはり利用につきましても、作業する方につきましては、農環境の秋から冬が作業しやすいかと思われませんが、これからさらに活用を促していきたいというふうに考えております。

竹パウダーにつきましては、集じん機の導入をしたところでございまして、これからまた試運転もしたところでございますが、今後利用を進めてまいりたいと存じます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 利用状況2回のみだということなんですけれども、これからが使われるのではないかとということを伺いました。ぜひ、活用されることを望みます。

実際に、竹チップなどを利用した応用状況であるとか、何かそれを使った農作物の栽培の

成果とか、何かそういったものがもしあれば教えていただきたいのですが。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 平成30年度に元気づくり支援金事業の一つとして効果検証を進めました。村で用意した畑で、竹パウダーありとなしの両方の土壌で、ホウレンソウとコマツナを試験栽培し、土壌及び作物に与える効果について分析をいたしました。

今、検体は幾つかの検体の状況からでございますが、そこから申し上げますと、土壌においては、竹パウダーありのほうが窒素含有量が高くなり、植物が生長しやすい状況というふうに認識しております。

また、作物については、当試験栽培において数検体調べた上で、竹パウダーのほうが重量も上回っていることから肉づきがよろしいということで、そういうような状況でした。

作物の成分の分析では、糖度やビタミンC、ベータカロテン等の数値が竹パウダーを含んだほうが多いものもあり、食味や栄養にも良好に作用されるということが想定されます。

一部の抽出データからでしたが、土壌条件やパウダーの配分など、研究課題等がまだまだあるところでございますが、今後、竹を活用した農業振興に期待をしているところです。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういった研究をぜひ続けていただいて、農業者の方が竹チップであるとか、竹パウダーを使うといいものができるという、そういったいい循環をつくっていただければと思います。

また、最近では、野菜なんかも機能性をPRした、ある特定の栄養素がたくさん入っている野菜とか、そういったことが非常にPR効果があったりもしますので、またそういった成分的なものを検査していただいて、そういった特徴がもしあるようでしたら、そういったものを全面的に出して、何かPRしていくというのもありかなと思います。

粉砕機に関しては、利用する際なんですけれども、竹チップ粉砕機は講習会に参加しないと利用することができないんで、なおかつ個人で使うことができないということが前提となっています。

ある村民の方から、個人の山で竹を処分したいんですけども。自分自身は、粉砕機は使えないんですけども、自分のところの竹の山を何とか使ってほしいと、費用も払いたいんですけどもどうしたらいいのかと。村でせっかく粉砕機が入ったんだったら、ちょっとやってほしいんだけどという依頼があったんですが、そういった場合に、どういうふうにしたらいいのかということがまだ決まっていないのか、ちょっと私自身まだ理解できていないんです

けれども、こういった竹チップ粉砕機を使えない人が、例えば、許可された団体の方に依頼して作業をしてもらえるような仕組みというのをつくってほしいんですけども、もしつくられているのであれば、それをちゃんとした形で広報していただきたいんですが、今の状況はどうなっているか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 議員さんおっしゃられましたように、今回、竹粉砕機の作業に当たっては、購入になっても安全面から3年以上いて、なおかつ機械の扱いについて講習会を受けた方を限定させていただいております。

今、お話がありましたように、全くそのような講習がないけど、やはり自分の竹林を大切にしたいという思いの方もいらっしゃるかと思いますので、それにつきましては、この竹林の作業に当たっては協議会がございまして、事務局が建設農林課になってございます。私どもものほうに御相談をいただければ、またその間をつなぎまして、作業をやっている方にお話しをして進められればと思っております。

ただ、粉砕機は大型機械ということで、機械の輸送、また作業も費用がかかるということもございますので、それはまた御相談、作業グループとの話になるかと思いますが、いずれにしましても、間に入りまして、窓口として承りますので、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 村が窓口となって御紹介することが可能だというふうに承りました。

私、相談を受けたのは1人ですが、講習会を受けている人数であるとか、村民の方の関心の高さのことを考えますと、そういう方がまだ結構いらっしゃるんじゃないかと。使い方はわかったけどそれだけのグループはまだつukれないとか、もしかしたらあるかもしれませんし、そういった方、やっぱり竹の林を何とかしたいという方が問題の解決ができるような形で、できましたら広報等でもそういったものがあつたら相談してくれみたいな感じで入れてもらえるといいかなと思います。

よろしくお願ひします。

また有機農業の話に戻りたいと思います。

有機農業に関しましては、自治体がいろいろ支援した形での成功事例というものが幾つかあります。ここでは、千葉県のいすみ市と石川県の羽咋市の事例を御紹介したいと思います。

どのようなことが行われているかといいますと、千葉県いすみ市では、現在、小・中学校

の学校給食の米が全量、いすみ市産の有機米、無農薬のお米が使われているということでした。このエリアでは、ほとんどいなかったといわれる有機農家で、2013年は無農薬のお米の栽培面積が22アールだったそうです。それが、今、2018年には17.1ヘクタールにまで拡大したそうです。これは、市長が有機農業推進を打ち出したことから始まっています。農家からは1俵60キロ、2万円で買い上げ、給食費との差額、年間500万円については、市で補填したということです。

このことは、広くニュースとなり、またSNSで拡散されて多くの人が知ることになりました。2017年の10月から有機米の学校給食が始まりましたが、当時、私もそのニュースをSNSでこの話を知りました。農業者にもメリットがあり、食育、地元のイメージアップのPR、新たな移住者や農業者の獲得と、これを行うことでいい循環が生まれているということです。

また、石川県羽咋市の場合は、自然栽培という農法ですが、農薬や肥料を使わない農業を市で推進しています。ここの特徴は、羽咋市と地元のJA、JAはくいとが、はくい式自然栽培という農法をブランド化して、ブランドを確立することを目指しているというところにあります。

JAはくいでは、自然栽培の塾を開くなどサポートもあり、都心部から移住してくる農業者がふえ、耕作放棄地解消となり、地域の活性化にも役立っていると言われています。

これは事例でありますので、そのまま青木村で行えるのかというところではありますが、時代の流れであるとか、例えば今、オリンピックがあるということで、選手の人たちに食べていただく野菜の基準のことがちょっと前に話題になりましたけれども、本来であれば、有機のものを求められていたということもあります。

こういった時代の流れ、県の有機農業の組織をつくるという動き、こういったものを考えますと、今後、取り入れていくということは何か突出したものでもないかと考えますし、ぜひ検討していくべきものではないかと思います。

私が言いたいのは、全面的に何か切りかえてほしいとか、そういったことを言っているのではなくて、そういった農業のスタイルというものをお互い認め合って、そういったものも含めて推進していくというやり方ですね。いろんなやり方はあるんですけども、青木村でもそういった有機農業を今後の政策の中に組み入れてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 5カ年計画の農業分野の4本の中の柱の一つに、農産物の品質向上というところがあるんですが、この中に低農薬栽培あるいは有機農業、自然農法の導入と消費者の安全・安心に対するニーズを踏まえてという位置づけもしているところでございます。

私の埼玉にいる知人も、青木あるいは青木周辺で有機農業でつくったいろんなものがあつたら紹介してよというふうに熱心に言ってくれる方々も、グループもおられますので、青木村だけではなくて、いろいろなところでそういうことが期待されているところもあるのかなというふうに思います。

それからもう一つ、全てをやれということではないという部分では私も少し安心はしたところがあるんですけども、例えば、道の駅でこういうものだということを紹介しながら、いわゆる差別化した、高く売れる、手間暇かかった分だけ高く売れるというようなことも、米に関して少しやられておられる方もいらっしゃいますので、こういった先例がありますので、参考にしたいと。

それからもう一つは、竹チップだけが有機ではないにしても、これだけの竹林があつて、県の補助等をいただいて粉砕機もありますので、そういった活用の中でこういったことを考えていきたいというふうに思っております。

それから一つ、上田へ行くとき、あるところをよく通るんですけども、そこの一体がヒエが物すごい、あれ背丈が高いので目立つんですよ。だからこれはどういう原因なのかなというふうに思いますけれども、その地域だけ物すごいヒエが、本当に半分といったら大げさかもしれませんが、3分の1くらい、目に立ちますから目立っているんですけども、これが有機農業でやっているかどうかは承知しておりませんが、隣近所に迷惑をかけないでやることも大事であろうというふうに思います。

ですから、一定の区域を区切ってやるとか、限定されたところでやるとか。なかなかこの間もアイガモが盗難に遭ったというような話出ていましてね、これはなかなか難しいこともあるんだなというふうに思いましたけれども、これから我々の体が求めるものというのは、昔の人たちがやってきた方法が一番日本人の体のいわゆる内臓とか、そういうことに合うだろうというふうに思いますので、中期計画にもありますように、この分野も一生懸命やっていきたいと思っております。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 青木村でもこれからそういった有機農業を目指したいという方、特に若い人たちが多くいますけれども、そういった人たちが来たときにサポートしてあげられる

ような、できれば本当は村で組織があればいいなと思って、私もずっと活動はしているんですけれども、それがさっきのまちづくりではないんですけれども、村全体のイメージになったり、先ほども給食とかが入ると農業全体がそこで循環して、お金も含めてなんですけれども、ぐるぐる回ってきますので、そういった何か最初の仕組みづくりというのは、ある一定の形で、行政のほうでかかわっていただけたらなとは思っています。

もちろん、若い人たちだけではなく、リタイアされた方が今後農業をされるというときには、そういった農法でやられる方もいらっしゃると思いますので、そういった方に村としても指導できるような体制があると、もちろん一般的な観光の栽培も含めてなんですけれども、その農業全体の中の一つの農法も、村としてもサポートできるという体制がとれれば、より多くの人たちが満足して青木村で暮らすことができるのではないかと思います。

私からは以上です。

○議長（宮下壽章君） 1 番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました 6 人の議員の質問は、これで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（宮下壽章君） 引き続いて会議を進めます。

これより平成30年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 以上で総括質疑を終了いたします。

◎委員会付託

○議長（宮下壽章君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第 1 号から議案第 7 号までを常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） それでは、委員会付託の案件につきまして、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（宮下壽章君） 資料はお手元に届きましたか。

片田事務局長より内容について説明申し上げます。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和元年第3回定例会議案等委員会付託明細について御説明申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、今、お話がありましたとおり、議案第1号から議案第7号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下、報告2件と議案第8号から17号、6月定例議会時の議案第2号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号平成30年度青木村一般会計決算の認定につきましては、次のページをお願いいたします。

歳入につきましては、2枚目と3枚目になりますけれども、該当するページにつきましては、左側に記載してあります12ページから33ページまで、よろしくをお願いいたします。

歳出につきましては、4枚目になりますけれども、該当するページは34ページから101ページとなります。

また、特別会計につきましては、表のとおりとなります。

なお、付託の委員会名につきましては、右端の欄におのこの記載してございます。委員会をお願いすることになります。

最初のページに戻っていただきまして、議案第2号と6号、7号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第3号から5号までにつきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明をいたしました。

よろしくをお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 何か不明点等、ございますか。

〔発言する声なし〕

◎散会の宣告

○議長（宮下壽章君）　以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

散会　午後　３時５７分

令和元年 9 月 2 4 日（火曜日）

（第 3 号）

令和元年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和元年9月24日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 健全化判断比率について
- 日程第 4 報告第 2号 資金不足比率について
- 日程第 5 議案第 1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 6 議案第 2号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 3号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 4号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の
認定について
- 日程第10 議案第 6号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 7号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 8号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例につい
て
- 日程第13 議案第 9号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第12号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第13号 教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議案第14号 令和元年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第19 議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第20 議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算
について
- 日程第21 議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第22 議案第 2号 青木村火入れに関する条例について（委員長報告）

出席議員（１０名）

1 番	宮 入 隆 通 君	2 番	坂 井 弘 君
3 番	松 澤 正 登 君	4 番	金 井 とも子 君
5 番	宮 下 壽 章 君	6 番	沓 掛 計 三 君
7 番	居 鶴 貞 美 君	8 番	小 林 和 雄 君
9 番	堀 内 富 治 君	10 番	山 本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室 長	片 田 幸 男 君	参 事 兼 建設農林課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長	小宮山 俊 樹 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	多 田 治 由 君
商工観光移住 課長兼商工 観光移住係長	中 沢 道 彦 君	教 育 次 長 兼 公 民 館 長	宮 下 剛 男 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	住 民 福 祉 課長補佐兼 地域包括支援 セ ン タ ー 長	宮 澤 章 子 君
建 設 農 林 課 課長補佐兼 農業振興係長	稲 垣 和 美 君	建 設 農 林 課 長補佐兼国土 調 査 係 長	小 林 義 昌 君
建 設 農 林 課 課長補佐兼 上下水道係長	横 沢 幸 哉 君	税 務 会 計 課 課長補佐兼 資産税係長	奈良本 安 秀 君
総 務 企 画 課 課長補佐兼 企画財政係長	小 林 利 行 君	総 務 企 画 課 事業推進 係 室 長	塩 澤 和 宏 君
住 民 福 祉 課 住民福祉係長	上 原 博 信 君	住 民 福 祉 課 保健衛生係長	早乙女 敦 君
総 務 企 画 課 庶 務 係 長	宮 澤 俊 博 君	税 務 会 計 課 住民税係長	増 田 憲 寛 君
建 設 農 林 課 建設係長	小 山 明 之 君	教 育 委 員 会 教 育 係 長	金 井 大 介 君

総務企画課
総務係長

小 林 宏 記 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

片 田 幸 男

事 務 局 員

小 林 宏 記

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（宮下壽章君） 皆さん、おはようございます。

本日は審議採決日となっております。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（宮下壽章君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第2号、議案第1号から日程第22、議案第2号の青木村火入れに関する条例についてまでを議題とし、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第1号及び第2号の討論、採決はありませんので、御承知おきください。

◎委員長審査報告

○議長（宮下壽章君） 各委員長より、委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について、委員長より報告をお願いします。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） 令和元年9月24日。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

委員会審査報告を申し上げます。

議案第1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会関係分のみであります。

歳入については、村税の未納者への対応やふるさと寄附金の収入と経費等の関係について質疑、意見がありました。

歳出については、総務企画課、税務会計課関係では、各種補助金の支出状況とその効果、

ムチンデンゲンバス運行事業への負担金、情報センター維持管理状況、地方創生の取り組み状況、大規模停電に対する対応などについて質疑、検討がされました。また、建設農林課、商工観光移住課関係については、新規就農者や市民農園の利用状況、松くい虫対策、空き家対策、村営住宅の状況などについていろいろと意見がございました。

反対討論はなく、賛成討論では、村税も高い収納率を維持しており、限られた財源の中、有効に資金の活用がされているという状況であります。

なお、地方創生の取り組みや公共施設への公衆無線LAN整備、それから道路、水路の修繕、松くい虫への対策など厳しい財政状況の中、村民の生活に密着した事業について確実に事業が展開されており、評価できます。今後も健全な財政を維持する中で、さらに事業の推進を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第3号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定についてであります。

歳入については、料金の収入未済額の状況及び徴収対応について質疑及び意見が出されました。

歳出では、村単工事夫神地区の配水管敷設工事、上水道等の施設監視装置設置や市ノ沢の浄水場の稼働に伴う滝川浄水場との連携状況、耐用年数の過ぎた水道管の更新内容の質疑が出されました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第4号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について。

別荘管理の今後の方向性や対策について質疑があり、討論なく全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をしました。

議案第5号 平成30年度青木村特別環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について。

質疑なく、討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

以上でございます。

○議長（宮下壽章君） 続いて、社会文教委員会について、委員長より報告を願います。

居鶴社会文教委員長。

○社会文教委員長（居鶴貞美君） 令和元年9月24日。

青木村議会議長、宮下壽章殿。

社会文教委員長、居鶴貞美。

社会文教委員会に付託されました案件につき、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第74条の規定により御報告を申し上げます。

議案第1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定についてであります。社会文教委員会関係部分です。

教育委員会関係では、10月から始まる幼児教育無償化の概要、中学校におけるICT整備状況、図書館の購入図書の内容、中学校の部活動における外部指導員などについて質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、清浄園爆発事故及び脱退に伴う精算処理、母子父子家庭医療費給付補助金の支給状況、生活保護の相談や対応状況、介護予防マネジメント費の内容、青木診療所整備事業補助金の使徒、長和町汚泥再生処理センターの負担金などについて質疑応答がなされました。

歳入では、文化・体育施設等の利用者増大に努め、歳出では、住民福祉課並びに教育に寄与する支出が適切に執行されたとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第2号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。

国保事業の県委託に伴う影響と今後の見通し、滞納対策としての短期保険証発行状況、1人当たり医療費等の県内順位、保険者努力支援制度の算定内容、特定健診、特定保健指導の状況などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第6号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてであります。

介護保険料の収入未済額の内容や現在の介護保険料、介護保険制度の今後の見通しや介護老人福祉施設への入所状況などについて質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

議案第7号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。

後期高齢者医療保険料の収入未済額の内容、介護保険料との重複滞納者の状況について質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上であります。

○議長（宮下壽章君） ありがとうございます。

◎報告第1号の質疑

○議長（宮下壽章君） それでは、初日の9月11日議会の開会日にお配りいたしました議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 健全化判断比率について、質疑のみを行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 報告第1号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第2号の質疑

○議長（宮下壽章君） 続いて、報告第2号 資金不足比率について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 報告第2号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定について質疑を行います。

質疑はどうでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、平成30年度一般会計決算の賛成の立場で討論を行います。

歳入総額29億2,772万2,000円、歳出総額26億9,311万6,000円、歳入歳出差引では2億3,460万6,000円の黒字となりました。財政状況及び公営企業の経営状況を示す数値も良好で、健全な財政運営がされております。

歳入では、村税は収入が4億1,200万5,000円で、歳入総額に対する構成比は14.1%、前年度より584万2,000円の増で、個人住民税、法人税、固定資産税、軽自動車税、入湯税の増と村税総収入額では1.4%の増となっています。徴収率では99.3%で、前年より0.1%の増となり、滞納整理に関しては職員の努力が認められ、改善に向けての取り組みがされています。村債では、後年度に全額地方交付税で措置されている臨時財政対策債、緊急防災減災事業債、辺地対策事業債と有利な財源確保に努力されました。

歳出では、総務企画課関係では、地方創生推進交付金事業で、タチアカネそば推進プロジェクト、公衆無線LAN環境整備支援事業に、住民福祉課関係では、国庫特別会計への3,000万円弱の繰り出し、1,000万円の基金繰り入れが行われたことは、厳しい村財政の中でも最大限の努力を行い、国保保険料の値上げ幅を極力抑える努力をしており、評価いたします。また、児童センターへのエアコン増設を年度内に整備したことも、子供の命と安全を最優先する姿勢のあらわれと高く評価します。

総務農林課関係では、村単舗装・排水路修繕に49カ所、保全松林健全化整備事業委託料に、また商工観光移住課関係では、住民移住促進費、道の駅関連施設運営費など、厳しい財政状況にあって、予算現額に対する執行率は、繰越明許費を含め97.4%と成果を上げていることを評価いたします。

また、教育委員会関係では、準要保護等児童生徒就学支援金の入学準備金を入学前に支給するようになり、子供の命と経済的困難を抱える保護者を励ます施策となりました。また、小・中学校においては、ICT教育機器の導入刷新が進められました。今後も健全な財政運営と事業推進をお願いして、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第1号 平成30年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定

されました。

◎議案第２号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第２号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第２号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第２号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第３号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第３号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第3号 平成30年度青木村簡易水道特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続きまして、議案第4号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第4号 平成30年度青木村別荘事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可

決、認定されました。

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第5号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第6号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第6号 平成30年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第7号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第7号 平成30年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のと

おり可決、認定されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第8号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例について質疑を行います。

質疑はありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、何点か続けて質問をさせていただきます。

御提案いただきました2ページに第6条が載っておりますけれども、これにかかわって、まず1点目、質問をいたします。

職員の給与に当たる部分でありますけれども、給料表の適用についてはそのとおりですが、号俸について、規則で定める基準に従い任命権者が決定するとなっています。この「規則で定める」の基準がわかりません。規則は追って定めるという説明であったかと思いますが、これについて説明できる部分がありましたらお答え願います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さん御指摘のとおり、規則で定めるということでございまして、詳細についてまだ検討してございません。また、組合ともまだその辺のところ話をしておりませんので、詳細を詰めまして、職員組合等とも折衝して決定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、この点にかかわって確認をしておきたいと思いますが、給料月額、現時点の臨採なり嘱託職員の給料月額を下回らないものであること、あわせて期末手当分も含めて、現時点の年収額を下回らないものであるということを確認させてもらってもよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） その方向で検討しているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 続けて2点目の質問になりますけれども、9ページの附則の部分であ

ります。

この部分では、給与改定が行われても、当該条例の施行の日の属する年度の翌年度の4月1日からこの効力が発するというふうな内容になっておりますが、この点については、給与改定による年度内遡及をしないことをうたったものであるというふうに解釈できるわけですが、その理由は何でしょう。

○議長（宮下壽章君） 小林総務係長。

○総務企画課総務係長（小林宏記君） お答えいたします。

この会計年度の任用職員の給料の決定に当たりましては、一般的に常勤の職員の給料の決定とは少し違ったといえますか、会計年度任用職員の給料の表の適用につきましては遡及適用というものがなじまないというような判断をして決定をしたものでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 3点目です。やはり給料に係ることですが、昇給はないということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） この辺もこれから、どんなふうに運用していくかということは、詳細を詰めていかなくちやいけないと思っております。ただ、一般職のような定期昇給があるかどうかということについても含めて、これからまた詳細を詰めていきたいというふうに考えています。当然、勤務実態に応じて昇給はあり得るということでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 次の点ですが、本村においては、こうした前の臨採、嘱託職員の年度がわりの空白期間、自治体によってはそれを設けているところもあるわけですが、これについては本村では設けていないということで聞いておりますけれども、そういう確認でよろしいかどうか。

また、あわせて次の年度、再度の任用についてですが、その再度の任用については妨げない、またその回数も制限しないということが従来の中でも行われてきていると思えますけれども、この点についても御確認をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 従来の方法をそのまま踏襲していくという方向で検討してございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 次に、近隣の自治体の様子を見ますと、この制度発足に伴って、臨採者の切り捨てといたしますか、民間委託化、そういったことで乗り切っていこうとするような動きも見られているかと思いますが、本村においてはそうした民間委託化は考えない、今後についても考えないということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 業務によって、業務そのものを委託するというようなことはある可能性もございますけれども、人材について、人材派遣じゃないですけども、そういうようなことで委託していくというようなことは現状考えてございません。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 制度変更に伴う新たな人件費はどれぐらいに上昇するのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらのほうについては、国からも調査等が来ておりまして、回答した数値でございますけれども、主に本村の場合、ふえてくる人件費というのは退職手当に係る関係です。こちらのほうが純増してまいります。そんな関係で、おおむね1,400万円程度の増加が見込まれております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 最後ですが、最初の部分の質問にも若干お答えがありましたけれども、職員団体との協議についてであります。

今後、規則を定める中で、そうした職員団体との折衝も行っていくという御答弁ではありましたけれども、総務省発行の会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアルの中では、平成30年度までをめどに協議を行うとしており、その協議を経た上で関係条例を議会に上程というふうに順番はなっておりますが、職員団体との意思一致以前に議会でこうして提案していることについてはいかがなものかというふうに思うわけですが、この点についての見解をお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今回の条例につきましては、大枠という段階でございまして、詳細な労働条件、あるいは勤務条件等につきましては、今後規則の中で決めていくという中でございます。当然、全職員を対象に何度も説明会を実施して行っているところでございます。本条例制定前にも、もう数回、全職員を対象に説明会等を実施し

て、十分職員間でも理解ができているという形の中で、今回、条例のほうを上げさせていただいた経過がございます。今後については、しっかり労働組合とも協議をして、詳細について決定していきたいというふうに考えてございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について、賛成の立場で討論いたします。

本制度については、この間、総務企画課長から再三にわたり、働き方改革の一環であり、期末手当が支給となるなど待遇改善につながる制度であるという肯定的側面からの説明を受けてまいりました。

しかしながら、御承知のとおり、その一方、本制度は臨時嘱託職員が常駐化し、正規職員を超える数になっており、適正な任用が行われていない、そういった実態に鑑みてこれを法制化し、正当化するために改定された制度であると理解しております。そのため、任期の定めない常勤職員を中心とする公務運営という原則が崩され、固定化する公務員制度の大転換であることを踏まえておく必要があると思います。

そのために、会計年度任用職員は一般職地方公務員とされることになり、地方公務員法で規定された公務上の義務、規律、人事評価が適用され、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務や政治的行為の制限などを受けることになり、また、フルタイム会計年度任用職員には兼業禁止が適用されることとなります。労働条件面で正規職員との格差を残したまま、義務や規律、処罰だけは正規職員並みという、働く者にとっては否定的な側面も持っていることは否めません。

したがって、制度そのものについて私は肯定するものではありません。しかしながら、本制度は2017年の地方公務員法並びに地方自治法の改定によって、来年度4月より制度発足

するものであり、先ほどの質問の中で、制度発足に伴って心配される以下のことが確認できました。本村においては、年間の給与収入が現時点より下回ることがないこと、雇用の中段はこれまでも行っておらず、今後も行わないこと、再度の任用の回数を制限しないこと、臨時職員の民間委託は行わないこと。

以上の点を確認し、本村においては本制度を前向きに運営しようとしている姿勢を評価し、青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案に賛成をいたします。

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第8号 青木村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第9号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第9号 青木村印鑑条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お尋ねいたします。

本条例改正案は、幼保無償化に伴って改正する内容であるのかどうか、疑問が残ります。第5条の第1項から第3項は、概要書に記載されているとおり、いずれも保育料の徴収根拠を明確化し整備したものであり、この改正をしなければ幼保無償化ができないというものではないように思われるのですが、この点について。

また、そのほか幼保無償化に必要な事柄は条文のどの部分に当たるのか、教えていただければと思います。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 坂井議員御質問のとおり、この条例が無償化にすぐにつながってくるというものではありません。ですが、現在の例規ですと、まだ完全に保育料、今回の10月からの無償化に伴う保育料も含めてですけれども、それを執行するに不十分な部分がありましたので、今回、この10月からの法改正を見据えて改正をさせていただいたという趣旨は御理解いただきたいと思います。

それから、無償化の部分につきましては、条例には、本文にはありませんけれども、規則のほうで業者負担額表の見直しをさせていただいておりますので、そちらのほうでの対応をさせていただいておりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 了解いたしました。今、最後の規則でということですが、規則はもう既にでき上がっているわけでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 表のほうはできております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それをお示しいただいたほうがよかったかなと思うんですけど、また後ほどでしょうか、お示しいただきたいというふうに思います。これを検討するに当たっては、そうしたものも含めてお出しいただくのがよかったのかなと私は思うところですが、いかがでしょう。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） じゃ、また後日、提示させていただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 1点お願いします。

10月1日から、今もいろいろ御説明ありましたが、無償化の実施に当たって、今後何か課題としているようなことはあるんでしょうか、お願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 無償化の件ですけれども、御利用いただく皆さんにとりましては、財政的な支援ということで全般的に考えて、御利用いただく皆さんにとってはよろしい制度ではないかと思います。ただ、この議会の中でも御質問等いただいておりますが、財源について、実際に無償化されるその財源の部分について、まだはっきりと国のほうから提示されていない部分ですとか、不透明な部分がある部分につきましては、ちょっと不安が残るといいますか、現時点でははっきり見えない部分があるということで、その部分についてはちょっと明確なお答えができない部分について申しわけないなという考えもあります。よろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第10号 青木村保育所条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） この簡易水道については特別会計を組んで執行しているわけですが、確認をしておきたいと思いますが、消費税の納税義務がある会計なのかどうかを確認をお願いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） この特別会計でございますが、簡易水道につきまして消費税を納税するものでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 年間の消費税額として徴収している額はおよそどれぐらいになるでしょうか。並びに、全額控除額というものもあると思うんですが、それは平均的に見て年間どれぐらいになるでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） お待たせしてすみません。

消費税の還付の関係でございますが、30年度決算では事業費に伴いまして344万8,392円の還付となっております。

それと、消費税の控除の関係でございますが、あれですか、一般の方の対象、控除額というのは消費税の控除している方ということですか。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 消費税を、今の還付額でよろしいかと思うんですけれども、結局控除される分が戻ってくるというふうに考えますので、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、30年度の還付額についてはお答えいただいたとおりかと思いますが、先ほど質問申し上げたのは、消費税額として利用者、村民から集めている中の消費税に当たる部分の額はどれぐらいかということです。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 消費税につきましては、水道料の関係で使用料をいただいております。それが消費税分が含まれておりますので、それを単純に逆算していただいた数字、今までですと8%分が消費税の分ということで算定されております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、毎年水道料の使用料は8,500万円程度かと思うんです、決算書を見ますと。そのうちの、今の御説明では8%に当たる部分が消費税額ということでありますので、おおよそ630万円前後ではないかと算定できるわけであります。

そこでお尋ねをしたいんですが、ここ2016年度以降の予算ないし決算について、この水道会計の消費税に係る部分を洗い出してみました。公課費、消費税納付金として納められている額は、2016年度予算は頭出し、そして決算は支出なし。2017年度予算頭出し、決算は項目なし。2018年度は頭出し、そして支出済額ゼロ。そして、本年度予算が350万円と、初めて消費税額納付金の予算が揭示されてございます。これに対し、消費税還付金は2016年度から2017年予算までは頭出し、ないしは項目なしという形で、雑入としての頭出しはありますが、項目がありません。そして、きちっとした形で出てくるのは18年度予算で300万円という予算があり、そして先ほど課長からお答えいただいたとおり、決算で344万8,392円という数字が上がっております。そして、本年度は頭出しの予算だというふうな形ですが、既に8%の消費税については、そうした年度において制度的には行われているわけですが、実際に払っているのは19年の本年初めて払う予定ですか。

年間、先ほど確認いたしましたように630万円程度の消費税を村民から受け取っていながら、国に納める額については約半分、やや上ぐらいというふうな額の納入が1回予定されるのみであるという、この辺のことについてはどういうことなのか教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 消費税につきましては、毎年度、基本は納めるものというふうに理解しておりますが、直近で言いますと、やはり収入支出のバランスの中で、今回、昨年度まで統合5カ年整備事業におきまして建設事業にかなりの費用を要してございます。建設費に投入する投資的な分というものも加味される中で、消費税のほうも全体の中で計算されておまして、これが通常ですと何とかやりくりしているのは、一般会計からも公債費分ということで充当させていただいておりますが、その充当する中でぎりぎり編成をしている状況でございます。

消費税は、600万円何がしの数字ということでございますけれども、それも今後につきまして、今、公営企業会計というのが来年度から運用されますので、以前より水道経営につきましては、やはり積み立てもできない状況の中でぎりぎり運営する中で、どのような資産台帳の比較をして長期的な戦略を見直ししたいというふうに考えてございますので、その中で適切に対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうなのかなと思いつつも、しかし一方でこういうふうに洗ってみると明確化されていないわけです、消費税に関してその使途が。その点についてはいかがなものかなというふうに思っております。意見については後ほど述べますけれども、その辺が、今後公営企業会計移行という中でその辺も整理されてくるのかなとは思いますが、ややお答えには納得し難いものがございます。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

もとより私は、消費税10%の増税については、国民の生活を破壊し日本経済に大打撃を与えるものであることから、断固反対の立場を貫いております。本条例案もそれに伴った改正案であるというふうに理解をいたします。

しかしながら、10月1日からの消費税増税を前にして、村としては納税の義務を持つ簡易水道料金については国の方針に従って改定せざるを得ないということは理解をするところでもあります。ところが、ただいま質問で申し上げた部分において、村民からの使用料として徴収した消費税額分と納税されていない、そういった部分とを対比したときに、単純にこの部分を見て考えるならば、消費税の納税額、同じぐらいが還付されているという実態を鑑みて、消費税分を果たして住民の使用料に徴収すべきであるのかどうか、それがなくても何とか会計上はクリアできるんじゃないかというふうに私は思うところでございます。

したがって、今回、増税に伴って簡易水道料金を値上げする必要はなく、むしろ、繰り返しになりますが、これまでの消費税8%分についても値下げするのではないかと考えております。よって、本条例改正案には反対をいたします。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

議案第11号 青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第12号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほどの簡易水道と同様の趣旨になりますけれども、下水道の使用料ですが、毎年6,500万円程度というふうにお見受けをいたしました。そうしますと、消費税は480万円程度と算定されるわけでありますが、この分について消費税納付金が示されている部分は、18年度、昨年度決算では490万3,300円、ほぼ匹敵するのかなと思われませんが、それよりも前の年は174万1,500円、あるいは142万200円というふうな数字が出ており、また、還付金については一切触れられていないというような決算の報告であります。

そういう点から、お答えは多分先ほどと同様になるのかと思われませんが、この乖離について、再度公共下水道という立場から質問をしておきます。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 基本的には簡易水道と同じでございますが、下水道事業につきましては、この経年の事業の中で運営をしておりますが、大きな建設費等の投資経費がございませんので、消費税相当分を納めているという状況でございます。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 全く事業をしていないんでしょうか、建設とかそういった。つまり、全額控除になるよう、何かしら事業をすれば全額控除という部分はあると思うんです。実態ゼロなんですか、事業は。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） ゼロではありませんで、運営経費の中でいろいろな修繕とか、いろいろな事業を行っております。その収入と支出の消費税もその分支払いを、例えば修繕費等で事業費を計上した場合に、消費税分も当然相手方に支払っておりますので、そういう全体の中のトータル的に考えて、その差異は余りないというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 理解力が伴っていないのでそこでとめておきますけれども、いずれにしても、簡易水道と同様に消費税額として徴収した分よりも、トータルすれば納付金のほうが少ないように、この何年かのところでは経年的な分を見ますとそうしたことを感じるところでございます。その点を疑問に思うということを申し上げておきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 答弁はよろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例案について、反対の立場で討論いたします。

反対理由は、先ほど青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例案に関する反対討論と同じであります。村民から使用料として徴収した消費税分全額が納税されておらず、このことを鑑みるならば、増税に伴って公共下水道料金を値上げする必要はないものと考えます。村民の生活を守る意味から、本条例改正案に反対をいたします。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

議案第12号 青木村公共下水道条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第13号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命については、人事案件でございますので、慣例に従いまして控室にて説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） ここで、暫時休憩といたします。

議員の皆様は、議員控室へお願いいたします。

休憩 午前 10 時 02 分

再開 午前 10 時 11 分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（宮下壽章君） それでは、村長より説明をお願いします。

○村長（北村政夫君） 議案第13号 教育委員会委員の任命についてをお願いいたします。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願いいたします。

記。住所、青木村大字田沢164番地2、氏名、上原利明さん、生年月日、昭和30年6月12日。

令和元年9月11日提出、青木村長、北村政夫。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮下壽章君） 本案について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第13号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

10時25分より再開したいと思います。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時25分

○議長（宮下壽章君） 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第14号 令和元年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 12ページをお願いします。

節15でございますけれども、工事請負費の中に、村単事業の関係でございますが、捕獲鳥獣残渣処理施設建設工事と、こうなっておるわけでございますけれども、私も猟友会の皆さんからは何回となく強い要請を受けてまいりましたけれども、やっとよかったなという感じがしておるわけであります。

いろいろと調査をしたり、それからいろんな検討をされたというふうに私は思いますけれども、現在の施設の状況についてまずお伺いをし、それから、今度の施設の場所はどこで、どのような形のものを建設していくのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 現在使用している施設には、ほぼいっぱいになりつつある状況ということでございます。また、次の場所につきましては、入奈良本の牧場の一面を利用させていただきまして、そちらに今と同等程度の金網による残渣施設を設置したいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現在の施設がいっぱいになったとすれば、相当深いところまで入っているかなと私は思いますけれども。この施設は、最終的にはどういう形にして返すんですか。きれいに元通りにして返すのかどうか、その点もお願いしたいと思いますし、もう一つ、それから地元の皆さん、非常ににおいがとにかく大変だと思いますけれども、その辺の了解、それから資料等ができておるのかどうか、お伺いをします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 現在の施設につきましては、現況を撤去しまして、土を盛りつけて原状復旧に近い形につくりたいと考えております。新しい施設につきましては、かなり山手の上のほうでございますので、そのにおい等も考慮しながら、石灰など、何かまくものを考えたりということで対応は考えております。

○議長（宮下壽章君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） いろいろと意見を聞いておるわけでございますけれども、猟友会の皆さんはもう承知をされておるようでありまして、良かったと、こういう返事を聞くわけでございますけれども、新しい場所について、入奈良本の皆さんはどんなお考えであるか、お伺いします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 地元の説明会を開催し、了解をいただいております。

○9番（堀内富治君） わかりました。いいです。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 7ページの寄附金についてお聞きをいたします。

五島慶太の関係なんですが、この関係につきましては、総務企画課、また商工観光移住課、あるいはまた教育委員会の関係もあるのか、その3カ所に絡んでいますので、資金のほうも全体的にというのがわかりにくいところもありますのでまずお聞きをしますが、この寄附金007で五島慶太翁顕彰事業寄附金447万円がございます。それで、この関係につきましては、当初予算上では一般寄附金として001から006までありました。それで、この関係が004の青木村ふるさと応援寄附金、この中に含まれるのかどうか、まずお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） ふるさと応援寄附金は別でございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） まず整理しますと、五島慶太未来創造館整備事業ということで1億6,000万円ということで先日御説明がありました。それと、2立てで顕彰事業、VR、バーチャルリアリティーというのがありまして、特にこのVRの関係でお聞きをしたいんですが、ここにクラウドファンディングで280万円、当初予算で計上してございます。それで、これにつきましては先日全協で説明をいただきまして、顕彰活動で335万円、それでVRで231万円、両方で566万円と、このように説明をいただいたと思うんですが、まずバーチャルリアリティーの当初の目標金額がどのぐらいであったのかどうか、この点についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） バーチャルリアリティーにつきましては、当初の予算どおり350万円で当初予算は組んでおります。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） そうしますと、今私が申し上げました566万円ということでは、既に目標金額を突破していると、こういうことでよろしいんですね。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） そのとおりでございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 先ほどの、私がこだわっているのは、ここにクラウドファンディング280万円という設定が予算にしてありまして、これは、実際にクラウドファンディングは、先日は82万5,000円という御回答をいただいているんですが、この280万円という目標を掲げて82万円ですよね。なりましたね。これ、クラウドファンディングというのは全国へ発信をしたわけですよね。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） はい。

○7番（居鶴貞美君） それで、もうこれ8月14日で終了しますよね。これは確定数字ですよ。

それで、要するに予算との乖離、これ大幅にクラウドファンディングで集めようとしたものがこれだけということになると、全国からの協力者が少なかったと、村内もそうなんだけれども、大幅に当初見込んだより少ないだろうと、このように判断しているんですが、その点につきましてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） これにつきましては、前回の全員協議会におきましても、またこれまでも説明申し上げましたとおり、今回、幕開けを用いたクラウドファンディング、初めての試みでございました。それで、実際にネットを用いてネットで寄附を申し込むというのに、年配の方は非常になじまないというようなこと。いろいろな、年配を初めとする多くの方、機械になれていない方になじまないという方などおられましたので、4月中旬に急遽、こちらとしてはどなたでも受け入れられますように、村の中での申し込みの体制を整えたという経緯がございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 私が非常にこだわっているのは、今申し上げたとおり、クラウドファンディング、青木村が第1号だったんですね、青木村にとっても。また、提携先の信用金庫も初めてなんです。それで、初めてにしては、私は非常に残念なのは、280万円という目標を掲げていてこれだけ大きな乖離が出てしまったということは、これは、今御説明をいただいたんですが、トータルではクリアしています。トータルではクリアしているんだけど、肝心のクラウドファンディングが途中でそういう方向転換をされたかどうかはわかりませんが、当初このように目標を掲げて予算を計上したのが、今のこういう結果になっていることについては非常に残念だと、私はこのように思っております。

以上です。

○議長（宮下壽章君） 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 堀内議員の関連なんですけれども、残渣施設がいっぱいで、においとかがいろいろあって、新しい施設が建設されることになってよかったなと思っているんですけれども、位置にちょっと心配な点がありますのでお聞きしますが、まずは冬季間、特に降雪量の多いとき、少ないときは猟友会の皆さんが持っている車でも上っていけるんですけれども、例えば50センチ、60センチ一晩に降ったとかとなると、車のスカートのところまで雪がついちゃうと、もう四駆も歯が立たないと。そうすると、もうキャタピラーの車しかないだろうと、私の経験からそう思うんです。そういった場合に、そのためにキャタピラーの何か、お金をかけて買うというのも大変だし、どこかへ先にストックしておくというわけにもいかないし、弱ったなというので、その辺どんなふうにお考えになっているのかとい

うのが1点。

それから、もう一点は、残渣施設を新しくつくるんだったら、カラスの捕獲施設も併設で一緒につくれば、費用的にも若干かかるだけぐらいでカラスの捕獲施設もできますので、その辺もお考えになったらどうかなというのと、もう一つ、今の施設、大体今のペースで捕獲頭数があつたとすると、猟期、あるいは有害の時期両方含めてですけれども、大体何年ぐらいもつかなと、10年後は大丈夫かなと。えらい根拠のない私の勘なんですが、その辺はどんなふうに踏んでいますか。

以上、3点お尋ねします。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 施設につきましては、除雪関係は確かに冬季間、心配されてございます。あの辺につきましても、やはり雪もあるということでございますが、その辺につきましてもこちらもちよつと心配してございますので、状況を見ながらちよつと対応を考えたいというのと、除雪をしなければいけないのかなという点もございますので、状況を踏まえて対応を考えたいと思っております。

それと、カラスにつきましては、現況カラスの捕獲ということも兼ねてあると思うんですが、なかなかその辺難しいところでございまして、今場所ですと、逆にカラスを呼び込むような施設ということにもなりますので、今の時点ではカラスについては、ちよつと捕獲のためのというふうには考えておりません。今後、運営する中で、3つ目の質問とあわせてですが、やはり1カ所10年ぐらいがいいのかなというふうに考えておりますが、その中でまた、今後検討の価値があるのかなというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） それでは、11、12ページで、商工費の中の移住定住促進費で、補助金が、これたしか当初のお話ですと、U I J ターン就業、創業移住支援事業費補助金ですか、新しい事業ということで、歳入のほうを見ましても、県と国がそれぞれ補助したわけですが、この使途の内容というか、どんなふうな形で使用されていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） お答えいたします。

こちらなんですけれども、今回、首都圏及び首都圏の場合、もしくは首都圏、近畿圏、それから東海圏、これはその地に就職の方がおられた場合にそれなりの経費を支援するという制度でございます。こちらにつきましては、現在、これから、まずはその企業を、村内の企業がこちら国の制度、県の制度の中にある登録企業になる必要があります。そちらの登録企業になったところに就職いただくときに初めて支給ができるという制度でございます。移住してその企業に就職する場合。

ですので、今後、私どもの業務の進め方とすると、商工会と連携を取りまして、まず登録企業に村内の企業がなっただき、そしてそちらに移住していただき就職いただくという仕組みをつくるということが今後の課題ということで事業を進めたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 何となくわかって、わからないような感じなんですけれども、それぞれ、U I Jそれぞれの意味があると思いますけれども、要は青木村からほかへ、例えば大都市じゃなくて近隣の都市へ就職すると、そういう場合も支援できるんですか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） 逆でございます。青木村に、首都圏の方が青木村の企業に移住して就職すると、そのような場合に支援が成り立つと。しかるべき登録している企業に、県の制度の中で登録していただいた村内の企業に、青木村に移住してそこに就職していただく場合に支援がなされるという制度です。

○議長（宮下壽章君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） そうすると、要はUターンする皆さんに支援ができると、こういう考え方ですか。

○議長（宮下壽章君） 中沢商工観光移住課長。

○商工観光移住課長兼商工観光移住係長（中沢道彦君） Uターン、Iターン、Jターンの場合も全てです。

○議長（宮下壽章君） ほかにございませんか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 10ページの地方創生プロジェクト事業の関係でお伺いいたします。

真ん中辺の19負担金補助及び交付金の負担金でございますが、学芸員の資格取得のために大学へ通っていただくということで予算化されておりますが、今までこういった資格はなかったんですけれども、これはあれでしょうか、やはり五島慶太翁の記念館をつくるというこ

とに際して必要になったので取りに行かれるということによろしいのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本村には、残念ながらこれまで学芸員の資格を持った職員等はおらなかったわけですが、今回の、今、議員さんがおっしゃるとおり、五島慶太記念館ができるということもございまして、今後の運営のことを考えても、やはり学芸員の資格を持った者がおったほうがいいだろうということの中で、取得者に対する負担金という形でお支払いするものでございます。

○議長（宮下壽章君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） いろいろな、あそこには民俗資料館とか、いろいろ施設があるわけですが、あそこ全体を統括していただくということによろしいのでしょうか。

それで、ちょっとさらに職員は異動されると思いますけれども、異動された場合のその後のことについては何かお考えはございますでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 周辺施設全体を統括していただくということに関しては、そのとおりでございます。また、そこに異動になって行ったものがその都度資格を持っていれば、それはいいことなんですけれども、なかなかそういうことがかなわない場合もあるかと思います。ほかの資格に関しても庁内で何名か持っていて、その方の助言をいただいているようなケースもございますので、今後の館の運営、また人の入り状況、その辺も加味しながら今後のことはまた対応してまいりたいと考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 9ページ、10ページ、村営バス運行管理費の節13委託料、評価検証業務委託料なんですけれども、コンサルの委託費用などが入っているということなんですけれども、この進め方であるとか、スケジュール感を教えてください。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） こちらにつきましては、現状の村営バスの運行状況について課題等があるということは、議員さん方からの御指摘もあるところでございますけれども、今後の運行形態についてどのようにしていくかということの中で、アンケート調査、ニーズ調査といいますか、住民の皆さんの御意向を確認して、今後の方向を見出すための委託料ということで取らせていただいたものでございます。

バス年度が10月から9月までというような年度で動いておりますので、次回の公共交通会議が恐らく来年の6月ぐらいには開催の予定でございますが、そこでどの程度のものまでが
お示しできるかわかりませんが、最短でそこにお諮りをして、翌10月から新たな方向
になるかどうかですけれども、そんな形で運行していくというスケジュール感を持って、
今お願いをしているところでございます。

○議長（宮下壽章君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 社会福祉協議会で行おうとしている、そういったものの兼ね合いと
いうのは、これはどういうふうにかかわっているんでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 補正予算でお願いしているのは、今、課長が答弁申し上げたとおりで
ありますけれども、今議会、決算を通していろいろ委員会等で、交通弱者といいたまうとか、
空白地帯含めていろいろ御提案いただいておりますので、委託費はこういうことですが、
も、議論は、今、宮入議員が御質問いただきましたようなこともトータルとして議論をして
いきたい。そういう中で、バス、あるいはほかのボランティアとか、いろいろ役割分担ある
と思いますので、それを一緒にやっていきたいというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 13、14ページをお願いします。

小学校費の中の工事請負費38万5,000円ですが、防犯カメラということなんですが、何台
ぐらい設置して、それから管理はどうするのか。それから、定期的に内容を見るとか、ある
いは何かあったり、何かほかの機関から見せてほしいというようなときに提出するとか、と
にかく設置台数と運用の方法、それから運用の責任はどなたがどんな形でやるのか、その辺
をちょっとお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 御質問の防犯カメラですが、昨年の新潟の女児殺害事件を受けて、
国からも推奨をかなりされていたものでありますが、設置場所は校舎側から国道方面を映す
ように設置すると。機能仕様ですが、カラーの200万画素を考えておりまして、SDカード
へ録画すると。記録時間は1週間程度、電源は校舎から取ると。それから管理運用ですが、
教育委員会で管理をするというふうに考えております。録音データの再生にはパスワードが

必要で、作業は2人以上で行う。随時見ているわけではなくて、何か事があったときに、1週間程度の記録時間を生かして対応してまいりたいと思っています。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、カメラは1台で、1点だけを見ているんですか。そうすると、例えば学校の裏とかプールのほうから入ってくるとか、あるいは児童センターのほうから入ってくるとか、逆に畑のほうから入ってくるとか、そうした場合は全部ちゃんと捉えられるのかなとちょっと心配なんです。もうちょっとどうですか、台数を3台とか4台ぐらいふやして、せっかくお金をかけてやるんだからと思います。ちょっと何か、正面から堂々と入ってくる人はわかるけれども、そうでない人は、当然そういうよからぬことを考えて入ってくる人は表から入ってこないと思いますし、その辺どうでしょうか。ちょっと心配なんです。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるように、この目的というのはまず抑止効果だと思っていますので、とりあえず今回1台を正面に設置して、今後さまざまな方の御意見をお伺いしながら、きっと考えていくことになるかと思っています。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 私ごとですけれども、私の会社は何台か場所場所に設置してあって、それで、実は警察から、何か事件があって問い合わせがあって、うちのカメラがお役に立ったなんていうこともありまして、とにかく今の時代、防犯カメラというのはすごく普及して、例えば私ら、上田に行ってくる間に50回、100回撮られているだろうなと自分では勝手に思っているんですが、いずれにしても、今回は一応やってみると。それでも、抑止効果も当然ですけれども、あれでしたらもうちょっと、またその点考えてほしいと思います。

○議長（宮下壽章君） ほかに。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 山本議員の上と下にあるんですが、学校管理費の中にエネルギーサービスプロバイダー委託料が出てきましたんですが、この関係についてお聞きをいたしますが、電力会社との委託契約の変更というような説明があったんですが、この時点が出てきたという、当初の予算にはもちろんなかったんですが、その点も踏まえてお願いしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） お答えをいたします。

実は、この関係、役場が先行して7月からこのサービスプロバイダーを変更して契約者を変えたということでございます。このことによりまして、例えばことしの7月ですけれども、ことしの7月だけ1カ月だけの電気料を見まして、役場で21万8,000円ほど昨年より安くなっております。また、8月も13万9,000円、約14万円程度マイナスになっているということで、効果が目に見えてございましたものですから、この大きな電力を使っている施設について、小学校、中学校、また老人センターについて、あと浄化センターについて見直しを行いまして、今回補正予算に上げさせていただいて契約を変えてということでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 電力会社は中部電力のままですね。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今回は関西電力との契約となります。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） わかりました。

それで、これ国のほうからも指導が出ていると思うんです、経済産業省からも。これ村のほうにこういう働きかけがあってやったのかどうか、今、経済産業省のほうであちこち進めているんですが、その点についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 当初、青木村でも、もう何年か前にもこのような話があったとき、ちょっと半信半疑の部分があったことも確かなんですけれども、現在も、県内でも半数を超える四十どのぐらいの市町村がこのような形で電力会社を変えてコストの削減に取り組んでいるというような現実がございまして、本村でも取り入れてみたらどうだろうということで試算をして、これならコスト削減になるなということの中で契約、実際に役場で試験的にやったところ、かなりの効果が得られたということで、今回ほかの施設もということでございます。

○議長（宮下壽章君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 最後にちょっとお聞きしたいんですが、今、関西電力だというお話でしたね。それで、ここは今、中部電力ももちろんですが、新電力会社とか、相当競合するところがあるんですが、関西電力を選んだ理由についてお聞きをいたします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 業者の決定については入札で行っております。結果的に一番安い金額を御提示いただいたのが関西電力さんであったということでございます。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 9ページ、10ページをお願いします。

さっきの宮入議員の、村営バスの関係の評価検証業務委託料の200万円ですけれども、これだけ利用者が少なくて今の制度の中でやっていくには、村営バスは本当に大変だと思うんですけれども、高齢になって免許を返さなければいけないというか、そういうふうな風潮もある中で、とにかく田舎に住んでいる人ほど足は大事だなと、こう思っているんですが、本当に特効薬みたいなものはないんでしょうけれども、そんな中で、制度として、例えば自家用車がある一定の条件のもとで有償で運んでもいいというのを認めようかというような考え方もあるようなんですけれども、とにかくそれは村レベルで考えることではない、国レベルで考えることなんですけれども、これ、どこへ委託して、何を期待して委託するのか、黒字にはなりっこないと思いますけれども、少しでも村民の皆さんの負託に応えて、利便性が上がって村の出し分が少しでも少なくなればそれに越したことはないんですけれども、どんなことを具体的にコンサルタントするのか、何かお金をかけてどんな効果があるのか、ちょっと私は疑問なのでお聞きします。

○議長（宮下壽章君） 片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 委託先については専門業者ということで、こういったことに長けた業者をお願いするわけでございます。

先ほど村長も申し上げましたとおり、青木村にとってどの運行形態が一番なじむのかとか望ましいのか、一番利用していただける方法というのはどういう方法なのかということも含めて、一番は村民の皆さんがどういうふうに感じていらっしゃるかということ进行调查するというところからスタートになりますけれども、その結果を見て、それを参考に議論していくと。幾つかの方法を多分提案していただくような形になるかと思っておりますけれども、そんなことで考えていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、業者の方が現状を調査して、それから村民の皆さんから聞き取りとかもやった上で、それで村民の一番地元のことをよく知っているところとよく協議を

してやってほしいなと思うんですけれども、効果は期待するんですけれども、それは結果論になっちゃいますので、今ここでいろいろ言ったってしょうがないことなので、いずれにしてもそれ、業者からもし結論が出たら、その結論を文書で示してほしい。できたらコピーか何かしてほしいなと。私としてもどんな結果が出るのか楽しみにしているというか期待していますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（宮下壽章君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、セミデマンドをやっておりますけれども、私もデマンドにすれば全て解決するかなというふうでいろいろ書類をひもといたんですが、そうでもないんですってね。ですってねというのはあれなんですけれども、デマンドにしてみななかった、うまくいかないこれを直している市町村もままあるんです。ですから、青木村の特効薬がセミデマンドをデマンドにすればいいというわけではないというのがいろいろわかってきて、全国見れば失敗事例、成功事例、いっぱいあります。幸いにしてその規制緩和が、有償無償のところ規制緩和の方向にありますので、そういうことを加味しながら、このいただきました委託費、バスの関係と、それから社協のこと、ほかのことも入れて、トータルとして青木村の公共交通、あるいはボランティアによる交通、交通弱者といいたいでしょうか、そういう方々に一番いい方法を考えていきたいというふうに思っております。

ただ、半年というのは非常に時間がないので、改革を何段階になるかもしれませんし、どういうふうにするか、十分失敗例、参考例を見ながら、あるいは先進地の視察などをしながら固めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮下壽章君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、また結果資料のお示しをよろしくお願いします。

○議長（宮下壽章君） ほかに質疑ございませんか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 幼保無償化に係る部分で2点質問させていただきます。

最初に、7、8ページの国庫支出金の民生費国庫補助金にかかわる部分で、幼保教育無償化事務費補助金として99万円、それにかかわって、歳出のほうでは9、10ページの民生費、保育所費の中で委託料、同じ額が計上されてございますが、このことについては、説明の中で条例例規の整備であるというふうな御説明を受けているところでございますが、当初予算では総務費の中で文書管理費委託料というところで例規集データ更新委託料374万円、例規システム委託料として261万円というふうに位置づけられているわけでありまして。

これとの関連性はどうかかなと。両者合わせて年間で635万8,000円ぐらいかと思いますが、例規のシステム改修に。その6分の1の額の99万円を必要とするようなデータ量なのかどうか、その辺について御説明ください。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 今回、8ページで上げさせていただいています99万円の関係につきましては、幼児教育無償化に伴ってくる例規整備ということなのですが、お話の中の総務費のほうの部分とは全く別でして、今回、10月からの無償化に伴ってくるもの限定ということで予算のほうをお願いしています。ですので、今回の、先ほどお認めいただきました保育所条例の改正、それから今回、幼稚園、それから認可外施設等につきましても無償化の対象になってくるわけですが、そちらも含めたルールの整備ということで上げさせていただいている99万円ですので、これは全く別物というふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今の園長の御説明はわかります。この無償化に伴う、その限定であるということはそのように理解をしておりますが、全体の当初予算の中では全ての例規集全体にわたる部分、年度当初ごとに行っていることだと思うんです。それで、その額に対して保育部分だけでこんなにかかるのかな、量からすればそれほど年間に比べて多くないのにこんなにかかるのかなという疑問ではありますが、今の御答弁ということで、それ以上は申し上げません。

別のことです。7、8ページのほうで、国庫支出金の教育費国庫補助金の中で、私立幼稚園就園奨励費補助金のマイナス、私立幼稚園施設利用給付金並びに子ども・子育て支援臨時交付金について増額されているということ。また、それにかかわって13、14ページのほうでは教育費の中で、補助金の部分で私立幼稚園就園奨励費補助金が減額され、子育てのための施設等利用給付金が増額をされています。いずれも保育料にかかわる歳入歳出ということの補正であり、給食費に係る補正は今後別途示されるというふうに理解をしているところですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的にはそのようになると考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、この部分から多少外れることにはなりますが、今、御確認いただきました給食費についてですけれども、社会文教委員会でもう御説明いただいていると

ころでありますけれども、給食費、厳密に言えば副食費についてですが、この部分については保護者負担を原則としているところでありますけれども、公費で助成される部分は以下のとおりだと確認をしています、それで間違いないかどうか御確認をお願いします。

2号認定3歳～5歳児の年収360万円未満は全額が補助される。そして、収入に関係なく全世帯の第2子について半額補助、第3子について全額補助をする。また、3号認定0～2歳児については、従来より副食費は保育料に含まれているという考え方からして、保育料が無償化される非課税世帯5名分については全額補助、その他の保育料については無償化の対象外であることから、従来の保育料負担のみで副食費の新たな負担はないと、そういうふうな確認でよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そのとおりです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 内閣府が本年5月30日に都道府県等説明会において示した幼児教育保育の無償化の実施に伴う食材料費の取り扱いについては、先ほど確認した、収入に関係なく全世帯の第2子についての半額補助はうたわれておりません。この部分は村の独自措置と考えてよろしいでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そのとおりです。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 独自措置が行われているということ、大変ありがたく思うところありますけれども、さらに進めて全世帯の第2子の全額補助を打ち出した場合、さらには全世帯の第1子についても全額補助というふうにした場合、どれくらい村の負担はふえるのでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現行制度が個別減免ですとか、もろもろちょっと複雑にはなっておりますけれども、大体200万円前後ぐらいかというふうに考えております。

○議長（宮下壽章君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その200万円ふえるということは、国等からの補助も鑑みて村の持ち出しが200万円ということなののでしょうか。それとも国からの補助分も含めてということでしょうか。

○議長（宮下壽章君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 国からの補助についてはちょっと不透明な部分があります。純粋に村からの持ち出しということでお答えさせていただきました。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 11、12ページで林業費の中の林業振興費で、委託料が1,900万円ほど計上されております。ちょっとお聞きしたいのは、これは県補助で何項目か補助をいただいて歳入になっているわけですが、この説明の項目の中では、国庫補助金事業委託料という名目の予算を支出しようとしているということなんですけれども、少し前に聞いた森林譲与税というようなものは全然関係なしの内容なんではないでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 今回、森林譲与税については関係ない案件でございます。

○3番（松澤正登君） わかりました。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほど質問をいたしましたけれども、それに伴って、令和元年度青木村一般会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算の大きな柱の一つに、幼保無償化による保育料関連の補正が上げられているかと思えます。この幼保無償化につきましては、財源に消費税10%増税を充てることとしており、その点は承服できるものではありません。本来的には消費税増額ではなく、国が財源を

別に確保すべきであるということを強く申し上げておきたいと思います。

しかしながら、幼保無償化そのものについては、村民の中でも歓迎する声が多く、さらに対象とされていない部分についても拡大が求められているところでもあります。

また、給食費の徴収による保育料の逆転現象が起きないように、軽減措置もとられていることから良とし、賛成をするものです。全国では既に保育園の副食費を無償化、あるいは国以上に軽減するという自治体が三桁を超す数に上がっています。長野県でも飯山市を皮切りに、この9月議会ではお隣の長和町でも副食費を無償化する方針を打ち出しました。また、本日の報道によれば、さらに多くの市町村でそうした措置を行うということが報道されています。青木村でも、国以上の部分として、先ほど確認しました第2子の副食費を半額補助するということを打ち出したわけですが、今後補正予算を組む中で、副食費のさらなる軽減、全額無償を実現されることを期待し、令和元年度青木村一般会計補正予算（第2号）に賛成をいたします。

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第14号 令和元年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 9、10ページになったかと思いますが、款1の運営管理費、目1の維持管理費という中で、修繕料が44万5,000円というふうに上げられておりますが、これは消費税10%増税に係る使用料2%分に当たる部分の使途ということになるかと思われます。

そうしますと、款1運営管理費、項1総務費、目1一般管理費、節27公課費の002消費税

納付金に充てるのが本来的な筋ではないかと思うわけではありますが、なぜそうならず修繕料というふうに振り分けられるのか、教えてください。

○議長（宮下壽章君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長（花見陽一君） 事業的に、修繕料に今回充当させていただいておりますが、修繕料も、行った場合に当然事業者消費税込みで会計からお支払いをしておりますので、その充当分ということで修繕料をここに充当させていただいております。公課費もあるわけでございますけれども、やはり修繕料も伸びておりますので、こちらのほうの事業ベースの2%分はこちらで充当したほうがよろしいという判断で、こちらに計上させていただきました。

○議長（宮下壽章君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

本補正予算は、さきの青木村営簡易水道条例の一部を改正する条例に伴う補正予算であり、同条例改正案に反対した趣旨により、本補正予算案にも反対をいたします。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

議案第15号 令和元年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、反対の立場で討論いたします。

議案第15号と同様に、本補正予算案は、さきの青木村公共下水道条例の一部を改正する条例案に伴う補正予算であることから、同様に同条例改正案に反対した趣旨によって、本補正予算案にも反対をいたします。

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（宮下壽章君） 賛成多数。

議案第16号 令和元年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第17号 令和元年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（宮下壽章君） 続いて、議案第2号 青木村火入れに関する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

原案に賛成の方の討論を許します。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 一般質問でいろいろお尋ねをしました。6月に提案されたときには、これは何じゃいという気持ちだったんですが、その後総建に付託されて、委員の皆さんが鋭意努力されて検討した結果、1ヘクタールというのを0.3ヘクタール、15人を5人以上というふうなことも報告されて、それから面と点と線という解釈の仕方によって、これ

はいろいろ解釈できるなど。

○議長（宮下壽章君） 山本さん、これは今原案に賛成です。修正案でなく原案だから、最初に3月議会でやった分が原案です。

○10番（山本 悟君） 6月ね。6月に提案されたそのまま修正なしということ。

○議長（宮下壽章君） 6月、それは修正なしの部分が原案です。この間、全協でちょっとややこしいのでという説明をさせていただいたんですが、その部分で、だから原案に賛成。それから原案及び修正案に賛成と。だから、修正した部分と、あと残りの原案の部分が賛成とかという、そういうふうに分かれています。

○10番（山本 悟君） 原案ね。だから6月に提案されたままで……委員長報告の修正はなしで原案。いずれはあれですか、修正した案を出すんですか。

○議長（宮下壽章君） 修正案というのが委員長のほうからされた、全体があって、その修正された部分と残りの原案の部分と引くくめて賛成とかという、そういうふうに持っていくんですが、もとの修正なしの原案に賛成というのと、その違いなんです。

○10番（山本 悟君） じゃ、もとへ。手を挙げたのを下げます。

○議長（宮下壽章君） ちょっとややこしくて大変申しわけありません。

次に行きます。原案及び修正案に反対の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 原案に賛成の方の討論を許します。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 修正案に賛成の方の討論を許します。

山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、さっきまでしゃべったのを生かしていただいて、同じことを2回しゃべると時間がもったいないので。

そういったことで、総建の皆さんは本当に努力されていい案を出してくれたなど。0.3、約3分の1で、それから15人以上を5人以上というふうなこと、あと面と点と線の解釈の仕方、それから77分の4で当村残っているんだけど、その中で特に反対する理由もないし、とにかく今回は一応修正もされたことだし、この案に賛成をしてということで。

それで、1つだけお願いしたいのは、村民の皆さんにとにかくできるだけわかるようにPRしてほしい。原案のまま示されると私のようにえっというふうに思う人が多いと思うので、修正案をよく、情報電話とか広報とかいろいろ使ってやってほしいなというのを付け加えま

して賛成討論といたします。

以上です。

○議長（宮下壽章君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（宮下壽章君） 討論終結、議案第２号 青木村火入れに関する条例について採決を行います。

初めに、委員長報告にありました修正案について採決を行い、その後、修正案以外の原案について採決を行います。

委員長報告のとおり、委員会における修正案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第２号 青木村火入れに関する条例については、修正案が可決されました。

続いて、修正部分以外の原案について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（宮下壽章君） 全員賛成。

議案第２号 青木村火入れに関する条例についての修正部分以外の原案については、原案のとおり可決されました。

よって、本件は修正可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（宮下壽章君） お諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第７条の規定によって、本日で閉会としたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（宮下壽章君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和元年第3回青木村議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時24分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

令和元年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和元年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録